

讃岐高松藩における「死の政治学」と幕藩制的社会秩序の維持強化(下)

—服忌令等葬送儀礼関連法令の

政治文化史的役割を問うなかで—

溝 渕 利 博

本稿では、讃岐高松藩において、これらの法令が幕藩制的社会秩序の維持・強化に果たした政治文化史的役割と意義について明らかにしたい。

キーワード・讃岐高松藩、服忌令、鳴物停止令、幕藩制的社会秩序、政治文化史

Abstract

How was people's death considered? How was people's death dealt with? If they are analyzed, understanding the social structure and the political state. Especially the statesman's death was a very political occurrence which brings confusion to rule order, the political intention can be read in such attendance-at-a-funeral courtesy. In such a case, It can be said to be "politics of death". "Politics of death" was also "actual politics" in that meaning.

In this paper, clarification is given to the political culture historical role and meaning which were achieved to maintenance strengthening of Shogunate-and-domain-system social order about these statutes in the Sanuki Takamatsu-han.

Keywords: the Sanuki Takamatsu-han, the statute about mourning, musical-instruments ban, Shogunate-and-domain-system social order, political cultural history

提出年月日 二〇一四年十一月三〇日 高松大学発達科学部准教授

"Politics of death" and maintenance strengthening of Shogunate-and-domain-system social order in the Sanuki Takamatsu-han —In the inside which asks the political culture historical role of attendance-at-a-funeral courtesy related statutes such as the statute about mourning—

Toshihiro Mizobuchi

要約

人の死をどう考え、どう取り扱ったかをみれば、当該社会の仕組みや政治のあり方がわかる。特に為政者の死は支配秩序に混乱をもたらす極めて政治的な出来事であったので、その対応の仕方(葬送儀礼等)の中には「死の政治学」ともいえる政治的な意図を看取することができる。その意味で「死の政治学」は「生の政治学」でもあった。政治文化とは体制の背後にあって、体制を支えているものであり、幕藩領主はその文化行為の政治性と心意政治を通じて領国支配を行い、幕藩制的社会秩序を確立していった。江戸中期にはこの社会秩序を壊すものとして切支丹や鳴物・贅沢などを対象とした統制や制限に関する法令が繰り返し発令された。

○讃岐高松藩における「死の政治学」と幕藩制的社会秩序の維持強化(下)

目次

第二章 讃岐高松藩の葬送儀礼関係法令

第一節 鳴物停止令

一 為政者の死と鳴物停止令……………4

二 鳴物停止令の内容と構造……………10

(一) 鳴物停止……………10

(二) 普請停止……………12

(三) 高声停止……………15

第二節 火之元入念令……………16

第三節 殺生禁断・魚鳥売買停止令……………19

第四節 禁字令・同名禁止令字令……………23

第五節 その他の穩便・遠慮令……………27

第三章 讃岐高松藩の服忌令等葬送儀礼関係法令の政治文化史的役割

役割

第一節 服忌令の政治文化史的役割

一 支配の正当性と継承者の再確認……………30

(一) 葬送と記念の社会的機能と意義……………30

(二) 東照宮の勸請と遷宮……………35

(三) 藩祖顯彰と墓所整備による明君神話づくり……………43

(四) 「御仁政」による施しと御赦……………52

二 「死の政治学」と幕藩制的社会秩序……………61

(一) 為政者の死と政治的身体(生ける死体)……………61

(二) 儀礼の社会秩序維持機能……………64

(三) 「家」意識と家族・親族秩序……………66

① 親族関係法令にみる高松藩の家中・領民対策……………66

② 墓石の変遷と「家」意識……………71

第二節 葬送儀礼関係法令の政治文化史的役割

一 鳴物停止令……………73

(一) 「静謐」の保持……………73

(二) 「慎み」の強制……………75

二 火之元入念令……………76

三 殺生禁断・魚鳥売買停止令……………78

四 禁字令・同名禁止令……………81

五 その他の穩便・遠慮令……………82

終章 近世讃岐の藩政における服忌令等葬送関係法令の政治文化史的役割と歴史的意義……………84

……………84

〈付表〉 讃岐高松藩の「服忌令等葬送儀礼関係法令」関連記事

年表……………102

以下は前号（『研究紀要』第61・62号合併号）に掲載。

○讃岐高松藩における「死の政治学」と幕藩制的社会秩序の維持

強化（上）

序章 近世讃岐の服忌令等葬送儀礼関係法令研究の現状と課題

第一章 讃岐高松藩の服忌及び服忌令

第一節 讃岐高松藩の服忌及び服忌令の内容

一 讃岐高松藩における服忌意識と服忌制度の存在

二 讃岐高松藩における服忌及び服忌令の適用事例

（一）三代藩主松平頼豊逝去時における服忌等葬送儀礼に

関する法令と適用事例

（二）高松藩における公儀御精進日・御正忌・御命日の周

知徹底

三 高松松平家における葬送儀礼と交際

（一）高松藩における葬送儀礼

（二）幕府への伺いと城使（城附・留守居）の役割

① 幕府への伺い

② 讃岐高松藩の城使（城附・留守居）の役割

（三）高松松平家の両敬・知音関係

① 大名家における「公務」と「交際」の意味

② 高松松平家の両敬・知音関係

四 家中統制法の中の服忌規制

第二節 讃岐高松藩の服忌と服忌令の構造

一 幕府服忌令と高松藩服忌令との関係

（一）高松藩の服忌令

（二）幕府の服忌令

（三）公儀御法度と国法・諸事御触

二 讃岐高松藩における死の呼称の階層構造と服忌関連規

制

（一）「死の政治学」と死の呼称の階層構造

（二）「死の政治学」と服忌関連規制

第三節 服忌令の政策意図と時代的背景

一 武断主義から文治主義への政策転換

（一）武家諸法度の改定と文治政策への転換

（二）服忌令の制定と「礼」的社會秩序づくり

（三）生類憐みの令の発令と綱吉の「仁政」

二 服忌令の整備と切支丹類族改め体制の確立

（一）人的移動の把握と寺請制度

（二）服忌令と切支丹類族改令

三 服忌令等葬送儀礼による藩主權威の確立と家族親族秩

序の形成

（一）藩主の死をめぐる諸儀礼と藩主權威の確立

（二）「家」の成立と家族親族秩序の形成

① 「家」の成立

② 家族親族秩序の形成

（三）藩政の確立と「親類書」の提出

第二章 讃岐高松藩の葬送儀礼関係法令

第一節 高松藩の鳴物停止令

一 為政者の死と鳴物停止令

鳴物停止令とは、近世における為政者等の死に伴って施行される鳴物・普請停止等の法的諸規制を総称したものである⁽¹¹⁾。近年ではさらに広く、月代を剃ることの禁止、大門を閉じること、簾を下すこと等々、特定の為政者の死及び法事にあたって要求される種々の慎みに関する法令を包括総称して用いる研究者もいる⁽¹²⁾。

高松藩で最初の鳴物停止令は、管見のところ明暦二年（一六五六）正月三日の家老彦坂織部の死去に際して城下に出された次の触である⁽¹³⁾。この時点では歌舞と鳴物は別物と理解されていたが、その一切を停止するという内容である。家老の彦坂織部は、寛永十六年（一六三九）にのちの高松藩初代藩主松平頼重が幕府から下館入封を命ぜられたときに、水戸藩主の父徳川頼房から興津所左衛門とともに、頼重の補佐兼家臣団の取りまとめ役として加えられた重要人物である。この触は、藩政初期におい

る高松藩成立の最大の功労者であった重臣の死去に対して、藩主松平頼重がその死を悼んでとった特別措置であろう。

一、彦坂織部殿今日御死去被成候間、歌舞其外鳴物一切止可被申候、為其如斯二候、（傍線筆者）
右之通、寺町江も申触候。

これより以前、寛永十六年（一六三九）六月の家中諸法度にも公務中の音曲や高声を禁止する条項があり、江戸前期において高松藩では、普段から静謐な環境を維持することが求められていたことがわかる⁽¹⁴⁾。

諸法度

一、於番所ニ音曲高声無形義並猥ニ煙草一切制禁之、違背之輩可為過料事、（傍線筆者、）
一、喧嘩口論若在之刻、或ハ存親類縁者之因、或依知音傍輩之好致荷担、是非之助言堅令禁止之、於違犯之輩可為曲事、
一、城中若令火事出来之時、所々門々請取之、組頭自身改其品可為致出入、猥ニ出入可為無用、但火之本遠則役者之外、
城中江一切不可参候事、

一、普請之割、大奉行小奉行並雖為枝支之下知、聊不可致違背、若違犯之族曲事、主人組頭不為越度事、

右條々、堅可相守者也。

寛永十六年六月日

藩主で最初の鳴物停止令は、享保二十年（一七三五）十月廿日の三代藩主松平頼豊逝去に関連して同月廿七日及び同月廿八日付で領内に出された御触の中にある^山。

十月廿七日

一、大殿（頼豊）様御氣色不被為叶御養生、去ル廿日酉中刻御逝去被遊候由、今日御到来在之候間、火之元等入念諸事穩便ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候、此段支配々江申渡候事。

十月廿八日

一、魚棚ハ見世ヲも打セ、魚商売堅停止之事、
一、町中見世ハ打セ申間敷候、商売ハ密々可仕候事、
一、諸殺生堅停止之事、
一、鍛冶屋槌音停止之事、（傍線筆者、以下同じ）

一、檜物屋槌音右同断之事、

一、綿打右同断之事、

一、普請鳴物高声、惣而遊山ケ間敷義停止之事、

（中略）

覚

一、郷中万々静ニ相慎百姓共騒敷仕間敷候、尤郷侍ハ高松江参候共逗留不仕早速罷帰り、所々火之元等入念可申付候、支配之代官ハ尚以諸事氣ヲ付可被申候、

一、家普請鳴物等迄、急度御停止ニ候、

一、郷中井川之普請共、御停止ニ候、

一、山分獵師并諸殺生停止被仰付候ニ付、郷中入念申渡候、

一、此度御至来ニ付、大政所共一人ツ、御悔ニ罷出郡明ケ置不申様、可仕候、

一、東西塩屋方手代共、随分諸事静ニ火之元等入念相慎候様、可申付旨申渡候、

一、郷中火之元入念、町々身分番増番之者申付候、尤香川附手代共昼夜火之廻リ為仕候、吉川市左衛門義も御用之間見合昼夜共相廻リ候様、申渡候、

一、鍛冶鑄物師木綿打桶師等家職者共、停止申付候、

一、大殿様御尊轡西堀川江御着船、直ニ仏生山盤若台江被為入

候間、御道筋之義等匱末無之様ニ可申渡候、

右之通、可申渡哉之由、山崎藤十郎申出候ニ付、其段縫殿殿江申達、右之趣申渡候様ニと、藤十郎江申聞候事。

享保二十年十月廿日に江戸藩邸で逝去した松平頼豊の報が、高松に到着した十月廿七日には、早速、領内全域に対して火之元等入念・諸事穩便・諸殺生禁止・津留の御触が出され、翌廿八日には、町方に対して鍛冶屋槌音・檜物屋槌音・綿打槌音・普請鳴物高声之停止、郷中に対しても家普請鳴物等之停止、井川普請之停止、鍛冶・鑄物師・木綿打・桶師等家職之停止などの細かな服忌規制が合計四十五項目にわたって命じられている。この後、十一月朔日には、浦方と郷中に十月廿八日から出されていた諸殺生・井川普請停止の御免令が発令され、十二月朔日には御家中・町郷中へ出されていた仕掛り普請も許可になっている。そして十二月十日には御中陰之内に命じられていた御城下火之廻り・川口津留・町郷中諸メり等も十一日から無用になったが、舞楽だけは暫く相慎むように指示されている。このように、最後まで鳴物だけは服忌規制の対象となっており、藩主の死による政治社会的混乱を避けるとともに、領内の静謐を保つための重要なキーワードであったと考えられる。

明和八年（一七七二）七月十八日の高松藩五代藩主松平頼恭逝去時にも次のような御触が出されている⁽¹⁶⁾。

殿様御違例不被為 御養生、去ル十八日亥中刻御逝去被遊候、今日御至来在之候、手前々々火の元入念諸事相慎穩便仕可罷有候。

殿様御儀 源移様与可奉唱候

奥様御儀 清操院様与可奉唱候

若君様御儀 殿様与可奉唱候

右之通例忝人呼ニ而御横目中被仰渡有之候。

七月廿八日

殿様御逝去ニ而諸殺生令禁止津留可被申附

一、山分獵師諸殺生停止之事、

一、家普請・鳴物・高声停止可仕候、（傍線筆者、以下同じ）

一、鑄師・綿打并惣而居細工停止可仕候、

一、井河普請停止之事、

一、御中院之内諸事相慎遊興ケ間敷儀ハ勿論諸事穩便可仕候、

一、火元入念可候、

右之通、御触在之端々迄入念御申渡可被成候、尤寺社江茂前々

之通村方より御申達可被成候。

七月廿九日

富岡小左衛門

国方甚五右衛門

尚々今日寄合相延申候也。

御中院之内

一、大政所忝人宛郡中毎日相廻り可申候、

一、政所支配之村々毎日相廻り可申候、

右之通、火元諸事相慎蜜罷有候様ニ可申渡候、尤他国者并胡乱ケ間敷者一切留置不申様ニ、小百姓共迄も入念可申渡事、

一、郷騎馬・郷侍御領地相廻り申節、政所居合申候ハ、罷出

村中相更義無之段可申達候、政所居合不申候ハ、与頭指

出右之段可申達候、

右之通、申渡候間、各忝人つ、毎日郡中可相廻候、政所共江も

右之趣御申渡諸事入念申様御申渡可在候、

殿様御逝去被為遊諸事相慎可罷有候。

(中略)

一、郷中井川普請、但揺木伐渡義も不苦候、

一、山分御免之獵師、身辺之獵師 一、鑄物師 一、桶師

一、鍛冶 一、綿打其外居物細工之分不苦候

一、せんだく物打 一、布織

右之通、今日より御免ニ相成候由被仰渡有之候間、左様御心得毎々之通御申触可被成候。

安部治兵衛

中村助四郎

右之通、申来候間、早々御申渡可被成候。

八月三日

一筆申達候、然者此度 御忌中ニ付郡廻り致候様被仰付、

依之明後六つ時致出達其村々罷過候間、与頭忝人つ、村境へ御指出置可被成候、明日直ニ専山辺迄も罷越申積ニ付急出達致し候。

八月七日

富岡小左衛門

一、御着棺之節御通筋へ不限男女、忝人ニ而も拜ニ罷出候義、

決而相成不申候、若心得違罷出候者有之候ハ、急度相答

申義御座候、左様ニ御心得村々へ入根ニ可被仰付候、右両

様共無間違御取計可被成候。

八月七日

右之通、申来候間粗末無之様御申付可被成候、若間違有之候而

者追而相濟不申候、以上。

富岡小左衛門

国方甚五右衛門

(中略)

一筆申達候、然者来十四日五日頃 御着棺之御日積ニ而御座候間、筒音決而相成不申候、譬玉不込筒ニ而も筒音相成不申候、村内端々迄入念御申触可被成候。

八月十日

両大政所

一筆申進候、然者来廿四日 源穆様御法事相濟候、御当日ニ而獵留被 仰付候間、此段村方へ御申渡可被成候、以上。

八月十日

両元々

右之通、申来候間、早々御申触可被成候、以上。

八月廿九日

両政所

(中略)

御台様去月廿日薨去ニ付、今日より七日迄普請・鳴物・高声御停止筈ニ候得共、御中院之故改相触不申候、弥火元可被入念

候、

右之通、年寄中被仰候間被得其意、支配并手代其以下へ者支配方より可被申渡候。

九月朔日

横目中

御目見以上之面々其外之分不殘

(中略)

一、御忌中ニ付所々固事申付津留可申付旨、先達而申渡候へ

共、御(家脱か)督統被仰出候間最早其後ニ及不申候事、

大政所郡内相廻り候義者無用ニ可致候、

右之通、今日被 仰渡有之候間左様相心得被成、夫々村々へも御申触可被成候。

九月七日

大政所

(中略)

一筆申進候、然者明十日より 御忌被為渡候間、郷中諸社神樂大鼓明十日より為打候義不苦候、并恒例之神事祭祀執行之義是又不苦候、尤来ル十四日より十六日迄同法事有之候間、右日数

之内ハ致用捨可申候、

九月九日

右之通、被 仰付候、尤寺社之面々へ其村々より申通候様申来候。

九月十日

両大政所

来ル十四日より十六日迄 源懷様御法事ニ付、十六日計胤留被仰付候。

ここには、五代藩主松平頼恭逝去の報が国元に届いてから葬儀・中陰・法事に至るまでの葬送儀礼に関連する法令が、時系列に沿って整理されており、江戸中期讃岐高松藩における藩主葬送儀礼関連法令の全貌とその相互関係について知ることができる。訃報が到着後、まず火の元入念、諸事相慎・穩便、翌日には諸殺生禁止令、津留が申付けられ、具体的には山分胤師諸殺生停止、家普請・鳴物・高声停止、鑄師・綿打・居細工停止、井河普請停止、中陰之内諸事相慎・遊興・穩便、火元入念の六項目の触が領内隅々に申し渡されている。続いて大政所・政所に対して郡中・村々を毎日見廻り、これらの法令順守状況を監督指導するような命じている。

このような為政者の死に対してとられる政治的措置は、一般に

中世の「天下触穢」という措置が、近世の「鳴物停止令」に繋がったとされ、為政者の死などに際して、幕府・藩などが命じる鳴物・普請等の禁止といった諸規制を指すもので、死者の認知機能や規制日数の差異による死者の序列機能などを持つものであった。当初は政治的危機に対する秩序回復のための政策、つまり、『天下静謐』―政治・社会秩序が維持された状態―をもたらすため、武士及び民衆に静謐と慎みを命じた法令であったものが、漸次幕藩政治の安定に伴い、『將軍家の『御威光』を高めるための權威支配装置』という性格も有するようになったとされている¹⁶⁾。

高松藩において先述の五代藩主松平頼恭の死に際して出された鳴物停止令などの葬送儀礼関連法令も、同様な政治的機能を果たしたものと考えられる。そのうち鳴物停止令については「一、家普請・鳴物・高声停止可仕候」などと、普請・鳴物・高声の三つがセットで規制されているところに特徴がある。但し、これにも死者の身分や格式によって、その組合せや規制内容に格差があったことがわかる。例えば、將軍の死の場合は「普請・鳴物等惣而高声等停止」、將軍の正室・嫡子の死の場合は「普請・鳴物・高声等停止」、天皇の死の場合は「普請・鳴物等惣而高声等停止」、上皇の死の場合は「七日之内鳴物・高声等停止、仕掛之普請三日之内相止」、高松藩藩主の死の場合は「家普請・鳴物・高声停止」、

藩主の正室・子・養女の死の場合は「普請・鳴物・高声等停止」、藩主の側室の死の場合は「鳴物・高声等停止、普請等相止」、両敬関係者の死の場合には「鳴物・高声等停止、仕掛之普請不苦候」、家老の死の場合は「歌舞其外鳴物一切止」「三日之内普請・鳴物・高声等遠慮」とあり、八代藩主松平頼儀正室順正院の法事の場合にも「鳴物・高声等停止、仕掛之普請不苦候」と定められている。共通しているのは「鳴物・高声」の二つはいつもセットで規制の対象となり、普請だけが死者の身分や格式によって規制内容に差が設けられていることがわかる⁽¹⁷⁾。

二 鳴物停止令の内容と構造

(一) 鳴物停止

江戸幕府の鳴物停止は、梵舜著『舜旧記』の寛永九年（一六三二）二月八日条に「江戸相国様、（中略）去月廿四日ニ御死去之儀也、天下萬ノ鳴物悉相止リ、貴賤恐怖之義也、サレトモ日本静謐之故、少モ無相違也」とあり、同年正月二十四日の二代将軍徳川秀忠の死去に際して初めて鳴物停止が命ぜられていたことがわかる⁽¹⁸⁾。將軍の死という政治的危機に対して、天下の全ての鳴物が止まり、「日本静謐」という社会状況の回復が強く要請

されていたといえる。

高松藩で最初の鳴物停止は、明暦二年（一六五六）正月三日の家老彦坂織部の死去に際して城下に出された歌舞鳴物停止の触である⁽¹⁹⁾。そこには「歌舞其外鳴物一切止」とあり、まず「歌舞」が取り挙げられ、続いて「其外鳴物」を挙げて、その「一切止」を命じている。この時点では「歌舞」と「鳴物」が区別して認識されていたことがわかる。しかし、なぜ「歌舞」のほうが先に例示されたのだろうか。その背景には、前年に起こった風流踊の流行による領民の宗教的集団行動に対する規制意識が働いたものと推測される。つまり、近世初頭から前期にかけては、讃岐では慶長十九年（一六一四）八月の伊勢神踊（『讃岐国大日記』）や、寛永年間（一六二四～一六四三）の生駒踊（『讃羽綴遺録』）などの風流踊が周期的に流行り、明暦元年（一六五五）六月には鹿島神宮の御幣を祀って踊りながら次の村へ送っていくという鹿島踊が、宇多津から起こって領内の村々を巡って阿讃の国境にまで波及するという⁽²⁰⁾、ある種の政情不安を煽り立てる可能性のある大きな出来事があったことに起因するものと考えられる。さらに一家老といえども、高松入部以来の重臣の死が与える家臣団及び領内の動揺を抑えるとともに、藩政の不安定要因を取り除く必要があったために、「歌舞」のみならず「鳴物」を一切止めたもの

と想像される。

鳴物停止令の地方的展開について、高松藩では明暦期という比較的早い時期に家老の死に際して藩独自の鳴物停止令を布達するなど、その時期は四代將軍徳川家綱政権下の幕府が寛文二年（一六六二）に將軍以外の大老酒井忠勝死去時に初めての鳴物停止を命じた時より六年早く^⑫、藩として幕政の文治主義への政策転換に素早く対応していたことがわかる。

高松藩の鳴物停止の発令方式については、明暦二年の家老彦坂織部の死去に際して出された最初の鳴物停止に関する御触では「歌舞其外鳴物一切止」と、「歌舞」と「其外鳴物」がセットとなっていたが、享保十七年（一七三二）の高松藩大老大久保守美の死去の際に出された御触では「普請并鳴もの高声等御遠慮」となり、それ以後は「鳴物」と「高声」とがセットになって停止されるのが定例となった。

また、鳴物停止の具体的な規制内容については、高松藩三代藩主松平頼豊逝去時の享保二十年（一七三五）十月廿八日に領内に出された御触の中に「一、鍛冶屋槌音停止之事、一、檜物屋槌音右同断之事、一、綿打右同断之事、普請鳴物高声、惣而遊山ケ間敷義停止之事、（中略）一、鍛冶鑄物師木綿打桶師等家職者共、停止申付候」とあり^⑬、また、明和八年（一七七二）七月十八

日の高松藩五代藩主松平頼恭逝去時にも、七月廿九日に「一、家普請・鳴物・高声停止可仕候、一、鑄師・綿打并惣而居細工停止可仕候」、八月三日には「一、鑄物師 一、桶師 一、鍛冶一、綿打其外居物細工之分不苦候 一、せんだく物打 一、布織」について「右之通、今日より御免ニ相成候由被仰渡有之候間、左様御心得毎々之通御申触可被成候」と申し渡されている^⑭。すなわち、鳴物停止の適用範囲は、一般的な鳴物のほかに鍛冶屋・檜物屋・綿打の槌音、鍛冶・鑄物師・木綿打・桶師等家職者、居物細工、せんだく物打、布織など家職に関連して音を出すものが対象になっていることがわかる。

鳴物停止の停止日数については、藩主一族関係では、藩主の場合合は六十日間、藩主の子の場合合は十七日間、藩主夫人の場合合は十五日間、藩主正室法事の場合合は二日間、両敬大名関係では、水戸藩主正室の場合合は十五日間、藩主養女で両敬大名正室の場合合は十三日間、藩主一族で両敬大名の場合合は三日間、藩主一族で両敬大名の子の場合合は一日間、両敬大名正室の場合合は三日間、両敬大名の隠居の場合合は三日間、藩の重臣関係では、藩家老（大老）の場合合は三日間、また將軍家関係では、將軍の場合合は二十四日間、將軍正室の場合合は七日間、將軍の子の場合合は二日間、御三卿正室の場合合は三日間、御三家姫の場合合は一日間、御三卿の子の場合合は

一日間、天皇家関係では、天皇の場合は七日間、上皇の場合は七日間となっていた。

高松藩では被適用者の家格や高松松平家との親疎関係に基づいて、鳴物停止の規制内容の範囲や停止日数に段階差を設けて序列化を図っていたと考えられる。これらについては藩の中で一定の先例に基づいた基準があったものと想像され、五代藩主松平頼恭の時代には一門中の過去帳にあたる「追遠録」が編纂されるなどしている⁽¹⁸⁾。

鳴物に対する規制用語については、「停止」・「無用」・「止」・「遠慮」の四つの段階があった。まず「停止」については、宝暦十一年（一七六一）の九代將軍徳川家治薨御の際に出された「普請鳴物等惣而高声等御停止ニ候」（別所家文書『宝暦十一巳御用留』）など、將軍家・御三家・御三卿関係者、天皇・上皇、藩主及び藩主一族、同敬大名家の関係者が死去した場合に用いられている。次に、安永四年（一七七五）に輝姫が早世した際には「普請鳴物高声等無用ニ可仕候」（別所家文書『安永四未御用留』）とあり、「無用」という用語が用いられている。また、明暦二年（一六五六）に家老の彦坂織部が死去した際には「歌舞其外鳴物一切止可被申候」と表現され、「止」という用語が使用されている。最後に、「遠慮」については、文化四年（一八〇七）の川治

郎並びに翌年の志摩殿御息千松が死去した際に、それぞれ「今日中普請鳴物高声可被致遠慮候」（『高松藩東浜記録』）とあり、鳴物は普請・高声とともに「遠慮」すべき対象とされている。このように、服忌被適用者の家格や格式に応じて、規制の強制度を表す用語を段階ごとに区分して用いていたものと考えられる。

（二）普請停止

享保二十年（一七三五）十月廿日に江戸で逝去した三代藩主松平頼豊に関して、同月廿八日付けで領内に出された御触の中に、「一、普請鳴物高声、惣而遊山ケ間敷義停止之事」（傍線筆者）と申渡されており⁽¹⁹⁾、文政十二年（一八二九）三月八日に六代藩主松平頼真の側室が逝去した際には、同日付けで次のような内容が家中に申し付けられている⁽²⁰⁾。

横目中

- 一、即就院様今日午中刻ニ御逝去被遊候ニ付、鳴物高声御停止ニ候、尚普請等相止め、手前々火之元入念可申付候事（傍線筆者）。

その後、同月廿二日には、次のような普請赦免令が出され、結

局普請は十五日間の相止め期間であったことがわかる。普請赦免令とは、普請行為の規制緩和及び規制解除を命じる法令である。

横目中

一、明廿三日より普請ハ不苦候事。

ここで注目すべきは、藩主の逝去に際しては、普請鳴物高声がすべて「停止」の対象となっているのに対して、藩主の側室の逝去に際しては鳴物高声だけが「停止」の対象となり、普請等は「相止め」の取り扱いになっている点である。藩主と藩主の側室という立場の違いはあるが、鳴物停止令の中でも鳴物と高声はセットで同格の取り扱いを受け、普請はそれより一段低位の取り扱いを受けていることがわかる。これには、普請停止が鳴物停止に付随する形で始まったという歴史的経緯と、普請停止が大工等一般町人の生活と密接に関係していたことなどが背景にあったものと考えられ、江戸町触では元禄十年代以降、普請に関わる規制が緩和されている⁽¹⁷⁾。

また、文政十二年（一八二九）四月十五日に九代藩主松平頼熙の正室賢正院が逝去した際には、同月廿五日付けで次のような内容が家中に申し渡され、同年六月五日には普請赦免令が出されて

いる⁽¹⁸⁾。

横目中

一、奥様（賢正院）去ル十五日亥下刻、御逝去被為遊候段、今日御到来在之候、依之、御家中之面々普請等相止め、手前々火之元入念諸事相慎可申事。（傍線筆者）

横目中

一、明六日より諸事平生之通被仰出候事、但、今日御忌明ニ候得共、若殿様御忌中ニ被為在候ニ付、是迄之通ニ相心得可申候、尤武芸之稽古并普請等ハ不苦候事。（傍線筆者）

これによれば、藩主の正室が逝去した場合の忌中期間（藩主家族を除く）が四十日間であったことや、武芸之稽古が普請等と同様の取り扱い対象となっていることがわかる。

さらに文化二年（一八〇五）十一月六日に六代水戸藩主徳川治保が逝去した際には、両敬関係にある高松藩では八代藩主松平頼儀が二十日間の忌中期間、徳川治保の娘で高松藩七代藩主松平頼起の正室となった阜安院は五十日間の忌中期間中、鳴物高声停止

となっているが、仕来（掛）之普請は十五日間停止のみの取り扱
いとなっている。次の御触は、年寄中から横目役を経由して前者
は村方に、後者は町方にそれぞれの支配方から申し渡されたもの
であるが^⑩、特に城下町の町方に対して「其町切浦屋借家之者
共迄入念申渡、遊興等相愼せ、火之元入念可申付候」と、村方と
は違うより厳密な静謐さを要求しているところに特徴がある。

水戸中納言（六代水戸藩主徳川治保）様、去ル六日

御誓去被為 遊候ニ付、

殿様（頼儀）、

阜安院様（徳川治保娘・前藩主頼起室）御忌中ニ被為在候間、

右ニ付、代官

手代昼夜相廻せ（世）可申旨、被 仰付候。

一、御同断ニ付、来ル廿五日迄、

殿様御忌中ニ被為遊御座候、并来ル廿五日迄、

阜安院様御忌中ニ被為在候間、今日より来月

廿五日迄、鳴物高声御停止ニ候、仕来之普

請、来ル廿二日より不苦候。（傍線筆者）

右之通、年寄中被仰候間、被 得其意、支配并

手代足輕江者、其以下、支配の方より可申渡候。

十一月七日

右之通り、横目役中条幸馬より被申聞候事。

水戸中納言（治保）様去ル六日御逝去被為遊候ニ付、来る廿
五日迄殿様御忌中ニ被為遊御座候。并来月廿五日迄阜安院様御
忌中ニ被為在候間、今日より来月廿五日迄、鳴物高声御停止ニ
候。仕掛之普請ハ来ル廿二日より不苦候。（傍線筆者）

右之通御触在之候間、其町切浦屋借家之者共迄入念申渡、遊興
等相愼せ、火之元入念可申付候。

十一月十七日

旧藩主等の法事に際しては、その期間中、仕掛りの普請だけは
次のように許されていたことがわかる^⑪。

横目中

一、源欽様（頼恭）就御一周忌、来ル廿二日より同廿八日迄、

於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元可被入念

候、仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相愼候、（傍線筆

者）

右之通、夫々江御触在之候事。

(寛政五年七月十九日)

横目中

一、龍雲院様(頼重) 百回御忌ニ付、来ル十日より十二日於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元可被入念候、仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候、(傍線筆者)
右之通、御家中之面々并夫々江相触可申旨、被仰出候。

(寛政六年四月五日)

他の服忌規制に比べて、仕掛之普請の停止は庶民の生活や生業に直接影響を及ぼす性格を持っていたので、一定条件のもとで緩和措置がとられたものと考えられる^(四)。

(三) 高声停止

讃岐で最初の服忌に関する高声停止令は、享保二十年(一七三五) 十月廿日の三代藩主松平頼豊の逝去に際して、同月二十八日に領内に出された御触の中の次の条項である^(五)。

一、普請鳴物^{高声}、惣而遊山ケ間敷義^{停止}之事。(傍線筆者)

また、明和八年(一七七二) 七月十八日の五代藩主松平頼恭の逝去に際しても、同月廿九日に次のような御触が出されている^(五)。

一、家普請・鳴物・^{高声停止}可仕候。(傍線筆者)

このように、高声は、藩主の逝去の際には普請や鳴物とともに停止の対象となるなど、鳴物停止令の重要な三点セットの一つとなっていることがわかる。

しかし、これ以前から高声の禁止は、松平家の諸法度にみられ、常々藩士の守るべき服務規定の一つとされていた。

諸法度

一、於番所ニ音曲^{高声}無形義並猥ニ煙草一切制禁之、違背之輩可為過料事。(傍線筆者)

(中略)

右條々、堅可相守者也。

寛永十六年(一六三九) 六月日^(五)

寛永十九年(一六四二) 五月七日に高松藩初代藩主松平頼重が、

讃岐高松に入封した際に諸士に対して十九ヶ条の法令を出しているが、その第六条にも高声を禁止している条項がある。

一、下館分限帳曰、(中略) 公(頼重) 将至讃州、命諸士以法令十九條、(中略) 六日、御供時高声並於町中可令取馬口、及喫烟可鎮火。(傍線筆者) ⁽¹³⁾

また、慶安五年(一六五二) 九月十八日の法令にも高声停止の項目がみられ、高松藩では伝統的に秩序を乱す高声を禁止して領内の静謐保持に努めていることがわかる。

法令

一、登城之節、(中略) 附り、不限御城ニ、惣而供之先ニ而無指図而内江入へからず、並直参ハ不及申、雖為下々他所之者と入交り高声不致無礼ヲ如何様ニも慇懃ニいたし、中間トしてむさと咄シ無用之事。(傍線筆者)

一、客来或ハ使者在之節、番所之面々慇懃ニいたし、尤嘶高声堅停止之、

(中略)

慶安五辰年九月十八日 ⁽¹⁴⁾

高声禁止の伝統は中世に遡ることができ、高声は、中世以来、日常的な世界ではそれ自体「狼藉」とされ、「高声狼藉」として忌避されており、特に「高声」が厳しい禁制の対象となつたのは、神前、仏前であつた ⁽¹⁵⁾。高松藩でも、寛文十年(一六七〇) 正月廿五日付けの「仏生山法然寺條目」には「一、参詣之面々、総門之内、於山中墓所不可致飲食、并乱舞高歌等諸事賄猥奈留儀、一切可令停止事」(傍線筆者) とあり、ここにも中世以来の高声に対する忌避・禁制の伝統が生きていることがわかる ⁽¹⁶⁾。これら高声禁止の伝統が背景となつて、非常時である服忌規制の中に高声停止令が盛り込まれたものと推測される。

第二節 火之元入念令

三代藩主松平頼豊が逝去した際に、享保二十年(一七三五) 十月廿七日及び同月廿八日付けで領内に次のような御触が出されている ⁽¹⁷⁾。

十月廿七日

一、大殿(頼豊) 様御気色不被為叶御養生、去ル廿日酉中刻御逝去被遊候由、今日御到来在之候間、火之元等入念諸事

穩便ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候、此段支配々江申渡候事。(傍線筆者、以下同じ)

(中略)
覚

十月廿八日

一、町中昼夜共自分番木戸番出シ置、折々拍子木打セ可申候、尤昼之内ハ木戸打セ可申事、

一、町年寄共昼夜一兩度ツ、町内廻可申事、

(中略)

一、同心之者町廻リ之義、昼夜間もなく廻り、火之元随分入念、其外騒敷事無之様ニ可仕候、町年寄共江申付候事、

(傍線筆者)

(中略)

右之者、指戻シ可申候、尤無抛者ハ夫々宿屋共より役所江断ヲ申出、聞置之上指置可申候。

(中略)

覚

(中略)

右之通、浦々江申渡、所々仮番為仕火之元等入念諸事相慎候様可申渡候旨、縫殿江申達候処、申出候趣尤之由御申被成候ニ付、支配方江申渡候間、聞置候様渡辺右記申聞候事。

一、郷中万々静ニ相慎百姓共騒敷仕聞敷候、尤郷侍ハ高松江参候共逗留不仕早速罷歸り、所々火之元等入念可申付候、支配之代官ハ尚以諸事氣ヲ付可被申候、

(中略)

一、東西塩屋方手代共、随分諸事静ニ火之元等入念相慎候様、可申付旨申渡候、

一、郷中火之元入念、町々身分番増番之者申付候、尤香川附手代朋昼夜火之廻リ為仕候、吉川市左衛門義も御用之間見合昼夜共相廻り候様、申渡候、

(中略)

右之通、可申渡哉之由、山崎藤十郎申出候ニ付、其段縫殿殿江申達、右之趣申渡候様ニと、藤十郎江申聞候事。

藩主の逝去に際して、領内では服忌に関する御触が家中はもとより町方、浦々、郷中にそれぞれの支配方から事細かに申し渡され、特に火之元については昼夜の見廻りを怠らないよう入念に行うことを命じるなど、領内の静謐さの保持に努めていることがわかる。火之元入念令は、鳴物などの音の規制とは異なり、火の使

用そのものが禁じられたわけではなく、入念に扱うようにという指示の内容であった⁽¹⁸⁾。

享保九年（一七二四）十月三日には高松藩歴代藩主等の御精進日の取り決めが制定され、將軍家並びに藩主及びその家族の法事に際しても、法事期間中の火之元入念が命じられていることがわかる。

天明元年（一七八七）八月十八日

一、御代々様御精進日ニ遠慮閉門等取計ひ、近頃差別無之様相成居申候ニ付、享保九辰十月三日究之通相心得、尚又左之通、

一、御代々御日柄ニ而も夜分ハ不苦候、御待夜ハ用捨可致候

一、火之元触出候御法事之節、御結願御当日ニ而も夜分ハ最早不苦候、（傍線筆者）

一、御当日御廻向ハ用捨ニ不及候

但、本門寿院ニ而在之候後当日御廻向ハ火之元触出申候間、用捨可致候、

是又御当日之夜分ハ不苦候、御待夜ハ用捨可致候

一、御呵之義も右ニ唯シ可申候、評義之上認加へ候

一、御代々様之外、当時ニ而ハ、永昌院様（六代藩主松平頼

真の正室）御日柄ハ御代々様御同様ニ相心得可申候、
右之通、此度相極候⁽¹⁹⁾。

横目中

一、権現様（初代將軍徳川家康）、式百回 御神忌被為当候ニ付、来ル十五日より十七日迄、二夜三日之御法会被仰付候間、諸事相慎火之元入念可申付候、尤普請ハ不苦候事。

（傍線筆者）

右之通、御家中之面々江相触可申旨、今日山室太一兵衛江、左馬之助殿御申渡候事。

文化十二（一八一五）年四月十一日⁽¹⁰⁾

横目中

一、龍雲院様（初代藩主松平頼重）百回御忌ニ付、来ル十日より十二日於淨願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元可被入念候、仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候、
右之通、御家中之面々并夫々江相触可申旨、被仰出候。

寛政六年（一七九四）四月五日⁽¹¹⁾

横目中

一、即就院様（六代藩主松平頼真側室）御一周忌ニ付、明七日

より八日迄、於浄願寺ニ御法事被仰付候、火之元入念、遊

興之義可相慎候、仕掛之普請ハ不苦候事。

文政十三年（一八三〇）三月六日¹⁸

火災と鳴物停止令との関係について、近世最初の鳴物停止令

は、寛文十三年（一六七三）五月九日の禁中炎上により出されたもので、近世の「鳴物停止令」が中世の「天下触穢」の対象であった失火穢を引き継いだものであったと考えられている¹⁸。高松藩では、初代藩主松平頼重の時代から常々火の用心には御触を出して細心の注意を払っていたことが次の二つの史料からもわかる。

一、英公の御代には、冬向大風吹候時は風触と申て御家中相廻り、火之元念入、居屋敷屋根に水打可申旨、被仰出候故、少し風吹候へは、人々居屋敷之屋根へ水を打申候、常々足たまりを屋根に致置、早々人数を上げ水を打申候、殊外やかましき事に候、御一代にて水打は相止候得共、風さえ吹候へは火元念入候様にと御触にて、御家中に今に触廻申候。元は 英公思召にて被仰付候事に候¹⁹。

承応二年（一六五三）十月晦日

御町江触候覚

一、火之用心能々念ヲ入可申付候、下々ふせり候而以後、家主

火之元ヲ見廻り可申候、若不沙汰ニ仕火事出来仕候ハ、急

度可申付候事。（傍線筆者）

（中略）

右之條々、堅可相守者也¹⁶。

また、藩主が上京のために江戸を発つ際にも火之元の入念を命じている。

一、殿様就御上京ニ、昨十五日江戸御発駕被遊候筈ニ在之候間、手前々之火之元別而入念、下々ニ至迄尚いかさつケ間敷義無之候様ニ、諸事入念可申付候。（傍線筆者）

安永元年（一七七二）十一月十六日¹⁶

第三節 殺生禁断・魚鳥売買停止令

高松藩では、明暦元年（一六五五）九月廿九日に城下近辺や在々における諸鳥殺生が御法度となつてゐることがわかる¹⁷。

一、御城下近辺并在々ニ至迄、諸鳥殺生仕候事跡々より堅御法度ニ候得共、弥来朔日より在々江も申付改申候、若背候輩於在之ハ過料取申候間、左様御心得可被成候、(傍線筆者) 右之趣、御組中江も急度可被仰渡候、以上。

続いて、元禄二年(一六八九)九月十三日には次のような御触が町方・郷中に出され、將軍家及び高松藩関係の御精進日・御正忌・御命日など特定の日について、諸殺生が禁止されていることがわかる⁽¹⁸⁾。

覚

一、四月八日 一、四月十七日 一、七月十五日

一、八月十五日 一、十月十日

一、諸殺生、堅仕間敷候事、(傍線筆者)

一、従前々相定之通、仏事法事共禁酒之事、

右、急度可相守、若相背者在之候得ハ、町方ハ年寄五人組、郷中ハ政所組頭等迄、可為越度者也、

しかし、あまり徹底しなかったようで、元禄二年十一月三日には次のような御触を出して、江戸の御政道である五代將軍徳川綱吉の生類憐みの令の趣旨に沿って、殺生を遠慮するよう命じてい

る⁽¹⁹⁾。

一、御家中若キ衆中、吹筒指竿ヲ持参致、郷中江罷出、殺生被致候衆中数多在之様ニ相聞江、今程ハ江戸ニ而も殺生之御政道も御座有ル義ニ候間、被致遠慮可然之由、御触在之候事。(傍線筆者)

さらに元禄七年(一六九四)四月には次のような書付を出して、將軍家及び高松藩関係の御精進日・御正忌・同御命日の周知徹底と諸殺生の停止を領内の家中・町方・郷中に命じている⁽²⁰⁾。

一、昨晩下屋敷江、三宅六郎兵衛、渡辺大膳、同半右衛門、石

丸善大夫被召 大殿様被仰出候ハ、天下之御精進日・御正

忌・同御命日ニ御家中下々ニ至迄、町人百姓家職ニ仕候獵

師等迄、諸殺生弥堅停止可申付由、則御書付出申候事。

覚

一、正月廿日 一、四月十七日 一、五月八日

一、八月十五日

右、諸殺生禁之、

右之通、堅相守候様ニ御家中郷町江も相触可申旨、被仰渡在之

候事。

一、右之外、四月八日、七月十五日、十月十日獵師等迄諸殺生無用ニ、六ヶ年以前巳年ニ、申渡在之候候処、此度御意ニ白鳥・金毘羅などの義ハ家職ニ仕候獵師などニ殺生無用と申付候而ハ、扶持米ヲも取ラセ不申而ハ成り申間敷、是ハ人々心次第之義ニ被 思召候、天下御精進日ハ、御正忌、月御命日とハ違ひ申たる義之由義仰付候、此以後四月八日、七月十五日、十月十日家職仕候獵師等、殺生之義如何と伺出候ハ、心次第と挨拶仕候様こと、御船奉行・町奉行・郡奉行江被仰渡在之候事。

元禄七申戌年（二六九四）四月

寛政二年（一七九〇）十一月十七日付けの書付にも、歴代將軍の御正忌・御命日や領内有力寺社の祭礼日における諸殺生を禁じており^(四)、幕藩体制下の官僚機構と情報連絡能の発達によつて、高松藩においても將軍を頂点とした幕府の服忌令体制と連動した藩の服忌令体制が整っていることを裏付けている。

一、公儀御代々様御日柄等ニ諸殺生禁制之義、元禄年中以來度々相触候処、年久敷義ニ付自然心得違之者も可在之候間

相改、尚又別紙之通相心得可被申候事。（傍線筆者）

別紙

毎月十七日	権現様	但四月ハ十六日より十七日
毎月八日		
正月十日	常憲院様	
正月廿四日	台徳院様	
二月廿四日	孝恭院様	
四月八日	白鳥	
四月廿日	大猷院様	
四月晦日	有章院様	
五月八日	嚴有院様	
六月十二日	惇信院様	
六月廿日	有徳院様	
七月十五日	盆	
八月十五日	祭礼	
十月十日	金毘羅	
十月十四日	文照院様	

右之日、諸殺生堅禁制之事。

但、八月十五日之外ハ、右之日たり共家職ニ仕候獵師ハ不苦事。

右之通、御家中并町郷中江も相触可申旨、年寄中より申渡、今日横目中より御家中列々江、申渡候事。

十一月日

このほか、藩の重要な儀式や神事の際にも、すべて殺生無用となっている⁽⁵²⁾。

町年寄共

来ル十九日・廿二日・廿四日御修法向御規式等被為有候、重キ御義ニ付右夫々前夜より終日町郷中浦方獵師共始、都而諸殺生堅無用ニ候。^(傍線筆者)

右之趣其町切表家借家之者共江不洩様入念可申附候、以上

(文化十一年(一八一四)八月)

町年寄供

一、来ル廿三日御規式被為有、重キ御義ニ附前夜より終日町郷中浦々獵師共始、都而諸殺生堅無用ニ候。

右之趣其町切表家借家之者ニ至迄不洩様入念可申渡候。

(文化十一年)十一月

来月朔日 御宮御本社 御神庫御安鎮御修法向被為在□重キ御義ニ付、前夜より終日町郷中浦方獵師共始都而諸殺生堅ク無用右之趣其町切裏家借家者ニ至迄不洩様入念可申渡候。

本文之趣裏家借家者共ニ至迄、不洩様申渡濟候ハ、明後廿九日朝五つ時迄ニ、其段書付ヲ以役所江可申出候。

(文化十二年(一八一五)亥三月廿八日)

魚鳥売買停止令については、享保二十年(一七三五)十月廿日の三代藩主松平頼豊逝去に際して、同月廿八日付けで領内に出された御触の中に諸殺生停止とともに出てくる⁽⁵³⁾。

十月廿七日

一、大殿(頼豊)様御氣色不被為叶御養生、去ル廿日酉中刻御逝去被遊候由、今日御到来在之候間、火之元等入念諸事穩便ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候、此段支配々江申渡候事。^(傍線筆者)

十月廿八日

一、魚棚ハ見世ヲも打セ、魚商売堅停止之事、

一、町中見世ハ打セ申間敷候、商売ハ密々可仕候事、

一、諸殺生堅停止之事、

(下略)

また、嘉永六年（一八五三）八月には、十二代將軍徳川家慶の死に伴う殺生禁断・魚鳥売買停止の御赦免令が次のように出されており、両停止令は將軍及び藩主の死に際してセットで出されていたものと考えられる¹⁸⁾。

一、郷中獵師共諸殺生并魚鳥売買昨七日より不苦候。

八月「嘉永六丑年」（後筆）

文政十二年（一八二九）四月十五日の藩主正室の逝去に際して、規定の服忌期間が終わり、他の停止項目が規制解除になっているのにも関わらず、殺生だけは百ヶ日まで遠慮すべき対象となっているなど、殺生禁断を重視していることがわかる¹⁹⁾。

横目中

御家中之面々列壺人

一、去ル六日より諸事平生之通ニ相成候得共、賢正院様（九代藩主松平頼熙正室）御百ヶ日迄之内ハ、殺生之義ハ年寄中

被致遠慮候ニ候、此段為心得相達候事。

文政十二年六月廿日

第四節 禁字令・同名禁止令

禁字とは、天皇・將軍・藩主やその家族の名前の一部あるいは全部について、特定の文字あるいはその文字の読みを指定して禁止したこと、そしてその禁止対象となった文字をいう²⁰⁾。

高松藩で最初の禁字令は、三代藩主松平頼豊時代に出された享保二年（一七一七）正月十一日付けの次の御触である²¹⁾。

一、源と申文字、向後人之名ニ付申間敷候旨、被仰出候間、堅相守可申候。（傍線筆者）

続いて四代藩主松平頼桓時代にも、元文二年（一七三七）六月十一日付けで次のような御触が出されている²²⁾。

一、志摩様（初代高松藩主松平頼重の孫で松平大膳家初代松平頼熙）御名、今日、壺風様と御改被遊候間、御家中之面々寄々可申間候、隠居之名壺之字一之字共附申間敷候、隠居

名之外俗名并隠居之名ニ風之字ハ御構不被成候、此段共御家中之面々江可被申聞候、(傍線筆者)

但、俗之名ニも一チハ不苦、一ツと詰候分ハ付申聞敷候由、追而相触候事。

また、五代藩主松平頼恭時代には、若殿の名乗に伴う禁字令、歴代藩主の諡号の文字に関する禁字令、藩主の姫君の名に関する禁字令の三つの御触が出されている。

若殿様御名、先達而申渡候通、兵部太輔様御改被遊候ニ付、兵之字停止ニ候間、名頭ニ付キ申聞敷候、たとへ文字違ニ而茂、兵与唱申義被相成候間、此段同役中并支配之者江も、寄々申通候様ニ可致候。(傍線筆者)

宝暦八年(一七五八)正月十二日

右之通、横目役石野藤四郎方被申聞候ニ付、郷中へ可申渡旨、夫々江申渡候⁽¹⁹⁾。

御代々様御諡之文字、唱違候共、御家中之面々名頭付候義、用捨可仕候、文字違候共、同様之唱用捨可仕候。

英(傍線筆者)

節

恵

懷

右之通、横目中より触在之候事⁽²⁰⁾。

宝暦八年(一七五八)八月

此度於江府御誕生之

御姫様

紵姫様与奉称候間、紵之字ハ勿論、文字更候共ただ与唱候者、名頭ニ付候義無用可仕候、(傍線筆者)

右之通、年寄中被仰候間、被得其意、組中与力中并手代足輕其以下へ者、夫々より可被申通候、以上、

(宝暦十年(一七六〇))閏三月廿六日

横目中

右之通、御触在之候事⁽²¹⁾。

さらに七代藩主松平頼起時代には、歴代藩主の名乗や法名に使用した文字に関する禁字令が寺社奉行所から領内の各寺社に出されている⁽²²⁾。

重、常、豊、恒、恭、真、起、儀、英、節、恵、懷、穆、定、

右之文字、名並ヒニ名乗、法名ニ付ケ候義儀、無用ニ仕ル可ク候。尤、字更候ハ、唱同様ニテ茂不苦候、右之通寺社御役所より被仰渡候間、申シ進メ候、以上。(傍線筆者)

天明六丑年(一七八六)十二月五日

小西千本(御触掛)

中川喜内(〃)

高松藩で出された禁字令及び同名禁止令を一覧表にすると、表3のようになる。

表3 讃岐高松藩における禁字令・同名禁止令内容一覧

該当事氏名	発令年月日	禁字と読み	発 令 要 旨
徳川家重 (9代将軍)	元文2. 11. 27	竹、武、たけ	此度於西御丸、若君(家重嫡子竹千代)様御誕生、御家中之面々末々ニ至迄、竹之字ハ勿論武之字ニ而もたけト唱候ハ、名ニ付ケ候義可致用捨候(「源懷様御代御令条之内書抜」)。
徳川家慶 (12代将軍)	文化10. 閏11. 6	竹、たけ	若君様(家慶嫡子)御誕生被遊 竹千代様与奉称候、依之竹之字者勿論文字違候共、たけト唱候名頭ニ付候義無用可致候(別所家文書『文化十西御用留』)。
松平頼豊 (3代藩主)	享保2. 正. 11	源	源と申文字、向後人之名ニ付け申間敷候(「源恵様御代御令条之内書抜」)。
松平頼恒 (4代藩主)	元文2. 6. 11	壺、一	志摩様御名、今日、壺風様と御改被遊候間、御家中之面々寄々可申間候、隠居之名壺之字一之字共附申間敷候、隠居名之外俗名并隠居之名ニ風之字ハ御構不被成候、此段共御家中之面々江可被申間候、但、俗之名ニも一チハ不苦、一ツと詰候分ハ付申間敷候(「源懷様御代御令条之内書抜」)。 懷公御実父壺風様(「増補穆公遺事」)。
松平頼恭 (5代藩主)	宝暦8. 正. 12	兵、ひょう	若殿様御名、御名兵部太輔様御改被 遊候ニ付、兵之字停止ニ候間、名頭ニ付キ申間敷候、たとへ文字違ニ而茂、兵与唱申義不相成候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
〃	宝暦8. 8. -	英、節、恵、懷	御代々様御謚之文字、唱違候共、御家中之面々名頭付候義、用捨可仕候、文字違候共、同様之唱用捨可仕候。英・節・恵・懷(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
〃	宝暦10. 閏3. 26	糺、ただ	此度於江府御誕生之 御姫様 糺姫様与奉称候間、糺之字ハ勿論、文字更候共ただ与唱候者、名頭ニ付候義無用可仕候(別所家文書『宝暦十辰御用留』)。

松平頼起 (7代藩主)	天明6. 12. 5	重、常、豊、 桓、恭、真、 起、儀、英、 節、恵、懐、 穆、定	重、常、豊、桓、恭、真、起、儀、英、節、恵、懐、穆、定、右之文字、名並ヒニ名乗、法名ニ付ケ候儀、無用ニ可仕候。尤、字更候ハ、唱同様ニテモ不苦候。右之通、寺社御役行より仰渡候間、申進候、以上（岩部八幡神社・池田家所蔵文書『御上ヨリ諸事廻文扣帳』）
〃	寛政元. 7. 3	藤、ふじ	加賀守様御養女 藤姫様、若殿様江御縁組ニ付、藤之字、ふじと唱候義ハ無用仕候事（「源欽様御代御令條之内書抜」）。
松平頼儀 (8代藩主)	文化3. 6. 8	弁之助	陸姫様御事、井伊掃部頭殿御嫡弁之助殿江御縁組御内約相済候に付、向後弁之助と申名付候義無用可仕候、尤弁之字付申候義は御構無之候（『高松藩東浜記録』）。
〃	文化4. 12. 25	熊、敬	水戸様御妾腹熊次郎様、敬三郎様此度御弘に付、熊之字敬之字名頭に付候義無用可仕候（『高松藩東浜記録』）。
〃	文化5. 4. -	虎、とら	松平虎千代様御儀御弘無之候処、向後都而菊千代様並し通と被仰出候。依之虎の字は勿論文字違候共、とらと呼名に付候義可致無用候（『高松藩東浜記録』）。
〃	文化10. 5. 26	昶、チャウ、 ノブ、トオル、 サトル、アキラ カ	水戸様御二男、熊次郎様御名、昶之助様と御改被成候間、昶之字無用ニ可仕候（「源襄様御代御令條之内書抜」）。
〃	文化10. 11. 7	竹、たけ	西御丸ニ於テ、若君様（家慶嫡子）御誕生、竹千代様と奉称候、竹之字ハ勿論、惣而たけと唱候文字、名ニ付ケ候義致無用ニ候（「源襄様御代御令條之内書抜」）。
〃	文化10. 閏11. 6	竹、たけ	若君様（家慶嫡子）御誕生被遊 竹千代様と奉称候、依之竹之字者勿論文字違候共、たけと唱候名頭ニ付候義無用可致候（別所家文書『文化十西御用留』）。
〃	文化12. 4. 8	昶、ノブ	昶之字名頭ニ付ケ申間敷段、先達而申渡候得共、尚又文字違候ともノブと唱候文字名頭ニ付ケ候義、無用ニ可仕候事（「源襄様御代御令條之内書抜」）。
〃	文化12. 7. 3	恕	恕 右之文字、名并法名ニ付ケ候義無用ニ可仕候、尤文字替り候ハ、唱同様ニ候とも不苦候（「源襄様御代御令條之内書抜」）。
〃	文政2. 正. 3	貞、さだ	貞五郎様、此度 若殿様御養子ニ成候間、御名頭之文字ハ勿論、文字替候共、唱同様ニ候ハ、名頭ニ付候義無用ニ可仕候事（「源襄様御代御令條之内書抜」）。
〃	文政4. 6. 20	玄、ゲン	大殿様、此度玄蕃頭様ト御名御改候ニ付、玄之文字ハ勿論、惣而гент唱候文字名頭ニ付候義、無用ニ可致候事（「源襄様御代御令條之内書抜」）。
松平頼恕 (9代藩主)	文政7. 12. 28	宮、グナイ (くない)	若殿様御義従四位下侍従御任官、御名 宮内大輔ト御改メ被遊候ニ付、宮ト申文字名頭ニ付、文字替候ともグナイト唱候義無用ニ可仕候（「源愨様」）。 宮与申文字者勿論、文字替り候而もくないと唱候文字之名ニ付候義無用可仕候（『高松藩達留』）
〃	文政12. 10. 16	襄	一、襄、名并名乗・法名等ニ付ケ候義無用ニ可仕候（「源愨様」）。
〃	天保4. 12. 22	右、ウキヤウ	若殿様御名 右京大夫様ト御改被遊候間、右と申候文字名頭ニ付候義、并文字替り候共、ウキヤウト唱候義ハ無用ニ可仕候（「源愨様」）。
松平頼胤 (10代藩主)	文政3. 2. 25	胤	一、貞五郎様御諱 頼胤公と奉称候、此段御家中之面々江可申聴候事、 胤 右之文字、名并法名等ニ付候義無用ニ可仕候、尤文字替候ハ、唱同様ニ候共不苦候事（「源襄様御代御令條之内書抜」）。
松平頼聡 (11代藩主)	嘉永6. 7. -	頼聡	若君様御諱 頼聡氏公と奉唱候、 右之文字、名并法名ニ付候義無用可仕候、尤文字更候ハ、唱同様ニ候共不苦候（『高松藩諸達留』）。

このように高松藩では、藩主やその家族のみならず、將軍家や兩敬関係にある大名家の構成員の人生儀礼に関連して繰り返し禁字令が出されていることがわかる。これらの背景には、領民各層における「家」の成立や家族親族意識の形成とともに、服忌令の制定による社会秩序の形成という社会的な基盤整備が同時進行で進んでいたことも忘れてはならない。高松藩では、藩政や藩政祖識の整備などを通じて藩体制が確立していくのと並行して、領内に藩主家を中心とした体系的な禁字システムを作り上げること、支配の正当性と藩主権威を高めるのに効果があったと考えられる。つまり、この禁字令及び同名禁止令によって、高松藩の家臣や領民は人名の上でも將軍家・藩主家を頂点とする身分秩序の中に組み込まれていたのである⁽¹⁴⁾。

第五節 その他の穩便・遠慮令

三代藩主松平頼豊の逝去に際して、享保二十年（一七三五）十月廿七日付けで次のような御触が領内に出されている⁽¹⁵⁾。

十月廿七日

一、大殿（頼豊）様御氣色不被為叶御養生、去ル廿日酉中刻御

逝去被遊候由、今日御到来在之候間、火之元等入念諸事
穩便ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候、此段支
配々江申渡候事。（傍線筆者）

また、五代藩主松平頼恭の逝去に際しても、明和八年（一七七二）七月廿八日、廿九日付けで次のような御触が出されている⁽¹⁶⁾。

殿様御違例不被為 御養生、去ル十八日亥中刻御逝去被遊候、
今日御至来在之候、手前々々火の元入念諸事相愼穩便仕可罷有
候。（傍線筆者）

（中略）

右之通例忝人呼ニ而御横目中被仰渡有之候。

七月廿八日

殿様御逝去ニ而諸殺生令禁止津留可被申附

一、山分獵師諸殺生停止之事、

一、家普請・鳴物・高声停止可仕候、

一、鑄師・綿打并惣而居細工停止可仕候、

一、井河普請停止之事、

一、御中院之内諸事相慎遊興ケ間敷儀ハ勿論諸事穩便可仕候、
一、火元入念可候、

右之通、御触在之端々迄入念御申渡可被成候、尤寺社江茂前々
之通村方より御申達可被成候。

七月廿九日

富岡小左衛門

国方甚五右衛門

尚々今日寄合相延申候也。

御中院之内

一、大政所忝人宛郡中毎日相廻り可申候、

一、政所支配之村々毎日相廻り可申候、

右之通、火元諸事相慎蜜罷有候様ニ可申渡候、尤他国者并胡乱
ケ間敷者一切留置不申様ニ、小百姓共迄も入念可申渡事、

一、郷騎馬・郷侍御領地相廻り申節、政所居合申候ハ、罷出

村中相更義無之段可申達候、政所居合不

申候ハ、与頭指出右之段可申達候、

右之通、申渡候間、各忝人つ、毎日郡中可相廻候、政所共江も
右之趣御申渡諸事入念申様御申渡可在候、殿様御逝去被為遊諸

事相慎可罷有候。

このように高松藩では、藩主の逝去に際して火之元入念令とともに、諸事相慎令が出されていたことがわかる。特に中院期間中には、遊興は勿論諸事穩便であることが要求されていた。これによると、諸事相慎令が上位の包括的な禁止法令であって、その中に遊興相慎令と諸事穩便令があったことを窺わせる。正保四年（一六四七）二月に「辻ニ而鞠けさせ申間敷事」（『御触書寛保集成』）がみえ、遊戯活動が幕府の日付け「御町江申触候覚」の中に「一、賭之諸勝負、堅仕間敷事」とあり、また同年二月初日付けの「定」統制対象とされ始めるのは十七世紀中葉からであるが¹⁶⁶、高松藩でも慶安四年（一六五一）正月十八にも「一、茶ヲ詰候義、先年より御定之外ハ可被致無用事」とあるなど、華美な服装や遊興がましい行為を戒めている¹⁶⁶。

藩主の家族の逝去に際しても、次のように藩主の場合と同様に火之元入念令とともに、諸事相慎令が出されているが、藩主及びその家族の法事に際しては、遊興相慎令が出されているところに違いがある。但し、徳川家康の御神忌の場合だけは諸事相慎令が出されているなど、対象となる人物の格式に応じて使い分けがなされていたものと考えられる¹⁶⁶。

横目中

一、奥様（八代藩主松平頼儀正室順正院）去ル二日丑ノ下刻御逝去被為遊候段、今日御到来在之候、依之、御家中之面々仕掛普請等相止、手前々火之元入念諸事相慎可申候、（傍線筆者）

右之通、可申渡旨今日於御城ニ、小倉彈右衛門江、登城御申渡候事。

寛政八年（一七九六）九月十日^{（四）}

横目中

一、龍雲院様（初代高松藩主松平頼重）百回御忌ニ付、来ル十日より十二日於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元可被入念候、仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候、

右之通、御家中之面々并夫々江相触可申旨、被仰出候。

寛政六年（一七九四）四月五日^{（四）}

この他、高松藩藩主家代々の御精進日には、享保九年（一七二四）から遠慮閉門の取り計らいとなっていたことが、次の天明七年（一七八七）八月十八日付けの書付からわかる^{（四）}。

一、御代々様御精進日ニ遠慮閉門之取計ひ、近頃差別無之様相改居申候ニ付、享保九辰十月三日究之通相心得、尚又左之通、（傍線筆者）

一、御代々様御日柄ニ而も夜分ハ不苦候、御侍夜ハ用捨可致候、

一、火之元触出候御法度之節、御結願御当日ニ而も夜分ハ最早不苦候、

一、御当日御廻向ハ用捨ニ不苦候、

但、本門寿院ニ而在之候御当日御廻向ハ火之元触出申候間、用捨可致候、

是又御当日之夜分ハ不苦候、御侍夜ハ用捨可致候、

一、御呵之義も右ニ唯シ可申候、評義之上認加へ候、

一、御代々様之外、当時ニ而ハ、永昌院様御日柄ハ御代々様

御同様ニ相心得可申候。

右之通、此度相極候。

また、寛政元年（一七八九）十一月の江戸藩邸の火災に際しても、藩主自らが遠慮して行動を差し控えるとともに、家中に対しても諸事相慎令が出して、その指図に従うよう申し渡しているこ

とが次の史料によってわかる⁽¹⁰⁾。

横目中

一、去ル十七日、目黒御屋敷内より火災ニ付、殿様御指控之義御用番鳥居丹後守殿江御窺被遊候所、御遠慮可被遊旨、御指図在之候間、御家中之面々下々ニ至迄諸事相慎火之元別而入念候様、可被申渡候事。(傍線筆者)

横目中

一、目黒御屋敷内火災ニ付、殿様御遠慮被遊候間、諸事左之通可被申渡候事。

(寛政元年十一月廿九日)

第三章 讃岐高松藩の服忌令等葬送関係法令の政治文化史的役割

第一節 服忌令の政治文化史的役割

一 支配の正当性と継承者の再確認

(一) 葬送と記念の社会的機能と意義

「葬儀は社会構造の再統合である」とロベール・エルツは述べ

ている⁽¹¹⁾。葬送と記念の社会的意義は、死者の生前の地位、あるいは死の様態によって異なるが、特別の死者の場合は、君主の場合、その葬送儀礼と記念は政治的權威の中核部を再編し、国家の継続性を再確認する作業となる。つまり、死者の記念物(位牌、墓、記念碑)の設定と長期にわたる死後記念は、記念主体である生者の集団にとって、そのアイデンティティを確認し、集団としての再統合を図る営みであった⁽¹²⁾。

日本の前近代社会において、支配者の死は政權の継承の危機を意味し、先王の死と新王の就任が、公開のもとに多くの演出によって執り行われ、政治秩序の維持・強化という機能を果たす機会が多かった。近世大名家の葬送儀礼は、その儀礼に参加する機会を設けることで、家臣団秩序の再確認や領民の領主意識の萌芽など、藩士のみならず領民の意識をも統合していく政治的・社会的な機能と役割を持っていた。特に藩主在位中の死去の場合、その葬儀は藩主不在の下で新当主(藩主)が最初に主催する行事であり、いわば代替わり儀礼の意味があった⁽¹³⁾。また、土地所有の面でも、中世以来、葬送の執行は、相伝の正当性の獲得という法慣習や相続慣行が存在していたことも見逃せない⁽¹⁴⁾。

八代將軍徳川吉宗が寛延四年(一七五二)六月廿日に六八歳で逝去した際の葬送儀礼について、『御触書宝曆集成』によれば⁽¹⁵⁾、

六月廿日に全国に向けて普請・鳴物停止令が出され（四五六号）、六月廿一日からは、各大名に對して、繰り返しして將軍（家重）・大納言（家治）に登城して御機嫌を伺うよう指示があり、閏六月十日の出棺葬送行為が終わった後も続き、基本的には七月十一日の忌明けまで続いている。御機嫌伺いの編成は、家の家格に応じた伺い日が設定され、その決められた日に伺いを立てることが義務づけられており、高松藩は溜問詰大名であったので、六月廿一日、廿二日、廿三日、廿五日、廿七日、晦日、閏六月廿三日に決められていた（四六〇号、四七一號、四七八號、四九七號）。將軍・大納言へ御中陰御機嫌伺いの献上物も命じられ、大名が在府の場合は二度、在所の場合は一度の献上を命じている（四六三號）。

また、將軍の死に伴い、高松藩五代藩主松平頼恭には、次の通達によつて廿一日間の月代停止が命じられている（四五九號）。

寛延四未年六月

大御所様 薨御ニ付

一、松平加賀守、溜詰、御譜代大名、雁之間詰、菊之間縁類詰、諸番頭、諸物頭、諸役人、御番衆迄不殘、（傍線筆者）
右、御三七日過、月代剃可申候。

このように、幕府は、葬送儀礼を通じて將軍を頂点とした幕藩制支配秩序の再確認を行うとともに、儀礼や象徴によつて保たれた將軍權威の「御威光」体制の維持強化に努めたのである⁽¹⁶⁾。

一方、各大名家では、徳川將軍と封建關係を結ぶことによつて、徳川將軍家及びその一族縁者の逝去の報に接すると、自らその忌みに服するとともに、藩としては幕府の御触を受けて、その喪の意を表明するために、藩領内・江戸藩邸において鳴物・普請を停止することが義務となった⁽¹⁷⁾。特に高松藩は、初代藩主松平頼重が徳川家康の孫にあたる徳川一門の御家門筋の家柄であったので、將軍家の重要な死後記念行事であった日光社参にも、將軍に供奉して度々参拝するなど、幕府による徳川將軍家「御威光」体制の確立・維持強化に大きな貢献を果たしていたといえる⁽¹⁸⁾。

高松藩における藩主の葬送儀礼については、享保二十年（一七三五）十月廿七日に、三代藩主松平頼豊逝去の報が江戸藩邸から届くと、直ちに領内に「火之元等入念、諸事穩便ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候」と申渡すとともに、家中・町方・浦々・郷中に至るまでそれぞれ「普請・鳴物・高声停止」や「魚鳥商売無用」などを命じ、「御中陰之中、随分静ニ罷在候様」にと申し付けている。また、同月廿九日には「一、御城西之

御門、只今迄往来致候得共、最早禁門為致候様可申渡候、何れも東御門より出入り可致候」と、御城の西の御門を禁門として、東の御門から出入りするよう指示するとともに、十一月十四日、十五日には次のような御触を出して、御尊骸並びに御棺に対する心得を申し渡している⁽¹⁷⁾。

一、此度 御尊骸御着船之節、各御船場江罷出拜被致候義勝手次第候間、上下ニ而御出可在之候、且又御供願之義も在之候得共、此段ハ無用之由、年寄中被仰候、尤嫡子之分拜ニ罷出候義ハ初而之御目見え相濟候分ハ、罷出候義不苦候間、左様御心得同役中江も可被申合候、以上

十一月十四日

横目中

一、高林院様（三代藩主松平頼豊）御棺御通り筋江不限男女ニ侍分下々迄、一人も不罷出候様、御心得可在之、此段同役中支配

其以下江も可被申渡候、

右之通、今日列一人呼出、申渡候事。

（十一月十五日）

江戸藩邸から国元への御尊骸の御供についても、四代藩主松平頼桓逝去の際には次のような道中法令を出して事細かな作法の指示を行い、万事にわたって遺漏がないよう命じている⁽¹⁸⁾。

元文四年（一七三九）九月廿一日

一、此度御尊骸御供之面々、御紋付衣類着用之義無用可仕旨、御供之面々江可申渡候、立帰之分ハ御棺御納被遊候上、早々出船候様可申渡候事。

右之通、今日於御屋形ニ申渡候事。

御尊骸御供、御目見以上之面々

一、此度御供之面々、道中随分慎相勤可申旨、被仰出候段、御申渡候事。

御法令、御右筆木濱仁介ニ読セ候事。

道中法令

一、御棺之御供ハ不及申ニ御跡先江参候面々、高声不仕随分穩便罷通候様ニ、下々ニも堅可申付事。

一、此度御供中諸事情、如何様之義在之候共致堪忍、後日之沙汰ニ可仕事、違背之輩ハ、理非ヲ〇越度可罷成候事。

一、宿々ニ而下々不作法成義無之様ニ可申付候、尤他出為仕申間敷事。

一、諸大名中御通違之節、御棺御よけ被成候間、其節御供中片付罷在、不作法成評無之様ニ下々江も堅可申付事。

一、旅宿ニ而若火事出来候ハ、兼而御棺昇之者共早速欠付申様可被申付候、当番之面々下知ヲ以御退被遊候様可仕候、尤非番之面々も早々欠付可申事。

一、於御旅棺、横目中火之元能々可被申付事。

九月

横目中江相渡候書付

一、御尊骸御出棺之節、御屋敷之内御通筋江、白張ぼんぼり灯シ可申事。

一、右之節、長袴以上其外御目見以上、御通筋江可罷出事。

一、御道中、御鑓立申間敷事。

一、御供中、持鑓立申間敷候、鑓印ハ付可申事。

一、御尊骸、本陣ニ御泊リ被遊候事。

一、御本陣ニ御紋無之御幕打セ可申候、御棺被遊御入候ハ、表之門メさセ可申事。

一、伏見より大坂迄、町川船ニ被為召候事。

一、道中御供中、宿札高松家中と相認可申事。

一、御道中、御大名衆御通違之節ハ、早々御棺御よけ被成高様可仕候、御先乗江兼而申渡置候、早速御跡江註進在之候様

可仕候、尤前夜之御泊リ宿ニ而御通御大名衆兼而承合置、御通違無之様可仕事。

一、御本陣ニ、白張ぼんぼり二ツ灯シ可申事。

一、御供中、月額之義無用ニ可仕候事。

一、御本陣ニ、足輕番所仕足輕二利指置可申事。

一、高松江御着船之義夜ニ入御着船被為遊候様ニ、可仕候、然共天氣悪敷候得ハ、刻限ニ而無構御着船被為遊候事。

一、御船ニ而、鑓立申間敷候事。

一、御道中、乗物乗掛ニ而御供可仕面々も野袴停止之事。

一、御棺、大坂ニ而ハ御屋敷江被為入候、相詰候面々御道中御本陣之通可相心得事。

一、御腰物箱、御泊ニ而歩目附請取、御小納戸役江可相渡候、御出棺之節も同断之事。

一、箱根新居御関所御通之節、前方ニ押之者小使出シ、上下共笠ヲ取セ不作法無之様ニ、可仕候事。

一、御関所御証文ハ、横目中御先達而御関所江罷出、御証文相渡可申事。

以上

九月

国元での葬儀についても細かな決まりがあつて、これらの葬送儀礼を通じて新藩主を中心とした支配の正当性の確保と家臣団との主従関係の再確認を行うとともに、藩主権威の維持強化を図るという政治的・社会的な機能と役割があつたといえる。

初代藩主松平頼重は自らの葬儀における仏生山までの葬儀隊列について、予め次のように定めている。これを見ると、国元での儀礼執行は、後継者の藩主が主宰者となつて、家族の参加も息子に限られていたことがわかる^(図)。

公（松平頼重）御病中に、御葬儀輕く仕候様堅く被仰付、仏生山迄之御行列も御定置被成候、頼母殿（公御四男）・玄蕃殿（御六男）・帶刀殿（御八男）・修理殿（御孫）右御四方歩行にて御櫃之左右に御供被成、其外は御隠居附之重役並御近習のみ前後に御供仕候、節公には御歩行にて御跡固被成候。

また、二代藩主松平頼常や三代藩主松平頼豊の葬儀の際にも御供の選定について、次のような記事がみえる^(図)。

節公（二代藩主松平頼常）尊骸の御供は辻八郎右衛門年寄本役、恵公（三代藩主松平頼豊）御同断の節は芦澤水之助同上御供仕

候御振合に候、惣て御行列は私共手元にて相調へ年寄共へ指出相究申候、年寄の義は役名壱人と仕指出候仕形に御座候、其時年寄共申合の上何某と姓名を定申聞候事に御座候所、今度は本紙伺の通大森左衛門指図仕候段、有体に申上候得は篤と御聞込被成候上、年寄の外皆伺の通と相済、同廿日夜八左衛門を被召御意被成候は、我等一兩日已前引移家の作法仕成万端可存様無之候間、其方水之助は勿論役人共申出次第に可致心得に候、

さらに、歴代藩主の納棺や葬儀の記録が、奉行部屋に保管されるなど大切に扱われていたことが次の記事によってわかる^(図)。

一、御納棺の義御近振 恵公 懷公には諸事仏道の御納り也、奉行部屋に別帳留有之、今度は儒道の御納棺にて文公家礼の通被入御念諸事儒臣引請取扱被 仰付、

このように藩主の葬送儀礼については、藩主の代替わりの儀礼として極めて重要な意味を持っており、病氣悪化から回復祈願、移送、葬儀、菩提寺での法事、墓所の選地などと続く一連の葬送儀礼について、実に細かな取り決めがなされていたことがわかる。葬儀は江戸と国元両地で行われ、菩提寺も江戸と国元の双方

に置かれたが、特に国元の墓所は、藩社会の統合を確認・強化する死後記念の遺構であり、藩主家の祖先祭祀の場として藩主権力と支配の正当性を強化する重要な役割を果たした。こうして大名家は、厳かな葬送儀礼と繰り返される死後記念行事によって、将軍家を頂点とした幕藩制支配秩序と連動しながら、藩主家を中心とした支配の正当性の確保と藩制支配秩序の再確認を行い、藩主家に対する領主意識・御家意識の高揚と藩社会の再統合を図る営みを行ったといえる^(四)。

(二) 東照宮の勧請と遷宮

高松松平家は、御三家の一つ水戸徳川家の御連枝にあたる家柄で徳川一門の御家門に属していた。江戸城内においても溜間詰大名席で控え、老中の任命など幕政の重要事項について將軍の諮問を受ける立場にあり、將軍家及び幕府からは一目置かれる重要な役割を担っていた。しかも初代藩主松平頼重は徳川家康の孫にあたり、二代將軍徳川秀忠とは伯父・甥の關係、三代將軍徳川家光とは従兄弟關係にあたるなど、將軍家とは親密な関係にあった。

このため、高松藩の歴代藩主は、將軍家の葬送儀礼や先祖の追悼儀礼などに度々参列・参拝に訪れている。特に初代藩主松平頼重は、歴代藩主の中でも最も多く七回も日光山や久能山の東照廟

に参拝していることが次の年表によってわかる^(五)。家康の靈廟は、最初は「東照社」であったが、三代家光が神君の莊嚴化を進めて、宮号の勅許を得て「東照宮」に昇格した。さらに八代吉宗は將軍大名の日光社参を国家的行事にしたため、家康を祀る日光山は徳川家、幕藩体制の聖地となったのである^(六)。

・寛永十七年（一六四〇）四月、將軍家光の日光山東照廟参拝に供奉

・寛永廿年（一六四三）五月、参勤の途中、久能山の東照廟に参拝

・正保四年（一六四七）五月、参勤の途中、久能山の東照廟に参拝

・慶安元年（一六四八）四月、將軍家光の日光山東照廟参拝に供奉

・承応元年（一六五二）正月、日光山大猷院廟に参拝

・寛文三年（一六六三）四月、將軍家綱の日光山東照廟・大猷院廟参拝に供奉

・延宝元年（一六七三）三月、老公、日光山東照廟・大猷院廟を参拝

・延宝五年（一六七七）三月、頼常、日光山東照廟・大猷院廟を

参拝

- ・元禄十三年（一七〇〇）四月、頼常、將軍綱吉の代参で日光山東照廟・大猷院廟を参拝（大猷院五十回忌）
- ・正徳三年（一七一三）四月、頼豊、將軍家継の代参で東照・大猷二公廟に將軍宣下を報告
- ・寛延三年（一七五〇）四月、頼恭、日光山代参（大猷院百回忌）
- ・明和二年（一七六五）五月、頼恭、中山道を経て日光山東照・大猷二公廟に参拝
- ・安永六年（一七七七）五月、頼真、中山道を経て日光山東照・大猷二公廟に参拝
- ・天明元年（一七八一）五月、頼起、將軍に代わり日光山参拝
- ・寛政十二年（一八〇〇）四月、頼儀、大猷院百五十回忌につき日光山へ代参

また、高松藩では、藩主が日光山・久能山の將軍靈廟を参拝するだけでなく、歴代將軍及び歴代藩主とその家族・親族の御忌日には菩提寺に参拝するとともに、領内に向けて御触を出し、その御忌日を特別な日として殺生禁断を命じるなど静謐な環境を保つよう周知徹底を図っている^{〔18〕}。こうした將軍及び藩主の御忌日に関わる諸規制の継続的な実施によって、領内における將軍及び

藩主権威の浸透化を図っていったものと考えられる。

公儀御代々様御忌日、左之通

権現様	四月十七日	（貼紙）『一家康公』
台徳院様	正月廿四日	（貼紙）『二秀忠公』
大猷院様	四月廿日	（貼紙）『三家光公』
厳有院様	五月八日	（貼紙）『四家綱公』
常憲院様	正月十日	（貼紙）『五綱吉公』
文照院様	十月十四日	（貼紙）『六家宣公』
有章院様	四月晦日	（貼紙）『七家継公』
有徳院様	六月廿日	（貼紙）『八吉宗公』
惇信院様	六月十二日	（貼紙）『九家重公』
孝恭院様	二月廿四日	（貼紙）『十家基公』
浚徳院様	九月八日	（貼紙）『十一家治公』
右御方々様、御正忌御平月共除事。		

英勝院様	八月廿三日	（貼紙）『英公様御祖母様』
源威院様	七月廿九日	（貼紙）『頼房公』
龍雲院様	四月十二日	（貼紙）『頼重公』
南嶺源節様	四月三日	（貼紙）『頼常公』

高林院様 十月廿日 (貼紙)『頼豊公』

泰岳院様 九月十六日 (貼紙)『頼恒公』

白嶽院様 七月十八日 (貼紙)『頼恭公』

瑞麟院様 三月十日 (貼紙)『頼眞公』

春光院様 九月廿五日 (貼紙)『源懷様御内室』

清操院様 正月十三日 (貼紙)『源穆様御内室』

永昌院様 十月十七日 (貼紙)『源定様御内室』

顯寿院様 四月十日

右御方々様、御忌日毎月除、御正忌月八月之始御忌日迄之内除事。

皓月院様 八月三日 (貼紙)『二頼重公御内室』

本寿院様 二月廿六日 (貼紙)『二頼常公御内室』

梅檀院様 六月五日 (貼紙)『三頼豊公御内室』

源肅院様 九月十一日 (貼紙)『水戸綱條公英公様御子様』

源成様 四月七日 (貼紙)『水戸宗堯公鶴千代様・恵公様御子様』

華徳院様 十一月廿日 (貼紙)『頼治公万二郎様』

寂靜院様 五月廿九日

修善院様 九月廿三日

証発院様 八月四日

旭寿院様 五月廿六日

瑞峯院様 正月廿二日

心靜院様 七月廿一日

放光院様 九月廿二日

松樹院様 二月廿三日 (貼紙)『源穆様御女・京都高倉様江御嫁』

幼闇院様 五月四日

天瑞院様 七月廿日

光全院様 八月十六日

寂性院様 十一月六日

良春院様 二月廿日

鶴江院様 七月十日

深諦院様 十月十三日

右御方々様、御正忌月之御忌日除、御平月ハ不苦候事。

寛政七年(一七九〇)十一月廿八日

初代高松藩主松平頼重は、殊のほか祖父初代將軍徳川家康への崇敬の念が強く、慶安四年(一六五一)には宮脇村の本門寿院克

軍寺境内に山王社の社殿を建立し、東照宮の神霊を勧請している。これがのち「御宮」といわれるようになり、「御真影」は天台僧上が自筆画賛し、將軍家の尊牌を納めて祈祷所となり金剛寺と改め、寺領百石を寄進するなどして厚遇している⁽⁸⁾。高松藩の場合は、大名領内に勧請された東照宮の中でも比較的早く、將軍家との縁戚関係もあって、限られた大名に信任の証と公儀への忠誠の証の一つとして、將軍家から特別に領内への東照宮勧請を許されたものと思われる⁽⁹⁾。

さらに八代藩主松平頼儀は、文化元年（一八〇四）に幕府からの許可を得て屋島山麓で社殿造営に着手し、同十二年（一八一五）には神君家康公二百回忌御法会にあたって十四万兩を費やして社殿造営を完成させ、改めて日光から東照宮の分霊を勧請している。この間の経緯については、「源襄様御代御令條之内書拔」と「縣社屋嶋神社建築一件」に次のように記されている⁽¹⁰⁾。

一、神君御宮造営之伺書、昨廿五日御用番土井大炊頭様江、留守居共ヲ以指出候処被致落手、即日可為勝手次第旨付札ヲ以指図有之候間、国元奉行共江、右之趣、可被申越候、但、御伺書ハ、御領分高松御 城下ニ在之東叡山御末寺本

門寿院地内ニ、東照宮御真影山王権現ト御合殿ニ奉安置在之候、右ハ、元祖 頼重讃岐守寛永年中高松領知拜領仕候砌、天台僧正より相贈候、尊影ニ而、同人直筆ニ而御座候、然ル処右御社山ニ而至而候、彼是甚指支も候ニ付、此度城下続キ屋嶋山霊地江、新ニ御宮致造営、御真影奉還座度候、勿論山王権現ハ是迄之通指置候、此度致造営候御宮江、御真影而已奉 遷候、右之通、支度相伺申候趣ニ見ユル事。

文化元甲子年二月廿六日

一、文化十一甲戌（一八一四）年八月廿四日、山田郡八島山東南の方の地を墾して東照大神君の御社を造営し給ふ、其費用十四萬金余なりといふ、御元祖より以来東照神君の御社なし。但、石清尾山麓本門寿院の上の方の山に山神のささやかなる祠ありて、此内へひそかに神君を配享しまゐらせしを、公（八代藩主松平頼儀）先年公儀へ願ひて此度新に八島に御社を造営せられしなり、八島御宮御造営柱立は文化十一甲戌年八月廿四日なり。云々。（筐底秘記）

一、文化十二年乙亥四月十一日、東照宮御神影屋嶋御宮へ御遷座（穆公外記三）

屋島での御宮造営から神君尊影の発輿を経て御遷宮に至るまで、領内には次のような御触が随時出されて、細々とした諸規制がなされていることがわかる。

一、来月朔日、御宮御本社御神庫御安鎮御修法向被為在、重キ御義ニ付前夜より終日、町郷中浦方獵師共始都而諸殺生堅無用ニ候、此段不洩様可被申渡候事、(傍線筆者、以下同じ)
右之通、今日於会所奉行所ニ、半助申渡候事。

(下略)

文化十二年(一八一五)三月廿六日

一、来ル九日より十一日迄、松島より屋島迄往還之左右并屋島近ニ而無常場江野送り之義指留候様可申渡候事、
右之通、今日於会所奉行所ニ、寺社奉行町奉行郡奉行江、與次右衛門より申渡候事。

文化十二年四月六日 (四)

神君 御尊影来ル十一日寅ノ上刻御発輿ニ相成候間、十日朝四つ時間より十一日迄、町中木戸番自身番指置火之元入念可申候。

(文化十二年) 四月八日 (四)

大番頭より吟味人迄

一、権現様 来ル十一日御正辻(遷)宮被為在、同十二日御供養修行被仰付、并二百廻 御神忌被為当候ニ付、同十五日より十七日迄御法会修行被仰付、重キ御義ニ候間、十一日前夜より十二日迄終日、十五日より十七日迄終日、町郷中浦方獵師共始都而諸殺生堅無用之間申渡候、此段為心得相達置候事、

右之趣、同役同列江申通、組支配江も申聞旨被仰出候事、但、惣而追放又咎方等之義申渡、聊も不相成候事。

御小性頭より吟味迄

一、権現様 来ル十一日 御正遷宮被為在、同十二日御供養修行被仰付、并二百廻 御神忌被為当候ニ付、
同十五日より十七日迄御法会修行被仰付、重キ御義ニ候間、惣而追放又ハ咎方等之義ハ申渡、聊も不相成候事。

御鷹方頭

吉原文大夫

一、右御同断、重キ御義ニ付御鷹之餌入十一日前夜より同十二日迄終日、十五日より十七日終日、不相成候事、

但、御用向等ニ而殺生仕候義連も惣而堅無用ニ候事、

船奉行

加治五郎左衛門

町奉行

奥山彦藏

郡奉行

太田 庄左衛門

一、右御同断ニ付、町郷中浦方獵師共都而諸殺生堅無用ニ候事、

右之通、今日於会所奉行所ニ、與次右衛門申渡候事。

文化十二年四月九日

横目中

一、権現様 御正遷宮被為在候ニ付、明十二日御供養修行被仰付候間、諸事相慎火之元入念候様可申付候尤普請ハ不苦候事、

同十五日より十七日迄御法会修行被仰付、重キ御義ニ候間、惣而追放又ハ咎方等之義ハ申渡、聊も不相成候事。

横目中

一、権現様 式百回 御神忌被為当候ニ付、来ル十五日より十七日迄、二夜三日之御法会被仰付候間、諸事相慎火之元

入念可申付候、尤普請ハ不苦候事、

右之通、御家中之面々江相触可申旨、今日山室太一兵衛江、左馬之助殿御申渡候事。

文化十二年四月十一日⁽¹⁸⁾

このようにして文化十二年（一八一五）四月十九日には、神君尊影の御遷宮並びに供養式と式百回御神忌法会が滞りなく終わったことを江戸に報告していることがわかる。

一、神君御尊影、此度屋島江、御遷宮、并御供養式百回御神忌御法会等之御大礼、万々無御滞被為相済候ニ付御家中一同右為御祝詞、香川伊平太江府江被遣候間、此段同役同列中江可被申通旨、御書院番頭・御小性頭・寺社奉行江與次右衛門申聞候事。

但、右同断之事。

（文化十二年四月十九日）⁽¹⁹⁾

そして同年五月十五日には御宮拝殿の棟上式、文政元年（一八一八）二月十四日には御宮唐門の棟上式が執り行われるなど御宮の整備を進めるとともに、文政元年（一八一八）九月廿日

には御宮近辺に殺生禁制の高札を立てて堅く殺生を禁じている。

来ル十五日 御宮御拜殿御棟上御規式被為在候、重キ御儀附終

日町郷中浦方獵師共始、都而諸殺生堅く無用ニ候、(傍線筆者)

本文之趣申渡相濟候ハ、其段書附を以可申出候、以上

右之趣其町切裏家借家之者共ニ至迄、不洩様入念ニ申渡候、以上
子

(文化十二年) 五月十一日 (185)

御家中之面々

忝役忝人

一、来ル十四日、御宮御唐門御築地塀御棟上御規式被為在、
重キ御義ニ付、惣而追放又ハ咎方等之義申渡、聊不相成候
事。(傍線筆者)

鷹師頭

一、右同断ニ付、御鷹之餌入終日不相成候、

但、御用向ニ而殺生仕候義迎も惣而堅無用事。

船奉行

町奉行

郡奉行

一、右同断ニ付、終日町奉行浦方獵師共始、都而諸殺生堅無用
ニ候、此段不洩様可申渡候事。

御家中面々列忝人

一、右同断ニ付、終日町郷中浦方獵師共始、都而諸殺生堅無用

ニ候旨申渡候、同役同列組支配江も可被申通候事。

文政元年(一八一八) 二月九日 (186)

一、御宮近辺殺生禁制之高札之内、藤目池通之分認方建場所、

并相引橋西手土手之分認方等、夫々別紙之通相直セ可被申

候事、(傍線筆者)

別紙

藤目池下川筋西土手

此所より南川筋、并此通筋より西手ニおゐて、殺生堅仕間敷者
也

丑五月

相引橋西手土手

此所より東川筋ニおゐて、殺生堅仕間敷者也。

丑五月

(文政元年九月廿日) (187)

東照宮の大名領への勧請について、幕府は少なくとも寛永期段階までは各大名の自発的・自主的な崇敬を重視していたが、家光政権になると諸大名の請願によって將軍が許可を与えるという正式な勧請が多くなり、將軍家との縁戚関係等に基づいて、限られた大名に信任の証として恩恵的に与えるという姿勢が見られた。

こうして幕府は、東照宮に関わる儀礼に諸大名を動員することによって、東照宮を政治的に利用していったのである。そして享保二十年（一七三五）には、吉宗政権が全国の名主に勧請された東照宮の所在調査と神領調査を寺社奉行に命じ、各大名領内の東照宮の実態を把握するというまでに広まっていた⁽⁹⁰⁾。

一方、これを大名側からみれば、藩政確立期において領内における藩主の支配権確立のための精神的バックボーンとして東照大権現の御威光を政治的に利用したともいえる⁽⁹¹⁾。高松藩においても寛永末から寛文期にかけては、家臣団編成や行政組織の確立、領内検地の実施、高松城及び城下町の整備、基本法令の発令など藩政体制が確立していく時期にあたり、東照宮の高松御城下への勧請は松平家による支配の正当性の確保と初期藩政確立事業の一環として行われたものと考えられる。

家康の神格化や東照宮信仰の背景には、家康の守護神的性格の先祖性と、遺業と善政への期待という政治性の二つが一緒になっ

て、家康を神に祭るべきだとする考えに繋がるとともに⁽⁹²⁾、家康の「旧」（古きもの）に対して「礼義」を重んじる政治が、家康をして「天下の文宗」と称させ、それが林術斎を中心とした知識共同体のシンボルとなり、新たな形で東照宮が神格化されていったことがあると考えられる⁽⁹³⁾。

家康の神格化と東照宮信仰の浸透は、やがて東照宮関係の遺蹟や遺物の顕彰・崇敬へと繋がり、家康に関係した遺物は護符として厄災を退ける強力な威力を持つていると信じられるようになった。肥前平戸藩九代藩主松浦静山の『甲子夜話続篇』巻之三に収載された、高松松平家の火災で焼け残った東照宮の肖像画の逸話も、そうした事例の一つとして有名である⁽⁹⁴⁾。

高松侯の臣に沼田逸平次と云あり。馬乗を役として、傍ら好事の人なり。古昔の図書若干を蔵して、己の著書も亦有り。近年侯邸の厩より火を失して焼亡せしとき、初め火の起りし折、馬添の者狼狽して為し所を知らず。沼田、其子某と共に進で炎中に入り、侯父子の乗馬に皆具を調べ、焰々を脱れ出、侯父子を騎せしめ、邸を立退しむ。因て侯危難をまぬかる。沼田思へらく。かくの如き急火、貯る所の物一も焚を免かれじと。途中より還て火を視るに、刀箱烟中に在て、火既に遍く、木鉄皆燃

へ、その間に掛幅の如きもの有り。忽思ひ出すは、是侯家、常に敬蔵するところの神祖の御画真歟と。迺火中より引出すに、焼痕なし。開て見れば、尊容嚴然として故の如し。人皆駭かざるものなかりしとぞ。(傍線筆者)

この高松侯とは、九代藩主松平頼熙のことで、代々高松松平家では神祖東照宮の御画像を大切に敬蔵していたことがわかり、火災によって他のものが焼失したのにも関わらず、この御画像だけは無傷で残っていたことに誰もが驚いたと記されている。この出来事で、高松藩では益々神君家康公に対する崇敬の念と將軍家の權威が高まったと想像される。

(三) 藩祖顕彰と墓所整備による明君神話づくり

幕府の精神的拠所としての東照宮の出現と、各藩においてその藩祖を神と仰ぐことも、同一の精神的土壤の上に成立する現象と思われ、東照宮の成立及び諸国への東照宮の勧請が契機となつて、各藩において先祖神として藩祖を祀ることが促されていったと考えられている(28)。

高松藩では、三代藩主松平頼豊が宝永元年(一七〇四)十月三日に先代の節公廟(二代藩主松平頼常)を高松城中に建てて祀る

など、領内における先祖神信仰の芽生えと支配の正当性確保強い意志を感じることができる(29)。

また、五代藩主松平頼恭が延享四年(一七四七)正月廿八日に記録所を設立し、次のように日光御名代記や先祖代々の実録・祖訓集を撰ずるとともに、先祖及び一門の御忌日を認めた追遠録や家中諸士の系図及び履歴録をまとめるなど、江戸中期の藩政運営の基礎に將軍家の權威をバックにした藩祖をはじめとする先祖の遺訓や先例・由緒を重視しようとする傾向を見て取ることができ(30)。

或人或書にありて爰に洩るゝを附録す、

一、御先祖様は不及申、御親類様方御続き遠き御方様迄も御追遠の御志厚く被遊御座、儒者役の者へ被仰付、呉先祖様方より御親類様方迄不殘御忌日を相誌見易様に編立被仰付、出来の上追遠録と御名付御自身御序文被遊、御平生御省覽被成候て御追遠の義とも無殘処御勤被遊候、

頼恭著述目録

- 一、実録 元祖以来代々実記 二百卷
- 一、登仕録 家中の者筋目勤功等の次第 五十八卷
- 一、職員選任 家中の者役替の次第 二十五卷

一、朝参筆記 勤方の義 四冊

一、京都奉仕録 代々京都御使相勤候次第

一、日光御名代記 代々日光御名代勤の次第 三冊

一、追遠録 一門中過去帳 一冊

一、詩文集 二卷

一、祖訓 代々教訓相集 一冊

メ

祖訓序

予読威公告英公之書、教戒丁寧如家人父子面論者、未嘗不三復而歎之也、(下略)

宝暦八年戊寅(一七五八) 八月望

羽林源頼恭謹識

これらを背景に、領内には藩主の御忌日が周知されるとともに、將軍家の位牌所や藩主家の菩提所・墓所などが指定され、現実の幕藩体制のみならず、將軍家を頂点とした靈的な領内支配体制も形成されていた。大名家祖先の年忌儀礼は、年忌による由緒の確認にあり、地域秩序を確認とする場でもあった⁽²⁰⁶⁾。代々の藩主が藩政を円滑に進めていくためには、祖先への祭祀儀礼が不可欠で、それを怠りなく行っていくことが高松松平家の繁栄につながると考えられていた。

江戸時代の社会的地位は、家格や身分として現われ、その制度化によって形成された政治的システムが幕藩制的社会秩序であった。そこでは死者も生前の家格・身分に属しているものとして取り扱われ、神仏までもが序列化されて、その頂点には「東照大権現」がいる構図となっていた。このように死者も生者の世界で序列化される社会秩序の中で、近世人は藩主から領民に至るまで、寺檀制度の定着などによって葬送儀礼と先祖供養の作法を浸透させるなど、先祖との、遺骸の埋葬、墓石、戒名、年忌というような死後長きにわたっての付き合いが常態化していった。このような死生観文化を背景にして、高松藩では生者の世界と死者の世界を包括した新たな靈的社会秩序を確立し、定着させていったものと思われる⁽²⁰⁷⁾。

高松様御代々御逝去年月左之通

一、御初代	頼重源英公	元禄八亥年四月十二日御逝去
一、御二代	頼常源節公	宝永元申年四月三日御逝去
一、御三代	頼豐源惠公	享保廿卯年十月廿日御逝去
一、御四代	頼桓源懷公	元文四未年九月十六日御逝去
一、御五代	頼恭源穆公	明和八卯年七月十八日御逝去
一、御六代	頼真源定公	安永九子年三月十(五)日御逝去

一、御七代 頼起源欽公 寛政四子年七月廿八日御逝去

一、御八代 頼儀源襄公 文政十二丑年八月廿五日御逝去

一、御九代 頼恕源愨公 天保十三寅年四月六日御逝去

一、御当代 頼胤公 天保十三寅年五月御家督

嘉永五子年、御四十式御厄年ナリ ㊟

御菩提所（傍線筆者、以下同じ）

寺領三百石 高松浄土宗 浄願寺

塔中

称名院

養通院

善昌庵

長昌庵

右寺内ニ 源英様御靈屋其外、御代々 上々様御位牌所靈仏堂

御座候而、御年忌々々ニ御法事右之寺へ被 仰付候、右四ヶ

寺之塔中者浄願寺江相詰申候

寺領五拾石 香川郡笠居村浄土宗 国清寺 高松より道法一里余

同 大内郡白鳥村右同宗 永国寺 高松より道法八里程

同 寒川郡志度村右同宗 東林寺 高松より道法三里程

同 那珂郡岸上村右同宗 真福寺 高松より道法七里程

右者浄願寺江御正忌月ニ罷出相勤申候、四ヶ寺と唱申候

寺領百石 高松町端天台宗 本門寿院

右者 公儀御位牌所ニ而御座候

寺領百拾石 高松法花宗 廣昌寺

右者 久昌院様（初代藩主松平頼重生母）御靈屋并 本寿院

様（二代藩主松平頼常正室）御位牌所ニ而 御年忌御法事被 仰付候

寺領百石 高松町端禪宗 靈源寺

右者 親量院様（二代藩主松平頼常生母）御墓所ニ而、御年

忌御法事被 仰付候

高松禪宗

慈恩寺

法泉寺

実相寺

右者御帰依と相唱申候而寺格宜御座候、何れも寺領被下候

寺領御朱印三百石 仏生山浄土宗無本寺 法然寺

高松より南へ当り道法二里計

右者山之上ニ盤若台と申場所、源英様御納所ニ而御座候而、

其外右之所 上々様御墓所ニ而念仏堂御座候、道心者相詰居申

候、右之寺者 源英様御取立被遊 御朱印地ニ而御座候、外御

墓所と違候而紫衣地ニ而格式御会釈被遊来高、町並四五丁も御座候而、高松郷中他国よりも参詣人有之程之御寺ニ而御座候。

寺領百石 御帰依格 日内山律宗 霊芝寺

高松より東へ当り道法四里計

右者寺内端山手ニ 源節様御納所御座候、儒法ニ被 仰付候故、右之寺江御納被遊候ニて無御座候ニ付、御墓所と申ニてハ無御座候、御年忌ハ浄願寺ニて被 仰付候。

(中略)

阿弥陀院

地藏院

白峯寺

國分寺

聖通寺

金藏寺

屋嶋寺

八栗寺

志度寺

虚空藏院

右之分十ヶ寺と唱、御領分中十郡ニ壹ヶ寺つ、御座候而、五

穀成就之御祈禱被 仰付候。

元文四年(一七三九) 十月十六日²⁰⁾

これによれば、藩祖松平頼重をはじめとする歴代藩主の菩提所である浄願寺(三百石)と御墓所である法然寺(三百石)・霊芝寺(百石)、公儀御位牌所である本門寿院(百石)、久昌院(藩祖松平頼重生母)の御霊屋及び本寿院(二代藩主松平頼常正室)の御位牌所である廣昌寺(百拾石)、親量院(二代藩主松平頼常生母)の御墓所である靈源寺(百石)、さらには領内に御正忌日法事を勤める国清寺(香川郡)・永国寺(大内郡)・東林寺(寒川郡)・真福寺(那珂郡)の四ヶ寺(各五拾石)や、二郡に一ヶ寺づつの有力寺院十ヶ寺(阿弥陀院・地藏院・白峯寺・國分寺・聖通寺・金藏寺・屋嶋寺・八栗寺・志度寺・虚空藏院)を特定して五穀成就の祈禱を命じるなど、領内寺院の組織化と体制化を通じて宗教面における藩体制の強化を図っていることがわかる。

特に歴代藩主の御墓所である法然寺については、幕府の御朱印地となつて、仏生山山上の般若台には歴代藩主の御墓所が設けられ、一大聖地として高松城南の要地から先代藩主たちの祖霊が高松城の現藩主を支えるという霊的構造が出来上がったのである²⁰⁾。歴代藩主の御墓所を莊嚴にすればするほど、現藩主の政治的基盤は強固になるという政治文化的構造が出来上がったので

ある。

高松松平家の御墓所である法然寺には、藩祖松平頼重の法体姿の木像が安置されている。『小神野夜話』に「般若台に御納め被遊候御木像は、御若き御時之御像にて御冠を召し、金龍の御衣、龍に御またがり被遊候御像にて御座候。浄願寺に御納め遊はされ候御像は、御年六十はかりの御像にて、御総髪御白髪交りの御像、御衣九条の御袈裟、御手に御経巻を持たせられ候」とあり、初め菩提寺である浄願寺にあったものが、『英公外記』延宝七年（一六七九）七月朔日条には「御寿像来迎堂へ御納」とあるので、のち法然寺の般若台来迎堂へ移されたものと思われる²¹⁾。

また、藩祖松平頼重の遺訓が「英公家訓」として、現在香川県立ミュージアムに所蔵されている高松松平家歴史資料の中に残されている。初代藩主松平頼重は、寛永十九年（一六四二）二一歳のとき、高松に入国して以来、延宝元年（一六七三）に家督を頼常に譲って隠居した後も松平家内外の政治に大きな影響力を持って元禄八年（一六九五）に七四歳で没するまで、五〇年以上にわたって高松藩政の確立に関わり、大きな役割を果たした人物である。

「英公家訓」は、頼重が隠居した後、元禄六年（一六九三）の四月廿六日と十一月一日に、下屋敷に家臣を集めて初代藩主として

訓辞した口演録である。第一回目の四月廿六日には、家臣の綱紀を正して武士としての心構えを説き、「ケ様に被 仰出候事も 大猷院様（三代将軍徳川家光）の御厚恩御一生之内、御報可被遊様無之故、自然之義有之ニおゐてハ、御子孫たる当将軍之御為ニ御命を被為捨候ハ、せめての御厚恩とも可成かとの思召也」という言葉を残し、第二回目の十一月一日には、各家臣の生活態度に関して「何事も分限相応ヨリハ少し軽く致か肝要也」「武士ハ平生の心掛肝要也」などと訓辞している²²⁾。この「英公家訓」は藩祖顕彰とともに、長らく高松藩の藩政の基本として高松松平家に伝来していったと考えられる。

江戸中期になると、藩政における国家意識が生まれ、諸藩では藩体制の再編強化のための中期藩政改革が行われた。この場合の国家とは、大名と家中が死守すべき共同権益組織であり、その中核である大名家の隆盛のために家中は絶対的な忠誠を要求された²³⁾。国家意識の中核にある御家の思想は、近世になり、家臣の忠誠の対象が主君から主家へと変化して、主君と家臣の関係が個人対個人ではなく、主家と家臣の家という家対家の関係に置き換えられて成立したものである。こうして成立した御家（藩）と呼ばれる運命共同体の中で、各御家は何をもって大名家の由緒・伝統とするかは大名家の自己認識であり、自らの領域統治の正当

性に密接に関係していたため、藩政体制が揺れ始める近世中後期には、その危機意識から、御家の過去や伝統の総体を問い直す歴史意識や再編成を行う藩政改革の気運が芽生えてきた²¹⁾。高松藩でも五代藩主松平頼恭は高松藩の藩政を「国政」と呼んで、国益のために種々の藩政改革を行い、「明君」と称されるようになって²²⁾いる。

一、毎月十箇日宛御用日とて定たる日限に年寄中初諸役人御目

見御国政を御聞被成候、(傍線筆者、以下同じ)

(中略)

亦云、御先代迄は御白衣にて御政事御聞被成候事に承り及候所、穆公(五代藩主松平頼恭)には御国政を御重し被成御用日毎に御袴被為召、松之間御出席被成候、其後は御振合に相成候。

西尾(縫殿)と申は上向温和にて、底強き剛柔兼備の人物の由、岩嶋(左源太)は物毎至て委く根気強く、堀り立刻み立聊か漏る、処なし、嚴敷人柄なれ共、西尾の温順にて其程く取捌き、掟を立直し行末の工夫を専とし、上には御明君まし／＼て、夫々に任し給ひしかは、此御世の形勢古今稀なる釣合なる

由、臣か若輩の比、古老功者の内物語を承り及申候。

一、御一世の間、御側近き面々をも御呵の事も無御座候、然共上は老臣より下は奴輩に至る迄、御畏れ申事神明の如くに御座候、誠に威ありて不猛と申にて可在御座と諸人申合候。

附尾伝 (中略)

其比江戸御邸内にてわるさまの取沙汰色々申触候由、其実は八左衛門私曲を構へ新君の御師範と成余人に權威を奪れましと思慮し、且折節大老一人なれは其身家柄并に数十年の勤労を頼みに大老を相望候心底より、新君と見侮り奉り様々と私を営んと欲せし所に、御明君の御見出しに預り忽ちほろを乱せしとかや、是そ公(五代藩主松平頼恭)の御君威の附初にして末々迄承り伝諸臣舌を震ひ恐怖仕候由、亦云、是より下文は世の秘説にして或は疑敷或は推量の様に聞ゆれば、白地に書顯しかたき事なれ共、其時勢考へ合す時は皆実事に近く其証拠もちらちら見ゆれば、公の御德行を考の為に拾ひ集め記し侍る。

こうして藩国家のシンボルとなった「明君」について、その言

行録や逸話集をまとめた『明君録』などの歴史編纂書が十八世紀半ば頃から作られ始め、明君は藩の修史事業を通じて英傑の藩祖・初期の明君・中興の英主などと評されるようになった。例えば、五代藩主松平頼恭は、高松藩中興の英主と称されている。『明君録』は時代が待望する為政者のありようで、民間に向けて出されるものではなく、おおむね現在あるいは次代の藩主へ奉呈されるものであったが、各大名は、この他藩祖の顕彰や家訓の作成、系図・系譜・事蹟・藩史の編纂事業などによって御家意識や国家意識を醸成していき、それを家中や領民へと浸透させていったものと考えられる²⁶。大名家の修史事業については、大名・家臣・地域社会の双方向的な働きかけによる大名家の由緒と自己認識の形成や、家臣の御家への帰属意識の形成などが明らかにされ、大名家による領内支配の正当性・正統性に関わる新たな論点が提示されている。胡光氏は、高松藩の修史事業の意義について、藩政改革の正当性を「祖法」に求め、藩祖松平頼重に繋がる連続性とさらに本家水戸家へ、神君家康へとその「祖法」を上昇させて藩内秩序再編を目指すとともに、藩政改革遂行のために藩祖に繋がる歴史と「祖宗の遺訓」を再認識させて藩論を統一し、本家「水戸学」による藩内秩序形成を図るという文教政策が必要であったと捉えている²⁷。

十八世紀後半になると、諸藩の藩士間に伝播した『明君録』をいくつか併せて収録した『諸侯賢行録』という書物が出されるようになる。編者の備前国岡山藩士湯浅明善子誠（湯浅常山の子で、岡山藩の寛政改革で中心的役割を果たした人物）は、米沢藩藩儒細井平洲の門人で、高松藩の菊池武矩（高洲）とも友人の關係にあったので、安永八年（一七七九）には菊池武矩がその写本を作成しており、讃岐にも諸藩の明君録が流布したものと考えられる。菊池武矩の識語をもつ国会本『諸侯賢行録』には、「若州小濱侯賢行録」「城州淀侯」「紀州侯」「米澤侯賢行録拾遺」「尾張侯使者手扣」「孝子林平傳」「泉州岸和田岡部美濃守殿善政の事」の諸篇が収録されている。菊池武矩（一七四七―一八〇八）は、字を周夫、通称助三郎、号を高洲といい、香川郡由佐村の人で高松藩士菊池徐風の養子となり、はじめ菊池黄山に学び、後京都で齋必簡について古文辞を修め、国学にも通じたとされている。著作に『讃州孝子伝』（寛政二年序）廿卷、『史記文訣』などがあり、『讃州孝子伝』卷之一四には「天明三年（一七八三）／今公（七代藩主松平頼起）新に封を襲給ひ、教化陵夷し風俗頹廢して、弁へなき民共の罪に陥ることをなかし給ひ、始て教職をたて、邦内の百姓を教導せしめ給ふ」と、天明期の高松藩による教化・教導の施策に高洲も関与していたことがわかる。このように『明君

録』と『孝子伝』は、藩政改革の中で並行して編集されることが多く、次の天明六年（一七八六）九月十日付け湯浅新兵衛宛細井平洲書簡（『東海市史』資料編第三卷所収）によれば、平洲の門人ネットワークを通じて高松藩主の「美政」などの情報が全国に幅広く伝播していることがわかる。同じように藩政改革の改革モデルも伝播し、天明期以降の諸藩の藩政改革に大きな影響を与えている⁽²⁸⁾。

一、高松侯（七代藩主松平讃岐守頼起）の御噂、扱々目出度儀に御座候。教諭隆興、一美政と奉存候。

菊池助三郎事、奇特の人と泰存候。近年松平肥後守殿（会津藩主松平容頌）にても此事談し有之候。当春久々にて御参府の節も面語仕候。此候も近年殊の外に被用心候。仰講学士（会津藩の古屋昔陽か）は私門人にて御座候。東奥にても仙台殿、今年は格別被用心候由、是門人より悦申越候。奥の白川候同断にて、美政さまさま相聞へ申候。米沢は勿論弥盛に御座候。天運も少々復し候哉と存じ候へは、老の至るをも忘れ申候て耳を悦しめ申候。（傍線筆者）

宝暦から天明にかけての中期藩政改革は、幕政と藩政の展開を

相互に関連させながら幕藩制政治改革の一環として行われ、「名君」（藩主）のもとで「賢宰」（家老・奉行等）が改革を主導したことから「名君・賢宰型」の改革とも称されている⁽²⁹⁾。高松藩では、五代藩主松平頼恭のもとで財政担当奉行の間宮武右衛門・小夫兵庫・西尾縫殿らによる財政改革が行われたが（『香川県史 3・近世Ⅰ』）、実態は「賢宰委任型」であったと考えられ、頼恭自身は博物学好きで、非政治的な交友や趣味の世界にもその才をみせるなどして藩主の文化的な権威づけと明君神話づくりに貢献したと思われる⁽³⁰⁾。中期藩政改革の特徴は、農政の建直しと農村再建、殖産興業と専売制の実施、藩校の設立の三つであるが、このうち藩校の設立は、家臣に藩国家意識を植え付け、藩主だけでなく幕府にも忠節を尽すことを教化することによって、幕藩制的社会秩序を再強化する役割を果たしたといえる⁽³¹⁾。高松藩でも六代藩主松平頼真が、安永九年（一七八〇）に講道館を設立した後藤芝山を総裁とし、藩士の教育と人材の育成に力を注いでいる（『増補高松藩記』）。

江戸後期になると、先祖時代の「古法」や「古風」などへの復帰を標榜して、藩政改革の正当性を確保しようとする傾向が現れてくる。高松藩においても文政年間において「古風」に立ち返れという復古主義の風潮が台頭していることが、次のような法令に

よつてわかる(22)。

諸事身ヲ謹ミ用を節して父母を養ふ、これ庶人之孝なるかゆへ、小家ヲたもつ者迄も其の亭主たる者、礼儀ニもあらざる酒宴遊興婦ミ、衣食住とも分ニ過たる奢侈之事有時者、おのつから困窮におよひて、父母供養茂足らず、妻子之撫育も乏敷成に、終ニ家内者ヲして饑寒之憂に逢しむるなれハ、亭主たる者之其身慎ミて放逸なる行ひをせず、財用を節儉して無益の費をせず、饑寒之備を豊にして尚又父母に孝養を尽し、妻子兄弟下男下女迄も愛育するハ即これ孝之通也、(中略)追々古風ニ立戻り候事とも有之由相聴、於我等ニ茂至極満足之至ニ存候、此度就御用当所江罷越候而其方達江及対面候ニ付、心得違無之様相慎ミ家業出精可致肝要ニ候。(傍線筆者)

(文政元年(一八一八)十一月)

三井慎一郎

百姓中

但、右之趣近隣之者共江者其方ヨリ早々申通候。

公儀御法令并御国法諸事御法度向、前より相触候条々堅相守、端々迄不洩様相示可申事肝要ニ候。

一、去年正月申渡候通年々風俗衰、誠者日々薄ク飾者日々盛ニ

相成、奢増長致儉約之筋ハ次第ニ相廢り、質朴ヲ賤ミ華美ヲ羨ミ候様相成其費不少、奢之末ハ是悲共困窮難浚ニも及び、(中略)殊ニ去ル辰・巳兩年風旱之患も有之候ニ付、古風ヲ本与し万事御省略之上、則巳年十二月嚴敷儉約可仕旨被 仰出之趣達々申渡置候所、未年限中之義能相守可罷有筭之所、段々心違之向も有之様相聞、右制シ方之義村役人共別而氣ヲ付能相弁可能有筭之所、心得方相馳ミ候向共ハ無之哉、(中略)尤郡方之義ハ手広キ義ニ候間、今以猥ニ相心得候者共も可有之候間随分無油断氣ヲ附、都而花美ニ趣候筋之義ハ相止せ、古風ニ反り善道ニ進候様導可申事肝要ニ候。(下略)(傍線筆者)

(文政二年(一八一九)正月)

復古主義の考え方は、直近の過去の否定(すなわち改革の実行)を、遠い過去Ⅱ近世初期を持ち出すことについて正当化するという特徴をも持っており、どの時期に復古するかは、大名家の歴史意識に規定されていた。高松藩では、藩政改革の中でも特に風俗の保守に力を入れ、万事に華美を戒めて質素儉約を旨とすべきとして、先祖の仁政(美政)を持ち出して「古風」への復帰を促しているところに特徴がある。いかに藩主が仁政(美政)を行っ

でも、領民の俗が悪ければ、それが家中の風にも飛び火して世の中が乱れるという「無兵の乱」への危機意識があったものと思われる⁽²³⁾。

人間の社会は、先行世代が残した社会のしくみや精神のあり方を受け継ぐことなしに、後世の生者は国家・社会の秩序や生産様式を作動させることができない。そうした意味で、江戸時代の社会も生者と死者が共同して作ってきたといえる。また、江戸時代は遺訓・家訓の時代ともいえる。遺訓・家訓は、先行世代が後継者や子孫に対して残した教諭・教戒であるが、現当主がこれらを持ち出して自らの威信を高め、権力への求心力を強めるための威光とした⁽²⁴⁾。人の死をどうに考えて処遇し、記憶するかは、生者の側の死生観を反映するとともに、政治文化的役割も反映していたといえる。

(四) 「御仁政」による施しと御赦

『論語』為政篇によれば、「之を導くに政を以ってし、之を斉えるに刑を以ってすれば、民免れて恥なし。之を導くに徳を以ってし、之を斉えるに礼を以ってすれば、恥有りて且つ格し」とあり、孔子は人民を導くのに法令と刑罰ではなく、道徳と礼節を教化することで自発的な社会秩序の構築を生み出そうとし、そうす

れば、天の頂点にある北極性の周りを、周囲の星々が廻るように上手に民衆を治められるであろう、と説いた。つまり、慈悲深く人民に接することが仁政であり、仁者＝明君の条件であるとしている。

藩国や領民は天からの預かりものであるという思想は、仁政思想の中心部をなしており、各大名は藩国や領民を大名家の家産として祖先から預けられ、それを子孫に伝えていかなければならないという御家思想とも関連し合っていた。この考えは『東照宮御遺訓』にも「我も天道へ忠信の者成故、今天下の執柄を天道より預け給へり、政道若邪路に變ずる時は天より忽ち執柄を取上げ給ふぞ」と書かれており、柴野栗山も「日本国中の万民天道より將軍家へ御預け被成被指置候様なる物にて御座候」「天下中の人民、大名高家より乞食非人等に至る迄、天とも地とも、父とも母とも奉仰奉願候は、將軍家より外には無御座候」と述べていることからわかる⁽²⁵⁾。

一般に仁政は、統治思想として天から政治・統治を委任されて領民を支配する正当性を獲得するという天道委任論と、領民への食糧、金銭、種貸などの御救という撫民的行為が結びついて実現されたと考えられており、寛永十二年（一六三五）の武家諸法度には「知行所務清廉沙汰之、不致非法、国郡不可令衰弊事」とい

う「安民」条項が設けられ、慶安期以後には大名の代替わりに際して幕府が与える「御条目」の第一条にも「町人百姓等不困窮之様、仕置可申付事」という付帯条項が付け加えられている⁽²⁵⁾。すなわち近世における政治の基本は「安民」「撫民」であり、そうした政治のあり方をを仁政と呼び、仁政を行う明君・名君は、領民の生活が災害や飢饉などで危機に陥った場合には、領民の生活が成り立つように支援しなければならなかったのである。勸農（勸課農桑）が平治の仁政であるとすれば、御救は非常時の仁政であったといえる⁽²⁶⁾。

御救は幕藩領主に課せられた社会的責務であって、百姓の側もその時々に応じて救済物を求めた。一つは生産へのテコ入れ、二つは負担の軽減、三つは生活への特別手当であった。こうして幕藩領主と領民との間には、御救と年貢などの税負担を媒介とした「幕藩制的仁政イデオロギー」と呼ばれる特有の自己認識と関係意識が形成されていったのである⁽²⁷⁾。藩主家の御家の保全と継統を第一とする御家の思想と、撫民・御救を中心とした仁政の思想とが一体となつて、高松藩でも、御家関係者の祝儀や法事の際には、生活困窮者に対する施しや犯罪者に対する恩赦が行われている。大名家による施しや恩赦は、「御仁政」の表現の一つと考えられていた。二代藩主松平頼常時代には、次のような盲人に對

する施しを命じる御触が三回出されている⁽²⁸⁾。

一、祝義法事之節、身体宜敷百姓町人共より、座当共方江銀五匁ツ、可遣ス由、昨日申渡候得共、又相談かわり申候間、鑑五百文ツ、遣シ候様ニ可申付候、輕キ百姓町人ハ、右之員数ヲ以相応ニ可遣ス事、尤遠忌仏事之節ハ、尚以輕ク可遣ス候事。（傍線筆者、以下同じ）

右之通、郷町江可申付候由、被仰渡在之候。

延宝七己未年九月廿六日

一、御家中之面々、祝義法事共座当共江、高百石ニ付鑑百文ツ、拾石以上たり共、鑑壹貫文可遣事、遠忌之分ハ、相応ニ輕ク可遣ス候事。

一、寺社方ニ而祝義法事之節、座当共江寺領在之分ハ、高百石ニ付鑑百文ツ、可遣候、寺領無之分ハ、右ニ応シ輕ク可遣候、遠忌之仏事之節ハ、尚以輕ク可遣候事。

貞享二年乙丑十一月十五日

一、当月廿一日より、山科檢校座不仕候ニ付、配当意都組頭幾都行都ニ、惣座当支配被仰付候事。

一、自今以後祝義仙事、重キ事ニ鑑五十貫文、軽キ事ニハ鑑三十貫文、他国より如何程参り候共、地之座当打込ニ可被下候、其段申渡他国座当方江通達可為仕由、町奉行三宅六郎兵衛江御下屋敷ニ而被仰付候事。

但、右三人之座当共より、隣国之座当方江通達仕候事。

元禄三年庚午四月廿三日

延宝七年（一六七九）の施し令は、祝儀や法事に際して、百姓・町人から座頭に対して鑑五百文づつの施しを行うように命じている。また、貞享二年（一六八五）には、家中・寺社に対しても高百石に付いて鑑百文づつの施しを命じている。ところが元禄三年（一六九〇）には、今後は施し額の基準を重い場合は鑑五十貫文、軽い場合は鑑三十貫文とする旨の通知がなされている。ここで注目すべきは、藩領域を越えて他国からも施しを求めてきていることで、当時盲人に対する施しが全国規模で行われていたことがわかる。また、これら他国からの施し要求者に対する対応を取り仕切ったのが山科という検校であったことや、それを補佐する立場の座頭が高松藩には存在していたということである⁽²⁰⁾。

この後、幕藩領主による御救制度は、十八世紀後半の幕政における松平定信の寛政の改革を機に、御備制度へと転換していつ

た。寛政元年（一七八九）九月、定信は「天下之御備御手薄ニ有之候ては不相済儀ニ思召候、（中略）高壺万石ニ付五十石之割合を以、来戌年より寅年迄五ヶ年之間、面々領邑ニ囲穀いたし候様ニ被仰出候、（下略）」（傍線筆者）と、囲穀などの各村々における御備政策を全国的に実施するよう命令を出している。これまでの幕藩領主の善意による御救・施し政策から、各自の自力救済を旨とする備荒貯蓄政策へと政策の基軸を転換していったのである⁽²¹⁾。

高松藩でも、文化十一年（一八一四）に次のような「囲籾令」が出され、従来の施しを中心とした御救制度から囲籾による御備制度へと政策が転換されていることがわかる。

同人江

一、去年一統之豊熟ニ付寛政元酉年従 公儀日仰出在之候御囲籾、去々年御伺済之通、籾詰替可被仰筈之処、先去年米ニ而御囲被成度段御伺相済候間、左様可被相心得候事。（傍線筆者）

勘定奉行

久保傳右衛門江

一、右同断之趣ニ候間、左様相心得、御蔵奉行江も可申渡候

事。

右之通、今日於御 城奉行所ニ、善兵衛申渡候事。

文化十一年甲戌年正月廿三日⁽²²⁾

また、高松藩では藩主家関係者の祝儀や法事の際に、生活困窮者に対する施しとは別に、「御仁政」の一環として犯罪者に対する恩赦が行われている。例えば、初代藩主松平頼重時代の寛永十九年（一六四二）閏九月廿三日には、英勝院（父初代水戸藩主徳川頼房の養母）の千部法会にあたり「松平頼重、浄願寺ニ詣テ英勝院ヲ拝禮ス。有罪二人ヲ赦ス。二十五日、浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝禮ス。有罪六人ヲ赦ス」（『英公実録』『英公外記』）とあり、また寛永二十一年（一六四四）正月廿四日にも、増上寺で行われた台徳院（二代將軍徳川秀忠）の十三回忌にあたって「是日、高松ニ於テ有罪十人ヲ赦ス」（『英公実録』）と記されており、將軍家や本家水戸家関係者の慶弔儀礼の執行にあたって恩赦が行われていたことがわかる。

恩赦は、犯罪者に対して刑罰の赦免、減輕、執行停止、名誉回復などの措置をとるもので、「法事の赦」（將軍・大名・その近親者などの葬儀・回忌法要・追善供養における恩赦）と「祝儀の赦」（將軍宣下、日光社参、誕生、元服、任官、昇進、婚姻、家督相

続などによる恩赦）があった⁽²³⁾。この内高松藩における將軍家に関連した「法事の赦」の初見は、幕府から恩赦を命じられた寛永二十一年の秀忠十三年忌であり、高松松平家の先祖に関するものとしては、寛永十九年の英勝院千部法会の際のものであった。

また、恩赦には、全国レベルのものと藩レベルのものとの二段階があつたと考えられ、慶安元年（一六四八）正月廿三日には、幕府より台徳院（二代將軍徳川秀忠）の十七回忌にあたり、輕罪人の赦免を命じる奉書が高松藩に届き、大赦を行ったことが『英公外記』に記されており、將軍家や天皇家に関する恩赦の場合は大赦と呼ばれて、予め幕府からその旨の奉書が各藩に届いていたことがわかる。同年正月廿一日の『大猷院殿御實紀』には「秀忠十七回忌、諸国ニ赦ヲ発シ、江戸増上寺門前ニテ施行シ庭上ニテ囚ヲ赦免ス」と記されている。このことからすれば、表4にみられる「諸国ニ令（発）ス」と記載された、寛永二十一年の二代將軍徳川秀忠夫人の法要や慶安元年の初代將軍徳川家康の三十三回忌、承応三年の後光明天皇の崩御の際などに行われた葬送儀礼や先祖祭祀儀礼の際にも、幕府の奉書の内容に従って高松藩関係者の大赦が行われたものと推測される。

大赦の実施にあたって高松藩では、事前に願出書を奉行所や横目中に提出させた上で、調査を行い、その該当者が赦免に該当す

るかどうかを評議して決定することとなっていたようである。

一、前々大赦被仰付候節ハ、道之口願出候様ニと、寺社船町郡奉行横目江被仰渡在之候、追而夫々より願出、相揃次第横目中より指出、しらべ相済候上ニ而御免之分、又々右之面々江年寄中より御免之義被仰渡在之候処、此度より最初大赦被仰付候間、願出候様ニと申渡置候義ニ候ハ、御免之義又々改り申渡候事、弥重ニ相成候間、前格在之候共、此度より向後ハ、先達而大赦之義申渡在之候得ハ、御免願済候義ハ横目江申渡、夫々江願出之通御免被遊候段、横目より申通シ可然由、御評義極候事。(傍線筆者)

寛保三年(一七四三) 閏四月十三日 ⁽²⁴⁾

また、どのような場合に大赦が行われたかという点、高松藩では次のように家督相続・初御目見・若君誕生など格別の御慶事があつた場合に、それぞれの罪科の程度に応じて実施されていたことがわかる。例えば、次のように明和八年(一七七二)十月十七日、松平頼眞が家督を相続して六代藩主となった際にも大赦が行われている⁽²⁵⁾。

御家督御祝儀大赦被 仰付候間、追放并奉公構等之類之者、御赦免之筋相願候者有之候ハ、申出せ候様取計可申候、(傍線筆者)

十月六日

右之通被仰付候間此段村々へ御申渡可被成候。

十月十七日

安部治兵衛
中村助四郎

右之通申来候間願出候者有之候ハ、来ル十日迄願出候様可被成候、無之候得者其段御申出可被成候、以上。

富岡小左衛門
国方甚五右衛門

高 畑 要 人

渡 邊 半右衛門

松 田 合左衛門

稲 毛 十兵衛

富 永 助之進

一、若殿様初而之御目見被為済候、右就御祝儀ニ大赦被仰付候間、追放并奉公構等咎在之類之者、御赦免之筋相願申者在之候ハ、申出させ候様ニ取計可申事。(傍線筆者)

右之通、今日於会所ニ、申渡候事。

寛政元年（一七八九）十二月九日²³

文化十一年（一八一四）に徳川家慶の嫡子竹千代が誕生したときには、幕府が諸藩に対して「祝儀の赦」を実施するよう要請している（『御触書天保集成』上）。

一、此度、竹千代様御誕生御祝義ニ付、大赦被仰出候御書付

ニ、当時仕置ニ可申付者も逆罪之外宥免可相成分ハ指免候様被仰出候義ニ付、当時役所仕置ニ可申付者共、追込戸ノ之外、御国追放御領分追放郡村并御城下追放所払等之類、御仕置障ニ不相成様一等輕キ取調可被申出候。（傍線筆者）

右之通、今日於、御城奉行所ニ半助申渡事、

但、御家中江ハ十二月廿七日ニ御触在之候事。

文化十年（一八一三）十二月廿六日²⁴

寺社奉行

河合平之丞

町奉行

奥山 彦藏

郡奉行

野原三兵衛

一、去年十二月、大赦被仰出候ニ付、役所仕置ニ可申付者共、

御国追放御領分追放

郡村ニ而御城下追放所払之類、御仕置障ニ不相成様一等輕キ取調候様相達置候得ハ、右取扱之義ハ当年中ト相心得可被申候事。（傍線筆者）

右之通、今日於会所奉行所ニ、半助申渡候事。

文化十一年（一八一四）十二月廿三日²⁵

一、此度格別之御慶事ニ付、思召ヲ以大赦被 仰出候間、追放

并奉公構等之咎在之類共御赦免之筋相願候者在之候得者、申出せ候様取計可被申候。（傍線筆者）

（嘉永七年（一八五四）か）四月²⁶

このように將軍家や大名家の祝儀や法事の際に、繰り返して実施される「祝儀の赦」や「法事の赦」などを通じて、家中・領民たちは政治的・社会的に御家を支える重要な構成員として統合されていたのである。

表4 讃岐高松藩における赦免・施し等内容一覧

氏 名	発令年月日	赦 免 ・ 施 し 等 の 内 容
後光明天皇	承応3. 9. 20	10月、天皇崩御、諸国ニ大赦ヲ発ス（『厳有院殿御實紀』）
東山天皇	貞享4. 3. 21	5月、即位ニ付大赦行ハル（『常憲院殿御實紀』）
中御門天皇	宝永7. 11. -	中御門天皇即位ニ付赦ヲ行フ（『御日記』）
桜町天皇	享保20. 10. -	桜町天皇御即位赦令ヲ発シ輕犯者ヲ免ス（『徳川禁令考』）
光格天皇	文化2. 3. -	大嘗会ノ御祝ニ付輕犯者ヲ赦ス（『徳川禁令考』）
孝明天皇	文久2. 5. -	皇室ヨリ戊午以降国事犯者ニ対シ大赦令ヲ発ス（『嘉永明治年間録』）
〃	文久2. 11. -	皇室ヨリ厚キ御趣旨ヲ以テ大赦仰出サル、尚戊午大獄ニ斃レタル吉田、橋本等ノ収葬建碑ヲ許シ、諸藩ニ令シテ国事ニ殉セシ者及刑ニ服セル者ノ姓名ヲ録上セシメ又池田大学・小林良典等數十人ヲ赦ス（『諸御書付留』、『薨御御書付留』、『概観維新史』）
徳川家康（初代將軍）	慶安元. 4. -	家康三十三回忌大赦令ヲ発ス（『御法會記』）
〃	寛文5. 4. -	東照宮法要赦令ヲ発ス（『御日記』）
〃	元禄3. 8. -	日光山東照宮造替落成仍テ諸国ニ大赦令ヲ発ス（『御日記』）
〃	正徳5. 4. -	東照宮百年忌法要大赦アリ、淀屋辰五郎追放ヲ赦サレ八幡三百石ノ朱印地ヲ復ス（小宮山氏『徳川太平記』）
徳川秀忠（2代將軍）	寛永19. 9. -	秀忠夫人ノ法要ニ付諸国ニ輕犯者赦免ノ事ヲ命ジ法要結願ノ日乞巧ニ施行シ輕犯者四百七人ヲ赦ス（『黒板史国史研究年表』）
〃	寛永21. 3. 23	台徳院殿（秀忠）御遠忌ニ付国々在々所々にても可行赦之旨、拾万石以上在所之面々江奉書遣之并在江戸拾万石以上之衆ハ阿部豊後守宅江家来招之、右之趣含之云々（『内閣文庫所蔵史籍叢刊・大成令（一）』）
〃	正保元. 正. -	秀忠十三回忌赦令ヲ発シ、十万石以上ハ其ノ封地ニテ赦ヲ行ハシム、江戸ニ於テハ増上寺門前ニテ施行竝赦アリ（『大猷院殿御實紀』）
〃	慶安元. 正. 21	秀忠十七回忌、諸国ニ赦ヲ発シ、江戸増上寺門前ニテ施行シ庭上ニテ囚ヲ赦免ス（『大猷院殿御實紀』）
〃	万治元. 正. -	秀忠二十七回忌赦アリ（『御日記』）
〃	寛文4. 正. -	秀忠三十三回忌赦アリ（『厳有院殿御實紀』）
〃	天和元. 正. -	秀忠二十七回忌赦アリ（『御日記』）
〃	天明元. 正. -	秀忠百五十年江戸囚獄宥サル、者十五人（『浚明院殿御實紀』）
徳川家光（3代將軍）	慶安4. 6. -	家光法要囚徒百餘人ヲ赦シ諸国ニ大赦ノ事ヲ令ス（『厳有院殿御實紀』）
〃	承応2. 4. -	家光法要囚徒三十六人ヲ赦シ、諸侯ニモ赦ヲ行フベキコトヲ命ス（『厳有院殿實紀』）
〃	明暦3. 4. -	家光七回忌、諸国ニ赦令ヲ発ス。又二天門外ニテ輕犯者六人ヲ赦ス（『徳川十五代史』）
〃	寛文3. 4. -	家光法要諸国ニ大赦ヲ命ス（『厳有院殿御實紀』）
〃	延宝3. 4. -	家光二十五回忌罪囚七十五人ニ対シ赦ヲ行フ（『徳川十五代史』） 秀忠夫人法要赦ヲ行フ（『厳有院殿御實紀』）
徳川家綱（4代將軍）	万治元. 12. -	寶樹院家綱生母法要赦アリ（『御日記』）
〃	寛文4. 12. -	寶樹院法要諸国ニ赦令ヲ発ス（『厳有院殿御實紀』）
〃	天和2. 4. -	家綱法要、諸国ニ大赦を令ス（『御日記』）
〃	安永8. 5. -	家綱百年忌法要十四人ヲ赦ス（『御日記』）
徳川綱吉（5代將軍）	宝永6. 正. 10	綱吉薨ス。綱吉法要赦アリ（『大成令』）
〃	宝永6. 2. -	綱吉夫人ノ法要大赦ヲ行フ、幕府前代ノ罪ヲ得シ者ヲ赦スコト九十二人、諸侯ノ赦ス者三千七百三十七人（『文照院殿御實紀』）

徳川綱吉（5代将軍）	元文5. 10. -	綱吉三十三年忌法要赦サル、者十一人（『御日記』）
〃	寛保元. 2. -	綱吉夫人三十三回忌法要赦アリ（『御日記』）
徳川家宣（6代将軍）	宝永6. 5. 1	6月、将軍宣下ニヨリ非常ノ大赦令ヲ発シ、八月施行総数八千八百三十餘人（主トシテ生類憐ミ法令違反者ナリ）（『文照院殿御實紀』）
〃	元文3. 10. -	家宣二十七年忌法要赦アリ（『有徳院殿御實紀』）
〃	宝暦11. 10. -	家宣五十年忌三縁山ニテ法要、囚徒十二人ヲ赦シ大僧正定月各囚ニ佛名ヲ唱ヘ餞ヲ與フ（『浚明院殿御實紀』）
徳川家継（7代将軍）	享保3. 4. -	家継三回忌赦アリ（『御日記』）
〃	元文3. 4. -	家継二十三年忌法要赦サル、者八人（『御日記』）
〃	寛保2. 4. -	家継二十七回忌法要三縁山ヨリ繋囚四人赦サル（『有徳院殿御實紀』）
徳川吉宗（8代将軍）	元文3. 6. -	吉宗生母十三年忌法要赦サル、者五人（『御日記』）
〃	明和8. 6. -	吉宗二十一回忌法要赦サル、者十六人（『御日記』）
〃	安永4. 6. -	吉宗二十五回忌法要十四人ヲ赦ス（『浚明院殿御實紀』）
〃	天明3. 6. -	吉宗三十三回忌法要赦セラル、者二十人（『御日記』）
徳川家重（9代将軍）	宝暦13. 6. -	家重大祥忌ニ當リ赦ヲ発シ囚徒十人ヲ赦シ餞ヲ與フ（『御日記』）
〃	明和4. 6. -	家重七回忌三縁山ニ於テ法要囚徒十二人赦サル（御日記）吉宗十七回忌東叡山ニ於テ法要囚徒九人赦サル（『御日記』）
〃	安永2. 6. -	家重十三回忌法要赦十六人（『浚明院殿御實紀』）
〃	安永6. 6. -	家重十七回忌法要十六人赦サル（『御日記』）
徳川家治（10代将軍）	元文3. 7. -	家治誕生ニヨリ赦ヲ行フ、赦サル、者六百三十一人（『御日記』）赦ノ者書出ニ付テハ生死ノ吟味ニ及バス書出サシム（『科條類典』）
〃	明和元. 2. -	家治生母十七回忌法要赦アリ（『浚明院殿御實紀』）
〃	安永9. 2. -	家治生母三十三回忌ニ付十八人ヲ赦ス（『教令類纂』）
徳川家斉（11代将軍）	寛政9. 12. -	御赦申渡方ヲ改メ遠国ノ分ハ代官、領主ヲシテ申渡サシメ、武家家来ハ其ノ主人ヲシテ申渡サシム（徳川禁令考後聚）
〃	文化3. 9. -	家治法要赦アリ（文恭院殿御實紀）
〃	文化5. 12. -	家治法要赦アリ（文恭院殿御實紀）
徳川家慶（12代将軍）	天保8. -	此年将軍宣下御転任御兼任御祝儀ノ御赦アリ（『御赦調心得方』）
徳川家定（13代将軍）	安政元. 7. -	此年改元ノ大赦ヲ行フ（『藤間褥記』）
徳川家茂（14代将軍）	安政5. 9. -	家定法要東叡山ニ於テ赦サル、モノ十一人アリ（昭徳院殿御實紀）
〃	文久2. 5. -	皇室ヨリ戊午以降国事犯者ニ対シ大赦令ヲ発ス（嘉永明治年間録）
松平頼重（初代藩主）	寛永19. 閏9. 23	松平頼重、浄願寺ニ詣テ英勝院ヲ拝禮ス。有罪二人ヲ赦ス。二十五日、浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝禮ス。有罪六人ヲ赦ス（『英公実録』『英公外記』）。
〃	寛永21. 正. 24	増上寺での台徳院（2代将軍徳川秀忠）十三回忌にあたり、高松で有罪十人を赦す（『英公実録』）。
〃	慶安 元. 正. 23	幕府より台徳院（2代将軍徳川秀忠）十七回忌にあたり、軽罪人の赦免を命じる奉書が高松藩に届き、大赦を行う（『英公外記』）。
松平頼常（2代藩主）	延宝7. 9. 26	祝儀法事の節は、百姓町人より座当共へ鑑五百文づつ遣るよう申し付ける（『源節様御代御令条之内書抜』）
〃	貞享2. 11. 15	祝儀法事の節は、家中より座当共へ高百石につき鑑百文づつ遣るよう申し付ける（『源節様御代御令条之内書抜』）

松平頼恭（5代藩主）	寛保3. 閏4. 13	前々大赦被仰付候節ハ、道之口願出候様ニと、寺社・船・町・郡奉行・横目江被仰渡在之候、追而夫々より願出相揃次第横目中より指出、しらへ相済候上ニ而御免之分、又々右之面々江年寄中より御免之義被仰渡在之候処、此度より最初大赦被仰付候間、願出候様ニと申渡置候義ニ候ハ、御免之義又々改り申渡候事、弥重ニ相成候間、前格在之候共、此度より向後ハ、先達而大赦之義申渡在之候得ハ、御免願済候義ハ横目得申渡、夫々江願出之通御免被遊候段、横目より申通シ可然由、御評義極候事（「源穆御代御令條之内書抜」）。
松平頼真（6代藩主）	明和8. 10. 6	十月十四日より十六日迄、源懷様法事ニ付、十六日計獵留。家督祝儀大赦（『高松藩諸達留』）。
松平頼起（7代藩主）	寛政 元. 12. 9	若殿様（頼儀）初而御目見被為済候、就御祝義ニ大赦被仰付候間、追放并奉公構等之咎在之類之者、御赦免之筋相願申者在之候ハ、申出させ候様ニ取計可申事（「源欽様御代御令條之内書抜」）。
松平頼儀（8代藩主）	文化10. 12. 26	竹千代様（徳川家慶嫡子）御誕生御祝義ニ付大赦被仰出候（「源襄様御代御令條之内書抜」）。

（『英公実録』『英公外記』『高松藩御令條之内書抜』辻敬助編『日本近世行刑史稿』付録「徳川獄政年表」（矯正協会、1974年）等より作成）

二「死の政治学」と幕藩制的社会秩序

(一) 為政者の死と政治的身体(生ける死体)

アナトロジー(Thanatology)とは死についての学問で、人間の死をいかに考え、各自が己れの死、他人の死をどう迎えるかについての学際研究(『広辞苑』)である。政治的な地位と個人の肉体の死との関係性について、エルンスト・H・カントーロヴィッチは『王の二つの身体——中世政治神学研究』で、王には「政治的身体」と「自然的身体」の二つの身体があり、王の自然的な死は「王の政治的身体」が死んだということではなく、「王の政治的身体」から「王の自然的身体」が分離し、その「王の自然的身体」がまた別の自然的身体へと移転していくことを意味する、と述べている⁽³⁰⁾。そもそも人は社会的・政治的存在であり、その人の死をどう考え、どう取り扱うかは、当該期の社会や政治の仕組みを論じることにつながる。為政者である将軍や藩主の自然死がどう扱われ、どのような葬送儀礼が行われたかをみることで、江戸時代の社会構造や政治のあり方がわかる。

高松藩五代藩主松平頼恭が、明和四年(一七六七)に病気になるってから同八年(一七七二)七月十八日に江戸藩邸で逝去し、仏生山法然寺の般若台に祀られるまでの記録が「増補穆公遺事」

に残されている⁽³¹⁾。

一、公の御病氣被為付(候)とは申は五年以前明和四年御筋氣御発、其御御養生被遊御快復には被成御座候得共、御匙医師・奥医師何も申合段々、公へ言上仕御合点にて御保養被遊候、其後は御大酒等被成御座候と御背の御痛御座候疾ひを少し御隠しの意味被相窺候、(中略)当卯(明和八年)四月十五日如例年高松御出帆被遊候御道中毎迎も御歩行御採葉御乗馬等御座候所、今年は御氣重にて其義一度も無御座候、(その後容体に応じて医師菊池朔玄・田中松峯への転葉を重ね)、於爰に御評議の上初て公儀奥医師浅井久伯老御招き同(六月)八日御転葉に相成候、森宗乙老御父子共三人共に被致診察候、(中略)十七日に橘立(隆)庵老に御転葉、(中略)奥様若殿様へも御対面御断故日々御出にて御透視にて御窺被成候、良姫様十五日四つ時比御出府後初て御出にて、漸々暮方に鳥渡御対面に相成候と申様なる御氣六か敷被成御座候、御病氣中播磨守様・細越中守様・美作守様後改大学頭亮候・近江守様後改越中守定邦候度々為御見廻御出奥へ御通り、千次郎様・音三郎様大学頭様御次男御三男一度御出同断、此外御書院迄御入来の御方に

は存不申候、右に付御評議有て、町医師の中名人と申て、

公儀の御目見医師庵原朝川・松井才庵・桑山本立三人を召て診被仰付候所、各申分先以重き御容子に奉存候、(中略)

(廿三日) 御転葉にて細越中守様御手医師池原雲伯へ御匙被仰付御葉法不知同二十九日雲伯御断申上、公儀御医師森雲亭老御葉御所望にて御転葉に成り少々御損徳有、(中略)

同(七月) 十七日夜に入雲亭老被伺御容子至極御指重の由被申、御家門様方へ為御知武田千壽院(長春) 殿・森雲亭老・同宗乙老御詰千壽院殿御匙別煎入人参五文目被指上候、同夜御容体御大切に被為及候、同日御容体御指重りの由御老中板倉佐渡守殿へ御届御座候。(傍線筆者)

一、十八日將軍様御尋の上使小出信濃守殿若年寄衆被相越鱸残(キス) 魚干物被下置候、若殿様被為請御礼勤は松雅楽頭様播磨守様御嫡子へ御頼にて為御名代御老中方若年寄衆御廻勤也。

七月十五日牛込に罷在候浄土宗智識の長老を被召十念御授り、夫より段々御念仏御唱被遊十六日昼より十七日中はつや／＼御寝成り御昏忘の御気味に被為在候。

一、同日(明和八年七月十七日) 御容体御指重りに付、御用番御老中板倉佐渡守殿へ左の通御届、我等儀先頃より不快の

所気分指重り快気の程難計候、家督の義は嫡子兵部大輔へ相譲り候間此段御聞置可被成候、以上

七月十八日 御名

御老中連名殿

右御届書以御手先頭衆佐渡守殿へ御指出し、岡島左仲御城使付添罷出候処御請取に相成候。

但、御近振は私気分相勝不申快気の程難計候に付、嫡子式部へ家督相統為仕度奉願候、此段宜奉願候、以上、右の通被仰出候、其訳は 英公 節公には御隠居後御逝去故此義、恵公初て御勤の内御逝去故右の通に有之候、(中略) 御家門様方被成御詰候故御相談有て紀州様へも御相談御座候所、紀州様思召にて御手寄の御老中右近將監様へ御内談の上御三ヶ様御同様の御届に相成候由、小神野與兵衛日記の趣也。

一、同日十八日亥の中刻御逝去被遊候段 公迎へ御届に相成候。

一、御納棺の義御近振 恵公 懐公には諸事仏道の御納り也、奉行部屋に別帳留有之今度は儒道の御納棺にて文公家札の通被入御念諸事儒臣引請取扱被 仰付、(下略)

一、去六月十四日十五日両日 若殿様へ諸事被 仰継御座候て

御書付壹卷御渡し被遊、(下略)

一、御病中江戸御国共奉始 御自身様を 上々様方より御快然の御祈祷御代拝等、伊勢天照太神宮初数多の神社仏等(寺)無残所被仰付候、并御家士の面々も一役切(限)に御祈祷仕御礼守指上候。

一、公(中略)三十三年目に御家中不残へ御流の御盃被下置候、今に至て存当り候得は誠に御名残の思召の御盃歟哉と恐察仕涙及数行申候、又二月七日仏生山へ御参詣被遊法然寺へ御立寄御休息の上被 仰出、方丈御召連又々般若台へ御登り昔より有し元祖上人の墓を初 威公の御墓并方々様御墓迄御膝付相廻り、一つも無残方丈の御導にて御巡拝有て又方丈へ御入御膳等被召上御帰に相成申候、御振合も不承及全く時の思召にて、今考れば御生涯の御暇乞の尊慮にも可有御座と恐察仕厚き御事哉と雖有奉存候、(下略)

これをみれば、藩主の病状回復のために幾人かの医師のよる転葉が繰り返されており、藩はその間全力を挙げて幕府をはじめ御同敬大名家などの関係者にあたるなど、評議を重ねて各方面に名医師を求めていることがわかる。最初は高松藩お抱えの御匙医師・奥医師、次に道中同行医師の菊池朔玄、田中松峯、やがて公

儀奥医師の浅井久伯、橘立庵、町医師の名人で公儀御目見医師の庵原朝川・松井才庵・桑山本立、細川家御手医師の池原雲伯、公儀御医師の森雲亭などが順次診察に当たっている。

この後、牛込の浄土宗寺院の僧侶を呼んで三日間念仏を唱えるなどしたが、いよいよ病状回復が難しくなった七月十七日時点で、老中に対して嫡子兵部大輔への家督相続願の届け出をしている。そして翌日、明和八年七月十八日亥の中刻に藩主松平頼恭が逝去した旨の届け出を幕府に提出している。これより以前、後継者の兵部大輔(のちの六代藩主松平頼真)には、一か月ほど前の六月十四日と十五日の両日に引継ぎの書付一卷を渡すとともに、家臣に対しては全員に御流の御盃を下賜している。また、二月七日には仏生山に参詣して般若台に登り先祖代々の御墓に膝まづいて廻るなどして、歴代藩主などと最後の別れをし、高松松平家の行く末を次期藩主と家臣たちに託していることがわかる。

藩主逝去の報を受けて高松では、明和八年七月廿九日に領内に向けて次のような御触を出され、前藩主の逝去を悼む服忌規制がなされている(『高松藩諸達留』)。

殿様御逝去ニ而諸殺生令禁止津留可被申附

一、山分獵師諸殺生停止之事

一、家普請鳴物高声停止可仕候

一、鑄師綿打并居細工停止可仕候

一、井河普請停止之事

一、御中陰之内諸事相慎遊興ケ間敷儀ハ勿論諸事穩便可仕候

一、火元入念可候

このような將軍を初めとする為政者の死去時に出される服忌規制、特に鳴物停止令は幕藩制国家独自の法令であり、停止日数や内容によって為政者の身分秩序の序列化がなされたこと、またそれを広く社会に認知させる機能を持っていた²⁰⁾。松平頼恭の遺骸は、江戸からこのような服忌規制が布かれた在国高松へ移送され、八月十六日に仏生山に帰葬されている(『増補高松藩記』)。こうしてカント・ローヴィツチの言う、藩主の「政治的身体」から藩主の「自然的身体」が分離して、その藩主の「自然的身体」がまた別の「自然的身体」へと移転・昇華していく中で高松松平家の祖先神となつて、御墓所仏生山般若台に祀られ、現藩主の統治する高松藩を背後から見守り支えるという霊的支配構造が出来上がったのである。つまり、江戸時代は死者(「生ける死体」)が生者を支える時代であり、遺訓や家訓が実効性を持ったのは、死者は例え死んでもどこかでその言葉を発し続けていると思う、生者

の集合的な心性が社会の基底にあつたからである⁽²⁰⁾。

(二) 儀礼の社会秩序維持機能

儀礼とは何かについて、L. ウィトゲンシュタインは「人間は儀礼的動物である」と言い、いかなる文化も儀礼なしでは存在せず、儀礼のための組織を作ることが政治組織への出発点であつたとされた⁽²¹⁾。儀礼にはもともと政治性があり、儀礼抜きは社会は存在しなかつたといえる。

儀礼と社会秩序との関係について、ニクラス・ルーマンは、その社会システム論の中で「手続」の意味を社会内の「複雑性の縮減」に求めた。「複雑性の縮減」とは、個々の人間の能力内で処理可能な程度に縮減された情報(意味)を、複数の社会構成員間で共有することで、他者や社会システムへの自身の期待をあてにすることができるようするための手続である。この考え方に基づけば、特定の社会の構成員は、その社会システム固有の縮減された意味の体系を身につけることによって初めて、そのシステムを「信頼」することが可能になつたとしている。このように政治・社会の儀礼化による「複雑性の縮減」が進み、社会システムへの信頼度が増したのは、幕藩政治史における徳川家綱政権期で、幕藩政治の文化構造上の転換があつたとされ、家綱期から綱吉期・

正徳期にかけて、文治政治が進行するとともに、政治や社会における儀礼化・序列化が進んだとされている⁽²⁶⁾。

天和三年（一六八三）七月発布の武家諸法度で徳川綱吉がめざしたものは、「忠孝」と「礼儀」の実践による「礼」的社会秩序の形成であった。これまで旗本や御家人に対して出されていた諸士条目（旗本諸士法度）の第一条にあった「忠孝をはけまし、礼法をたたし、つねに文道武芸を心かけ、義理を専らにし、風俗を乱すへからさる事」の前半部分を、武家諸法度第一条に取り上げて「文武忠孝を励まし、礼儀を正すへき事」と改め、文治政治への政策転換と「仁政」の担い手としての幕藩領主の心構えを説いた。こうして始められた綱吉の「天和の治」の画期性は、賞罰厳明政策と農政刷新の二点に集約され、初めて儒教的理想主義を導入したことである。横田冬彦氏は、延宝八年（一六八〇）の「民は国之本也」（『御触書寛保集成』）で始まる七か条の條々を「綱吉の『仁政』宣言」としている⁽²⁷⁾。「天和の治」では、民衆に対する統制政策や社会秩序の引き締め策も強化され、新しい社会状況の変化に「公儀」の機能を拡大強化することで対応しようとし、全国を「公儀」のもとに統合することがめざされた。華美を戒め儉約を進めるなど、風俗統制と道徳強化を図るとともに、天和二年五月には孝子節婦の表彰を始め、諸国に忠孝札が立てられ

た。貞享元年（一六八四）二月には服忌令を布告して、親族などの死や血の穢れを払うための期間を細かく定め、その全文を町触として江戸町中に知らせ、庶民も忌みに服する日数を守るよう命じている。また、貞享四年（一六八七）正月には最初の生類憐みの令が出されて、人々に慈悲や仁の心をもたせようという意図し、同年六月にはキリシタン遺族改が全国に命じるとともに、元禄五年（一六九二）には仏教諸宗派本山による末寺改と末寺帳の提出を命じるなど、宗教統制も強化された⁽²⁸⁾。これらの政策は相互に関連しあって、幕府の進める「礼」的社会秩序の形成と幕藩体制の維持強化に寄与したが、その中でも特に服忌令の制定は、為政者の死をめぐる葬送儀礼やそれに伴う様々な停止令などを通じて体制の安定化を図る装置としての役割と機能を持っており、重要な意味を持っていたといえる⁽²⁹⁾。

高松藩では、藩政の文治化に伴い、政治的な儀礼が集団の統合や社会内部の身分関係を整序化するとともに、儀礼執行者の權威を知らしめて社会秩序を構築するために利用されるようになった。政治と儀礼は表裏一体の関係にあり、それらが領主権力の確立と幕藩制的社会秩序の維持強化に重要な役割を果たしたのである。領国は権力だけではまとめることは難しく、領内諸集団を一つに結び付ける統合儀礼というものが必要であったため、頼重は

寛永十九年（一六四二）十月二十三日「浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝ス」（『英公実録』）とあるように、徳川將軍家や水戸徳川家に繋がる死者供養と國家の安寧祈願を行うとともに、領内有力寺社に対しては伝統的權威の繼承と正当性を付与して、頼重自身による土地精霊への表敬儀礼と領國の安全祈願などを行った。このようにして頼重は、高松松平家による領國統治の正統性を確保するとともに、領内諸集團の統合意識と高松松平家の存続がすなわち領國安定につながるという政治的象徵性を作り上げていったものと考えられる。そのためには藩主の存在を絶えず、葬送儀礼など様々な儀礼を通じて家中や領民に知らしめる必要があったのである（29）。

（三）「家」意識と家族・親族秩序

①親族関係法令にみる高松藩の家中・領民対策

「家」とは、固有の家名・家産・家業をもち、先祖代々への崇拜の念とその祭祀を精神的支えとして、世代を超えて永続していくことを志向する組織体であるが、江戸時代では、武士も農民も商人も、この「家」を単位に集團が組織されていた。大名は「家」を単位に將軍に仕え、家臣は「家」を単位に藩主と主従関係を結び、百姓は「家」を単位に年貢を納め、宗門人別改帳に登録され、

村の諸役をつとめた。このような「家」が成立するのは十八世紀のことで、そのとき家長の最大の務めは、各身分・格式に応じて、その「家」を次の世代に確実に引き渡すことであつた。そうすることによって、家長は各「家」のリーダーとしての正当性を獲得することができたのである。

身分・格式や家族・親族秩序を重視した五代將軍徳川綱吉による儒教的理想主義の政治以降、各「家」では嫡庶長幼の序が家内秩序として確立するとともに、家督相続もこの秩序原理に規律されるようになり、家督相続はもちろん、婚姻・養子縁組や隠居なども私事ではなく、公的な事柄として取り扱われるようになった。そのため家長が死亡した場合には、葬送儀礼などを通じて、その「家」の後継者が誰であるかを所属する身分集團や地域共同体に明らかにする必要が生じたものと考えられる。

武士の家は、大名家の「家中」に統合・編成されて、大名とその家臣團からなる集團自体が一つの「御家」と觀念されるようになり、「御家」に対する忠誠と奉公が求められるようになった。さらに大名家は大名家として將軍に忠誠と奉公を誓うという、將軍を頂点としたすべての武士が上下の秩序に統一的に編成される幕藩制的社会秩序が出来上がったのである。

一方農村では、近世中・後期になると、家産を保持するために

長男単独相続が一般的となり、家督相続と同時に襲名慣行が行われるようになった。単独相続が一般化した結果、「家」が固定され、本家・分家関係も明確化されるようになり、このような村落形態の変容に伴って独自に墓碑を建立したり、仏壇を設けて位牌・過去帳・回向帳を安置して、自己の「家」の死者や先祖を主体的に供養・祭祀するような変化が起こった^⑤。

葬送儀礼は、各大名家・武家・町家・農家において最も「家」を意識する場面であって、死者を供養するとともに、後継者を各身分集団や地域社会に披露する意味合いを併せ持っていた。また、その後に続く追善供養や先祖祭祀を主宰する者こそが、各「家」の継承者として認められ、各「家」の構成員は、繰り返して行われる先祖祭祀を通じて自分の「家」の連続性と系譜性を実感したのである^⑥。

このような各身分集団における「家」制度の永続的な存続が、幕藩制的社会秩序の維持強化に繋がると考えて、老中松平定信は寛政の改革の一環として、儒官柴野栗山のすすめで林大学頭以下の学問所の関係者に命じて作らせたのが『孝義録』で、享和元年（一八〇二）に刊行されている。『孝義録』は、幕府が孝子や奇特者を顕彰するために、寛政元年（一七八九）三月に全国各地（飛騨国を除く六十五国）から親孝行などの事例（総計八千六百余人余）

を申告させ、全五十巻にまとめたものである。この善行旌表によって幕府は、「孝」の具体的な事例を広く庶民に普及して、親孝行など善行者の行為を民衆の生き方の模範として奨めようとしたのである。

『孝義録』卷之四十には讃岐国の善行者が掲載されており、讃岐国八八人のうち松平讃岐守領分の関係者は六三人で、内訳は百姓が五六人、町人が二人、家来下男が二人、元大庄屋・座頭・水夫娘がそれぞれ一人ずつであった。また内容別では孝行者が五八人、兄弟睦者が二人、奇特者が二人、忠義者が一人であった。例えば、大内郡与田山村の金右衛門六十八歳は母思いであったが、「いく程なくて母もなくなり、弟も妻もうせはて、子の十歳になりけるをおふしたてしか、舅の甚太郎も死し、その子も世を早くして跡絶しをなけき、其家の器物をうりしろなし、ことごとく菩提寺へ施し、位牌は己か家に持ち帰りてそれぞれの年忌を吊らへり」と先祖への弔いと孝心によって、孝行者として天明三年（一七八三）五月に領主（七代高松藩主松平頼起）から父子ともに褒美として米を授かっていることがわかる。孝行息子が親に仕えるための三つの道について、孔子は『論語』の中で、親が生きている間は奉養に努めること、親がなくなれば喪に服すること、喪が終われば親の霊を祭ることの三つを挙げており、生前・死後

にわたる親への「孝」を尽くせば、その「家」も栄えるといい、「孝」の中でも親への「孝」を最も重視している⁽²³⁾。

これより以前、高松藩では二代藩主松平頼常の時代から家中に對して親への孝行を奨めるとともに、華美になりつつある葬式や年忌法要の簡素化を命じていることがわかる。

條々

一、葬礼年忌之仏事等、輕ク可被致執行候事。(傍線筆者)

右之條々、前々より雖御定候ト、此度相改可申旨、被仰出候間、其段堅可被相守者也。

(天和三年(一六八三) 亥五月四日⁽²⁴⁾)

條々

一、葬礼之義、年忌之仏事等、成程輕可被致執行事。

右之條々、粗先年より雖為御法度、今度 公儀就儉約之御書付、重而改被仰出候、若違犯之輩於在之ハ、其品委細記度記置、可指上之旨、横目中江被仰付候間、弥堅可被相守者也。

寛文八申年(一六八八) 四月十六日 稲 田 主 米

久米六郎左衛門

星野宮内左衛門

谷 平 右衛門

大久保 主 計

彦 坂 織 部⁽²⁵⁾

條々

一、親ニ不孝之者ニハ、跡職被下間敷候、親隠居之以後、不孝并不行跡之輩ハ、御詮義之上、其身之知行可被召上事。

(傍線筆者)

一、葬礼年忌等之仏事等、輕可被致執行事。

右之條数、前々より雖為御定、此度相改急度可申付旨、被仰出候間、弥堅可被相守者也。

元禄九子年(一六九六) 十二月十五日⁽²⁶⁾

一、孝子等被下方在之候者共並孝子之親致病死候者在之候

ハ、向後可被申出候旨、御船奉行町奉行郡

奉行江、奉行中申渡、尤以来孝子之両親並当人共病死之節

ハ、米壺俵ツ、可被下候旨、相究候。

天明四年(一七八四) 閏正月十二日⁽²⁶⁾

その後も、村方や町方に対して孝子や奇特者・善行者を申し出

させて顕彰するなど、領内の民政の教化に努めている。

定書之事

一、孝子出情人其外宜人柄之者村役人より取用、品ニより御沙汰ニも及候様相計候得者風俗宜キ村方之
通取行候様可致事。(傍線筆者)

右之通、文化三辰年三月被 仰出相成候ニ付、

文化三辰年(一八〇六)三月²⁵⁾

町奉行 郡奉行

一、町郷中共孝子奇特成者其善行之次第申出在之候得ハ、相応御賞方在之来候処、近頃右善行之者申出無之筈方而已多相聞候、当時格段御省略中ニ付役人共御時節を相憚、申出等指控居申候義ともニハ無之哉、格段之御指支中ニハ候得共、右御賞方之義ハ更々御捨置ハ無之事ニ候間、右之趣役人共江も篤ト心得せ、善行之者等在之候得ハ申出候様致せ可申候、此段申聞候様、年寄中御申ニ候事。

文政三年(一八二〇)七月朔日²⁶⁾

共通の先祖神で結ばれた同族結合は、本家・分家関係をもつ同

苗の家々の関係で、親族はいわゆる親類縁者であって伯叔父母・甥・従兄弟までの範囲の父母両系の血縁者と、婚姻養子縁組を介して創設された配偶者の一方と他方の親族との間柄及び配偶者双方の家の当主相互の間柄をいった。同族結合は江戸時代を通じて、初期の同族・縁者中心から中期の親族中心へ、さらに服忌令を挟んで後期の筋目を重視した親族中心へと変化していった²⁷⁾。高松藩でも、江戸初期から親類縁者を一つの「家」を中心とする単位グループ一として、領民の実態把握の手段に用いるとともに、親類縁者の法的な位置づけと義務について明示していることがわかる。

某起証文

敬白起請文前書之事

一、今度被 仰付吉利支丹宗門御改之儀、書物仕指上ケ申通少も相違無御座候事、

一、私縁者・親類・知音、或ハ商人他国より来候は、宗門相改不審に存候者御座候は、宿をもちし申間敷候事、(傍線筆者)

一、此連判之内、縦雖為親子・兄弟・知音吉利支丹宗門之者御座候者、可申上候事、

一、面々召仕候男女、不審成宗門之者抱置申ましき事、
右之條々於相背二者、忝も

上者梵天、帝釈、四天王、惣而日本国中大小之神祇、(中略)、
仍起請文如件、

寛永拾三年

正月廿一日

進上

下津平左右衛門 様(30)

諸法度

(前略)

一、喧嘩口論若在之刻、或ハ存親類縁者之因、或依知音傍輩之
好致荷担、是非之助言堅令禁止之、於違犯之輩可為曲事、

(中略)

一、就有病人暇申上輩、或其親類縁者、或得療治医師之口上迄
致穿鑿、寄合組ハ留守居ヲ以可申上、有番頭ハ頼相番為助
番其上番頭ヲ以可申上、但暇之義二親之煩可出之、妻子之
煩可依其品、余無類方ハ可出之事、

一、諸侍長病之輩、病体委細番頭組頭並横目江直ニ相断可療
治、若氣むらなる有病人ハ、親類縁者ハ勿論雖為知音傍輩

無遠慮、番頭並横目相断可致養生、於油断ハ可為越度事、

一、勘当之者雖為親類縁者、一切不可致許容、惣而牢人者抱置
事令停止畢、於親類縁者不遁者、其頭々或ハ横目ニ相断、
着帳可抱置、違背之族可為曲事也、

一、惣家中又若党以下中間小者、(下略)

附リ、又者其不依上下他家中江奉公人不可致、口入親類縁
者たりといふ其人請ニ立間敷事、違背之族急度可為成敗
事、

(下略)

右條々、堅可相守者也。

寛永十六年(一六三九)六月日(30)

法令

一、葬礼之式、可随其分限ニ、且不可奢之事。

一、病人養生之暇ハ、医師并親類等病症聞届可申上、留守中
ハ可同年寄中ニ、長病之輩ハ番頭組頭横目江病症直ニ可申
述、若氣むら成ル者在之ハ、親類縁者ハ勿論、知音之者た
りといふとも、不穩置番頭横目江可相断、令遅引可為越度
事、附リ、於病人ニハ番頭組頭横目常々可加僉義、若虚病
之輩於在之ニハ、本人ハ不及申ニ、右面々可為越度事。

一、普請之刻、大奉行小奉行可随指図ニ、若相背ハ可為越度事。

右之條々、為先年準式守、可相守者也。

延宝二甲寅年（一六七四）五月廿七日^{（20）}

この間、高松藩では、家臣に対して親類書を毎年正月から二月にかけて提出するよう命じており、家臣団の家系や相続・養子・婚姻等の縁組による親族関係の動向を整理・把握して、その後の家格や筋目に基づいた儀礼・儀式の適正化や、刑法上の縁座規定・服忌令上の遠慮規定などの実際的な適用範囲の設定、藩政改革における有用な人材登用場面などの際の基礎資料として使用されたものと推測される。

一、先年被 仰出候親類書、毎年正月二月之内、改ニ指出候筈之処、今年ハ未親類書改不指候方在之候間、来ル十一月十五日迄之内、改可被指出候、尤明年よりハ、弥先年之通被仰付候通、正月中旬より二月中ニ、無滞急度相納候様ニ可被致候。（傍線筆者）

宝永三年（一七〇六）十月廿八日^{（21）}

②墓石の変遷と「家」意識

高松藩では、領内に対して宝暦四年（一七五四）、寛政十年（一七九八）、文化十二年（一八二九）と三回にわたって、繰り返し墓場の選定等についての御触を出して、猥りに墓を設けたり、神社への灯籠の寄付を行わないよう命じている。

一、往還筋ハ勿論、田地中ニ、猥ニカキアケ墓ヲ建墓守を名付傍ニ小屋作りをも致シ、何之謂も無之ニ、自然と草庵之如相成候義爰彼ニ相聞江候、右様之義向後堅停止ニ可仕候、墓所之義古来より旧在之候土地之外、曾而不相成候義と相心得候様ニ、夫々江可申渡候、且又辺路道しるへ之石碑之傍ニ願出も無之新法ニ石仏ヲ建置候事とも、是又無用ニ候、屋敷構之内江墓所之義ハ勝手次第たるへき事。（傍線筆者、以下同じ）

宝暦四甲戌年三月廿四日^{（22）}

一、唯今迄有来之葬場之外向後川堤・池堤等ニ葬場墓等致間敷候。

一、百姓地之上へ葬送り仕候義再墓等致間敷候。

一、三昧之外大遠端又ハ池川堤欠等法経・院堂・地藏等建候義ハ、

向後不相成候。

一、神仏へ寄附之灯籠近頃相増候様相見候、向後猥ニ建候義不相成候、無余義次第茂有之候ハ、願出可申候。

一、辺路病死之節仮埋之義猥ニ相聞、建札往来江建取埋ハ三昧之外不相成と相心得可申候。

一、御林中之葬送り向後墓ニ致候義決而相成不申候間、惣而相弁可被在之事ニ候得共、猶心得違無之様可致候。

右之通相心得可申候、宝曆四戊午寛政十申ノ年中申渡之趣有之候得共、近年猥ニ相聞候義も有之候間、此度相改申渡候間村々も不洩様可申渡候。

文化十二亥年九月⁽⁸⁶⁾

このような御触の繰り返し発令の背景には、十八世紀の「家」の成立と檀家制度の定着による葬送儀礼の普及に伴って、領民の間に自らの「家」に関わる営墓への要求が高まっていたことがあるものと考えられる。

さらに天保年間になると、葬送儀礼の華美化と肥大化という社会現象が起こり、それを禁止する次のような御触が出されるようになる。

御書付之写

一、近年百姓町人共、身分不相応大造之葬式等致、又ハ墓所

「石碑ヲ建、院号居士号等附候趣も相聞、如何之事ニ候、自今以後百姓町人共葬式ハ、仮令富有或ハ由緒在之者ニ而も、集僧十僧より厚ク執行等ハ致間敷候、絶物等ニ至迄分限ニ応寄附致候、墓碑之義も高サ台石共四尺ヲ限り、戒名ニ院号居士号等決而附申間敷候、尤是迄在来候石碑ハ其儘ニ指置、追而修覆等之節院号居士号相除、石碑取縮候様可致候事、(傍線筆者、以下同じ)

右之趣、御料私領寺社領共、不洩様可知触者也。

天保二年(一八三一)五月十六日⁽⁸⁶⁾

一、葬礼之節仕来ニ而寺より召連參候駕之者等へ、立酒と名付酒差出候義存之、酒出不申候時者相応代銀ニ而指遣候様、一同右之風義相成居申、一駄葬式之義愁傷を重候ニ付、酒等差出候義札不叶次第二候間、向後立酒一切無用。

天保十四年(一八四三)六月二日⁽⁸⁷⁾

近世寺院が十六世紀後半から十七世紀前半にかけて成立すると、同じ時期に近世墓標も出現し、高松藩では十七世紀中期に没

年月日が刻字された墓標が現れている。その後近世墓標は、十八世紀に頭部がかまぼこ状の櫛形墓標が普及し、十九世紀には角柱形墓標が広まっていた。この背景には近世的な「家」が成立して、墓標の形式が個人墓（一つの墓に一名の戒名を刻む）から夫婦墓（男女二名の戒名を刻む）を経て先祖・家族墓（先祖代々・〇家之墓と刻む）へと変遷していき、大型化して墓標に刻まれる被葬者の数が増加していったことが挙げられる。また、「家」意識の浸透によって、家の階層性がそのまま墓標の形態や高さ、戒名の格にみられる階層性に繋がっており、墓標や戒名のあり方が「家」の格式や社会的秩序の表徴として認識されていたことがわかる⁽³⁸⁾。

高松藩で最初の葬送儀礼に対する統制法令は、二代藩主松平頼常時代の天和三年（一六八三）の條々で「一、葬礼年忌之仏事等、輕ク可被致執行候事」と命じたものである。十七世紀後半において、高松藩では、風俗統制や儉約令の一環として「葬礼年忌之仏事等」がその対象の一つとなっていることがわかる。その後もこの葬送儀礼統制法令が繰り返して発令されていることから、葬送儀礼や墓石の華美化が領内に広がっていたものと思われる。その背景には、喪家の親への孝行心や、地域社会からの家格に応じた名聞を求めるといった社会的要因があったものと考えられる⁽³⁹⁾。

第二節 葬送儀礼関係法令の政治文化的役割

一 鳴物停止令

（一）「静謐」の保持

鳴物停止令とは、政治的危機に対する秩序回復のための政策、つまり「天下静謐」―政治・社会秩序が維持された状態―をもたすため、武士及び民衆に静謐と慎みを命じた法令であったが、幕府政治の安定化に伴い、次第に將軍家の「御威光」を高めるための權威支配装置としての機能を強めていったとされている⁽⁴⁰⁾。

二代將軍徳川秀忠の寛永九年（一六三二）正月二十四日の死に際して、『舜旧記』の同年二月八日条には「天下万の鳴物悉く打ち止まり、貴賤恐怖の義なり、されども日本静謐の故、少しも相違無きなり」（傍線筆者）と記され、人々に静肅と慎みを要求している。これが鳴物停止令であり、高松藩では明暦二年（一六五六）の家老彦坂織部の死去に際して、「歌舞其外鳴物一切止可被申候」という鳴物停止に関する御触が城下に出されている。続いて享保二十年（一七三五）十月廿八日の高松藩三代藩主松平頼豊の逝去に際して、「一、鍛冶屋槌音停止之事、一、檜物屋槌音右同断之事、一、綿打右同断之事、普請・鳴物・高声、惣

而遊山ヶ間敷義停止之事、一、鍛冶鑄物師木綿打桶師等家職者共、停止申付候」という御触が出され、一般的な普請・鳴物・高声のほか、鍛冶屋・檜物屋・綿打、鍛冶・鑄物師・木綿打・桶師等の「音」を出す家職者も制限の対象になっていることがわかる。このように鳴物停止令には、「音」の規制に関する多様な内容が含まれており、中世の「天下触穢」に代わって、「天下静謐」を保持するために「鳴物停止」（音を止める）という側面が前面に出される点に近世的特質があるとみられている。そしてこの「音」を支配することによって権力を維持し、政治的権威を高めていったと考えられている。特に城下は、幕藩領主にとって「静謐」な特別空間として保持しておく必要がある、慶事・凶事に関わらず細かな「音」の規制が敷かれる場合が多い⁽²¹⁾。

A. コルバンは、鐘の地域における象徴的結合機能に注目して「音の秩序づけは、音を聞き取ることでできる空間に対する支配力を証明しており、鐘を支配する者は、鐘の音を弱める力を持っている。文字どおり他者を黙らせることもできる。従って個人あるいは集団を処罰する手段を持つ」と述べている⁽²²⁾。鳴物停止令はすべて同じ日数で行われるものではなく、將軍を頂点とした形で停止日数の序列化がなされるとともに、藩段階でも藩主との続柄や身分・家格秩序に基づいて序列化が進んだ。これによって、

領民側は藩主を頂点とした幕藩制的社会秩序を再確認することになったのである。

社会秩序意識としての「誠」と「静」の関係について、江戸中期の儒者で大学頭となった林鳳岡は「夫静者誠之本体也、正直者誠之著也」（『続芥説』跋）と述べ、「誠」と「静」は分かちがたく一体的なものと捉えている。自己の内面の「誠」が社会秩序の「静」とつながっているので、社会秩序の「静」を保ち、幕藩体制を安定させるためには、私欲によって人心の中の「誠」が薄れてくるのを防がなければならなかった⁽²³⁾。ここに儉約令や風俗統制令が出される必要性があり、社会の静謐と慎みを保持するための鳴物停止令発令の意味があったのである。

また、『武士道家訓集』にも「家中侍並領内之町人百姓等に至迄、静謐に仕置致候事、則上へ之忠信にて候」（傍線筆者）とあり、家中から町人・百姓に至るまで静謐であることが主君に対する忠信であるとされている⁽²⁴⁾。このように社会全体が「静謐」であることが、幕藩政治にとって第一義的な政治目標であり、將軍・藩主を頂点とした幕藩制的社会秩序の安定化には必要不可欠なことであったのである。鳴物停止令は、このような政治社会状況の中で、為政者の死などによって政治的社会的混乱が起らないように、社会の「静謐」化と身分・家格に基づく礼的な社会秩

序の維持強化に重要な役割を果たしたのである。

(二) 「慎み」の強制

鳴物停止令の中には、種々の慎みに関する規制内容が含まれていた。享保二十年（一七三五）十月の三代藩主松平頼豊逝去に際して郷中に出された覚の中に「一、郷中万々静ニ相慎百姓共騒敷仕間敷候」（傍線筆者）とあり、また明和八年（一七七二）七月の高松藩五代藩主松平頼恭逝去の際にも「手前々々火の元入念諸事相慎穏便仕可罷有候」「一、御中院之内諸事相慎遊興ケ間敷儀ハ勿論諸事穏便可仕候」（傍線筆者）とあるように、高松藩では藩主の逝去に際して領内全域にわたる「静謐」な環境の保持とともに、家中・領民の諸活動に対しても「慎み」ある抑制的な行動をとるよう要請していることがわかる。これはあくまでも家中・領民の自発的な行動という形はとっているが、実態は「慎み」ある行動の強制であった。

嘉永六年（一八五三）六月の十二代將軍徳川家慶逝去の際には、次のような御触が出されており、鳴物停止のほかには神社の祭祀や木材の伐採が禁じられるなど、神社行事や領民の生活活動にも制限が加えられていることがわかる⁽²⁵⁾。

一、公方様（家慶）被遊 御候由御到来候付、郷中諸社神事
祭礼無用ニ可致候、（傍線筆者）

一、郷中ニ罷有候居細工諸職人之分差留候、尤今日より不苦候、

一、慎刻米搗不苦候、尤せんたく打はた織之義今日より不苦候、

一、文武之稽古不苦候、

一、御林有之候村方ハ昨日御触之趣御林守共呼出、下し山ニ相成場所并下荀等下し付左之場所共、伐り方堅く差留候様入念可申聞候、尚御林守共呼出御申渡可被成候。

八月四日「嘉永六丑年」（後筆）

服忌令そのものは、文治政治の進展の中で、殉死に代わる方法で、為政者の死を悼む仕方を法的に決めたものであったが、やがて武家社会から一般社会にも広がり、家族・親族の死に際して喪に服すべき期間と忌の期間が定められ、幕藩制的社会秩序の形成と維持に大きく寄与したといえる⁽²⁶⁾。その中でも鳴物停止令は、領内の普請・鳴物・高声などを停止するとともに、領民の諸活動を抑制する形で追悼の意を表する葬送儀礼の一形態で、領域内の「静謐」な環境の保持と領民の「慎み」ある行動によって、藩主

權威と領主支配秩序の再確認に重要な役割を果たしたのである。こうした服忌令や鳴物停止令の普及・定着によって、江戸期には生者による現実社会の幕藩制的社会秩序に連動した形で、死者による死後世界における秩序化も進んだと考えられ、いわゆる国家による死の管理が進み、生と死を繋ぐ秩序化が図られたといえる。

二 火之元入念令

近世社会において、火災は一瞬にして生活や経済活動の基盤となる家屋などの社会的資財を消失させ、社会的な混乱や経済状況の低下をもたらす大事件であった。そこで高松藩では、藩主逝去時はもちろん高松松平家に関係した祝儀・法事などの際には、必ず火之元入念令を出して、藩政上重要な儀礼・儀式の円滑な執行と藩主權威の失墜につながるような事態にならないよう、「静謐」な環境の保持に最大限の政治目標を定めていた。このような特別な日以外にも、初代藩主松平頼重の時代には、常日頃から社会的な混乱や経済の停滞をもたらす原因となる火災について、細心の注意を払っていたことが次の「風触」の史料によってわかる。高松藩では、冬の風が強い時には「風触」が出されて、火之元を入

念にした上で、屋敷の屋根の上へ上げ水を打って、万が一の場合に備えて用心するよう命じている^⑧。

一、英公の御代には、冬向大風吹候時は風触と申て御家中相廻り、火之元念入、居屋敷屋根に水打可申旨、被仰出候故、少し風吹候へは、人々居屋敷之屋根へ水を打申候、常々足たまりを屋根に致置、早々人数を上げ水を打申候、殊外やかましき事に候、御一代にて水打は相止候得共、風さえ吹候へは火元念入候様にと御触にて、御家中に今に触廻申候。元は 英公思召にて被仰付候事に候。（傍線筆者）

このように高松藩では、常日頃から火の用心に殊の外注意を払っていたので、火付（放火）には次のような厳罰をもって対処していたことがわかる^⑨。

一、頃日、町屋はし、付火仕候ニ付、火付之訴人在之ハ、嘱託銀土橋ニ、昨日より掛ケ申候、但、嘱託銀貳十枚、闕所〇（銀）ニ而出シ可申事。

右之文言

一、火付をいたし候者在之候得ハ、可申出、たとへ同類たりと

も、其科をゆるし、此銀子貳十枚とらせ可申候。

但、おんみつニ可申出、人々しらさるよふニ、其身之住所も、心安ク可申付候者也。

一、火付候者在之候ハ、親子兄弟、伯父甥迄、曲事ニ可申付候、然共右之内より申出候ハ、訴人ハ不及申ニ、一門迄死罪をゆるし可申事。

一、他人申出候ハ、一かと御ほうひ可被下候事。

一、火付之借家主、死罪、或ハ其時之穿鑿ニより闕所ニ可申付事。

右書付、大殿様江も御内意達シ御耳ニ、今日船奉行・町奉行・郡奉行江も、被仰渡候事。

天和三年（一六八三）十一月五日

ところが享保三（一七一八）年正月に高松城下で約三千軒が類焼する大火が発生したため、被害を受けた家中と町家には御救米が給付されている。

一、恵公御代享保三戊辰正月朔日夜、（中略）凡三千軒計類焼、前夜五つ時より翌日九つ時迄焼、漸々鎮火致候、風なみ悪敷消留候事成不申候、御城内別条無御座候。

一、正月朔日夜大火、御城下廻半焼失、大手三か所も焼失、依之江府より申来り、正月廿六日より大手の三か所に仮番書出来、三番組中老人を合番にて、持鎧をも飾り下番足輕三人つ、相詰、五月迄右御番相立申候、御救米御家中高百石に付五石つ、町家は一間に付米壹斗つ、被下置候、米直段四百四匁致し候、右御救被下御家中も結構家居も出来申候由、田所甚兵衛直物かたり承り申候。（傍線筆者）

このため享保廿乙卯年（一七三五）十月廿七日付けの「万一火事之節定書」には、万一火事になった場合の対応の仕方が定められている⁽²⁹⁾。また、文政十三年（一八三〇）には近隣諸国で多発している野火の対応策について注意を喚起していることがわかる⁽³⁰⁾。

御書付之写

一、諸国於在々ニ、近年猥ニ野火付候者多ク、諸人難義之趣ニ相聞候間、向後堅野火付ケ申間敷候、若右様之輩も於在之ハ早速召捕吟味之上急度可被申付候条、御領ハ御代官、私領ハ領主地頭より遂穿鑿、野火付候者見掛候ハ、他領他支配之無差別踏込召捕、其最寄之奉行江、又ハ其筋江可被指

出候事、(傍線筆者)

右之趣、御料私領寺社領とも、不洩様可被相触候事。

(文政十三年) 閏三月

このように高松藩では、人命や財産を一瞬にして奪う火災は藩にとつても大きな社会的経済的な損失となり、藩政の円滑な運営に大幅な停滞をもたらす可能性があつたので、最も避けなければならぬ政治マターであつた。また、火災は中世以来の失火穢の伝統を受け継いでいたので、火災の原因となる火の取り扱いについては、常日頃から日常レベルのきめ細かな規定を定めるなどして、火の用心に努めていることがわかる。

三 殺生禁断・魚鳥売買停止令

殺生禁断の形態には、個人的なもの(延命祈願、服喪、追善・作善)と国家的なもの二つがあり、国家的なものには、国家祈禱に付随する殺生禁断や放生の際に出される殺生禁断令、寺辺殺生禁断(莊園・洛中殺生禁断、山林伐採禁止)、六斎日殺生禁断(十斎日・斎月・彼岸の殺生禁断)などがあつた。このうち、国家祈禱や放生の際に出された殺生禁断令の起源については、天武

五年(六七六)に旱魃・飢饉に対処して朝廷が大赦と諸国放生を実施したのを初例として、文武元年(六九七)からは毎年諸国において放生するよう命じられ、除災招福を目的とした呪術的祈禱手段である放生が全国的に広まり毎年恒例行事となつた。また、天平九年(七三三)には旱魃に対処して断屠令・禁酒令や遣骸埋葬・赦・賑給が命じられ、最初の殺生禁断令が六斎日殺生禁断令として発布されている。このように最初は放生令・断屠令から六斎日殺生禁断令を経て、最終的に殺生禁断令という形態に発展改訂されていったとされている。殺生禁断はもともと祈禱・祭祀空間の清浄確保を目的としていたが、やがて山林伐採の禁止などを取り込んで山野河海の領域的支配権拡大の梃子にしていたものと考えられ、謡曲『鶉飼』の一節には「この石和川と申すは、上下三里か間はかたかた殺生禁断の所なり」とあり、殺生禁断の範囲が「上下三里」と具体的に示されており、「上下三里」の範囲が神仏の霊力が支配する聖域だという認識が当時の人々にあつたものと想像される^(四)。

高松藩では、将軍が薨去した際には諸殺生停止令と魚鳥売買停止令が一緒に出されており、享保二十年(一七三五)十月の三代藩主松平頼豊逝去の際にも、同様に諸殺生停止令と魚鳥売買停止令が出されている^(五)。

十月廿七日

入谷次郎左衛門

渡辺 右記

湯殿長左衛門

山崎 藤十郎

中村 弥平太

安富 又次郎

一、大殿（頼豊）様御氣色不被為叶御養生、去ル廿日酉中刻御逝去被遊候由、今日御到来在之候間、火之元等入念諸事穩便ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候、此段支配々江申渡候事。（傍線筆者、以下同じ）

十月廿八日

一、魚棚ハ見世ヲも打セ、魚商売堅停止之事、

一、町中見世ハ打セ申間敷候、商売ハ密々可仕候事、

一、諸殺生堅停止之事、

（中略）

右之者、指戻シ可申候、尤無扨者ハ夫々宿屋共より役所江断ヲ申出、聞置之上指置可申候。

覚

一、浦々家業之殺生并魚鳥商売共、堅無用ニ可仕候、若他所より魚鳥積參候共、堅入津仕セ申可間敷候、

一、浦々川口津留申付候、諸船堅出船仕セ申間敷候、無扨義ニ而出船致度候ハ、其段役所江申出指図ヲ請可申候、

一、他所船出入之義、売買之船ニ候ハ、出入致セ可申、其外無益之船ハ、堅入津仕セ申間敷候、

右之通、浦々江申渡、所々仮番為仕火之元等入念諸事相慎候様可申渡候旨、縫殿江申達候処、申出候趣尤之由御申被成候ニ付、支配方江申渡候間、聞置候様渡辺右記申聞候事、

（中略）

覚

一、郷中万々静ニ相慎百姓共騒敷仕間敷候、尤郷侍ハ高松江參候共逗留不仕早速罷歸り、所々火之元等入念可申付候、支配之代官ハ尚以諸事氣ヲ付可被申候、

一、家普請鳴物等迄、急度御停止ニ候、

一、郷中井川之普請共、御停止ニ候、

一、山分獵師并諸殺生停止被仰付候ニ付、郷中入念申渡候、

（中略）

右之通、可申渡哉之由、山崎藤十郎申出候ニ付、其段縫殿殿江申達、右之趣申渡候様ニと、藤十郎江申聞候事。

十一月朔日

一、浦々之者共、身過之殺生廿七日より相止させ候得共、今日より御免被遊候、

鵜殿長左衛門

一、魚鳥之商売 一、家職之殺生 一、桶師

一、鍛冶 一、檜物師 一、綿打

右、同段之事、

右之通、支配所江可申渡旨、今日於御城ニ、杉野治郎右衛門列座ニ而、縫殿殿申渡候事。

明和八年（一七七二）七月十八日の高松藩五代藩主松平頼恭逝去時にも次のような御触が出されている⁽¹⁵⁾。

殿様御逝去ニ而諸殺生令禁止津留可被申附（傍線筆者）

一、山分獵師諸殺生停止之事、

（中略）

右之通、御触在之端々迄入念御申渡可被成候、尤寺社江茂前々之通村方より御申達可被成候。

七月廿九日

富岡小左衛門

尚々今日寄合相延申候也。

国方甚五右衛門

このように高松藩では、高松藩主が逝去した場合、将軍が薨去した際と同じように諸殺生停止令と魚鳥売買停止令が一緒に出されているが、さらに津留がセットで出されているところに大きな特徴がある。ところが魚鳥商売停止令のほうは、三代藩主松平頼豊逝去の時より後は出されてなくなっている。これには、領民の家業に直接長期間の規制をかけると藩社会の生活や経済活動に支障が生じるので、規制を緩和したものではないかと推測される。

元禄二年（一六八九）には將軍家及び高松藩関係者の御精進日・御正忌・御命日など特定の日について、「一、諸殺生、堅仕間敷候事」と諸殺生が禁止されるとともに、五代將軍徳川綱吉の「殺生之御政道」（生類憐みの令）の趣旨に沿って、家中に対して郷中での殺生を遠慮するよう命じている（『高松藩御令條之内書拔』上巻）。

殺生禁断令と魚鳥売買停止令は、將軍や藩主が亡くなった時に発令され、支配領域内における殺生を禁止することによって清浄な環境を確保するとともに、領主権威と領域支配権の再確認を行うなどの政治的な効果があった。

四 禁字令・同名禁止令

高松藩で最初の禁字令は、三代藩主松平頼豊時代に出された享保二年（一七一七）正月十一日付けの「一、源と申文字、向後人々名ニ付申間敷候旨、被仰出候間、堅相守可申候」という御触であった⁽⁵⁷⁾。また、五代藩主松平頼恭時代の宝暦八年（一七五八）八月には、歴代藩主の諡号文字に関する禁字令が出されるなど⁽⁵⁸⁾、藩主家関係者の誕生から幾度かの名乗の変遷を経て死後の諡号に至るまでの一連の禁字システムが形成されていく過程を読み取ることができる。さらに七代藩主松平頼起時代の天明六丑年（一七八六）十二月五日には、歴代藩主の名乗と法名に関する禁字令が領内各寺社に触れられるなど⁽⁵⁹⁾、高松藩における禁字システムが完成し、生死の世界を越えて藩主家が領国を継続的に支配していく体制が出来上がっていく社会状況の変化を窺い知ることができる。

この背景には、十七世紀後半から全国的に実施された宗門別帳によって、すべての民衆の名前が文字で把握されるようになったこと、領民各層における「家」の成立や家族親族意識が醸成されたこと、服忌令の制定による社会秩序が形成されたこと、藩政組織の整備などを通じて藩体制が確立したことなどが連動して進

むという社会全体の構造変化があったことを忘れてはならない。このような社会状況の変化を前提にして、高松藩の禁字政策は、もともと社会習俗として存在していた実名敬避の慣行を、新たに近世的で体系的な禁字システムとして法制化していくことで、藩主権威の高揚と領国支配の正当性を獲得するとともに、藩主家を中心とした身分秩序の中に家中・領民を取り込んで幕藩制的社会秩序を構築しようとした藩政当局の政策意図があったものと考えられる。

主従関係はもともと属人的で個別的結合関係であったが、幕藩制下においては主家と従家との継続的な関係に転化して、家臣は主君の「御家」に対する忠誠と奉公が求められるようになった。その過程で、苗字は家の格式を表示するようになり、名前のほうも同じように序列化が進んでいったものと考えられる⁽⁶⁰⁾。

幕府と藩との間で禁字の取り扱いについて、元文二年（一七三七）六月に幕府は、九代將軍徳川家重の子で、のち十代將軍となる家治の誕生に際して「一、此度 御誕生之 若君様御儀 竹千代様と奉唱候間、竹之字附候名相改可申候、尤姓名は不及改候」（『御触書寛保集成』）という御触を全国に向けて発しており、高松藩でもこれを受けて同年十一月廿七日には、ほぼ同様の趣旨の文面で次のような御触が領内に出されていることがわかる⁽⁶¹⁾。

此度於西御丸、若君（竹千代）様御誕生、御家中之面々末々ニ至迄、竹之字ハ勿論武之字ニ而もたけト唱候ハ、名ニ付ケ候義可致用捨候。

このように將軍家を頂点とした権力の序列化に基づく禁字体系が形成され、將軍家や藩主家関係者の誕生から名乗の際には禁字・同名禁止令が出されて改名が強制されるなど、名前政策を通じて領国支配と幕藩制的社会秩序の形成を行っている様子を窺うことができる。

禁字法令には、個別禁字法令（個別に禁字を指定する法令）と一括禁字法令（幾つもの字を一挙にまとめて禁ずる体系的な禁字法令）の二通りがあり、高松藩の場合、個別禁字法令の初見は三代藩主松平頼豊時代に出された享保二年（一七一七）正月十一日付けの御触で、一括禁字法令の初見は五代藩主松平頼恭時代の宝暦八年（一七五八）八月付けの御触であった。すなわち高松藩では、最初は、名実一体の思想の下で実名（諱）敬避や同名敬避の習俗を前提とした禁字法令が、藩主家成員などの人生儀礼と絡んで個別に関係者に触れられていたが、五代藩主松平頼恭時代になると、君臣関係の規律化と藩体制の確立を図るために、従来のような属人主義的な主従関係に基づく実名敬避習俗とは異なる、歴

代藩主とその先祖の諱字を中心とした体系的な禁字システムを大成して、同時期の服忌令の整備と相俟って高松松平家の御家を奉公の対象とした新たな社会秩序を構築していったのである²⁸⁾。そして七代藩主松平頼起時代の天明六丑年（一七八六）十二月五日には、歴代藩主の名乗と法名に関する包括的な禁字令が領内に触れられ、高松藩における禁字システムが完成していることがわかる²⁹⁾。

五 その他の穩便・遠慮令

慶安五年（一六五二）九月十八日付けの高松藩の法令には、死者があつた場合の家臣が取るべき態度について「一、客来或ハ死者在之節、番所之面々慇懃ニいたし、尤嘶高声堅停止之」（傍線筆者）とあり、普段とは違った特別な対応の仕方をとるよう命じており³⁰⁾、当時から死者に対する振る舞いや心得については、特に神妙にして丁重に行うよう決められていたことがわかる。これが享保二十年（一七三五）十月廿七日付けの三代藩主松平頼豊逝去の際には、「一、大殿様御氣色不被為叶御養生、去ル廿日酉中刻御逝去被遊候由、今日御至来在之候間、火之元等入念諸事穩便（便か）ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候、此段支配々江申渡候事」というように、「諸事穩便」という言葉を

使った穩便触が出されるようになり、翌廿八日付けの覚ではさらに「一、東西塩屋方手代共、随分諸事靜ニ火之元等入念相慎候様、可申付旨申渡候」(傍線筆者)と触られ、まず包括的に普段より自肅して「諸事靜」であることを要請し、特に火之元等入念についてはお互いに「相慎」むよう具体的な行動規制を指示しているところに特徴がある^(四)。

ところが明和八年(一七七二)七月廿九日付けの五代藩主松平頼恭逝去の御触では、「殿様御逝去ニ而諸殺生令禁止津留可被申附(中略)一、御中陰之内諸事相慎遊興ケ間敷儀ハ勿論諸事穩便可仕候」(傍線筆者)(『高松藩諸達留』)となり、まず包括的に「諸事相慎」むよう命じて、次に「諸事穩便」の具体例として遊興行動を取り上げて特に自肅するよう促している^(五)。しかし、これを境として、將軍家・藩主家関係者の葬送儀礼や追悼儀礼に際して出される御触の内容は、これ以降、ほとんどが「諸事相慎」あるいは「火之元入念、遊興之義ハ相慎」という表現となり、穩便令と相慎令との関係について、これまでの自発的自肅行為を前提とした「穩便」要請とは違い、半ば強制力を持った「相慎」命令へと変わっていることがわかる。その背後には、高松藩における藩主権威の高まりと藩体制の確立を通じて、高松松平家を中心とした領国支配と幕藩制的社会秩序が形成されていたという社会構

造の質的变化があったものと考えられる。

一方、遠慮令については、元禄二年(一六八九)十一月三日付けの御触で「一、御家中若キ衆中、吹筒指竿ヲ持参致、郷中江罷出、殺生被致候衆中数多在之様ニ相聞江、今程ハ江戸ニ而も殺生之御政道も御座有ル義ニ候間、被致遠慮可然之由、御触在之候事」(傍線筆者)とあり^(六)、五代將軍徳川綱吉の生類憐みの令が出されたのに伴い、若い家臣が郷中へ行つて殺生することは御政道に反する行為となるので「遠慮」するよう命じている。また、寛政元年(一七八九)十一月廿九日付けの御触では、江戸目黒屋敷の火災のために藩主自らが「遠慮」して行動を差し控えるとともに、家臣にも「諸事相慎」み、特に火之元を入念にするよう命じるなど^(七)、高松松平家の幕政内における政治的立場や御家の対社会的な対面を保つために、遠慮という態度を対外的に貫き、通常の行動を差し控えることで既存の社会的関係や秩序を維持継続しようとしたものと推測される。ただ、領民に対しては、文化四年(一八〇七)、同五年の藩主家関係者の死に際して城下東浜の町人に「今日中普請鳴物高声可被致遠慮候」(『高松藩東浜記録』)と命じるなど、表向きは「遠慮」という自発性に基づいた形をとっているが、実際は強制力を持ったものとして受け取られていたと想像され、遠慮令には本来そのような二面性があったと

考えられる。

終章 近世讃岐の藩政における服忌令等葬送儀礼関係法令の政治文化史的役割と歴史的意義

日本の前近代社会において、為政者の死は政権の継続・継承の危機を意味するとともに、既存の支配秩序に混乱をもたらす極めて政治的な出来事であったので、その死をどう受け止めて、どう対応していくかは、後継者にとって最優先すべき重要な政治的課題であった。一般に葬送儀礼には社会構造の再統合機能があり、近世大名家の葬送儀礼やその後続く長期にわたる追悼記念行事には、そこに参加する家臣や領民に対する領国支配の正当性の確保や社会秩序の再確認など政治的・社会的な機能と役割があったとされる。

高松藩で最初の服忌関係法令は、明暦二年（一六五六）正月の家老彦坂織部の死去に際して城下に出された「歌舞其外鳴物一切止」という御触である。この初期鳴物停止令の特徴は、歌舞が禁止項目の第一に挙げられている点にあり、前年六月に宇多津から起こった鹿島踊という風流踊の流行を警戒したものと考えられる。高松藩では、このように明暦期という比較的早い時期に藩独

自の鳴物停止令を布達するなど、幕政の文治主義への政策転換という政治状況の変化に素早く対応しているといえる。家中に対する最初の服忌規制は、寛文七年（一六六七）十一月三日付の御触で「一、死人在之、葬礼場江諸侍出間敷候、忌掛り之分ハ格別」とし、葬送儀礼の参列者を忌掛り者に限定したことである。また、翌八年四月十六日の條々には「一、葬礼之義、年忌之仏事等、成程輕可被致執行事」とあり、初めて葬送儀礼の華美化に対する統制法令を出すとともに、二代藩主頼常の元禄期からは将軍家及び藩主家の忌日を領内に周知して諸殺生停止等を命じるなど、服忌規制を順次整えて将軍家及び藩主家の權威を高めるとともに、幕藩制的秩序の確立に努めようとしている。この間、幕府は貞享元年（一六八四）に服忌令を制定し、これを「自今天下一統三用」うべきものとして全国に公布したが、高松藩では元文五年（一七四〇）五月廿五日付けの御触で、服忌の開始時期については「定式之通」に従うよう申し渡しており、これより以前の寛文七年から元文五年までの間に藩の服忌令を定めていたことがわかる。藩主で最初の鳴物停止令は、享保二十年（一七三五）十月廿日の三代藩主松平頼豊逝去に際して出され、火之元等入念・諸事穩便・諸殺生禁止・津留・普請鳴物高声之停止など細かな服忌規制が合計四十五項目にわたって命じられている。以後、藩主逝

去の際の服忌規制は、概ねこの先例によっている。

高松藩における服忌に関わる停止令の種類と組み合わせのパターンは、被葬者の身分・格式によって違いがあった。まず将軍の場合には、普請・鳴物・高声等停止、郷中諸殺生・魚鳥売買停止、川普請相止＋諸事相慎、火ノ元別而入念となっており、天皇の場合は、七日間の普請・鳴物等惣而高声等停止＋諸事相慎、火元入念、郷中井川普請穩便、三日間の仕掛之普請相止となっている。藩主の場合は、諸殺生禁止、津留＋火之元等入念、諸事穩便という対応であったものが、五代藩主松平頼恭逝去の際には、諸殺生禁止、津留、家普請・鳴物・高声停止、鑄師・綿打・居細工停止、河普請停止＋諸事相慎、遊興・諸事穩便、火元入念と停止項目や慎み・穩便規定が一举に増えており、藩政の安定と藩主権威の高まりを感じ取ることができる。ところが、文政十二年（一八二九）の八代藩主松平頼儀卒去の際には、殺生禁止＋火之元入念、諸事相慎と簡略化されており、領民の生活や経済活動に影響が出ることへの配慮から規制緩和が行われたものと推定できる。

高松藩の鳴物停止令では、「普請・鳴物・高声」の三つがセットで規制されているところに特徴がある。但し、これにも死者の身分や格式によって、その組合せや規制内容に格差があり、将軍

の死の場合には「普請・鳴物等惣而高声等停止」、天皇の死の場合は「普請・鳴物等惣而高声等停止」、藩主の死の場合は「家普請・鳴物・高声停止」、藩主の正室・子・養女の死の場合は「普請・鳴物・高声等停止」、藩主の側室の死の場合は「鳴物・高声等停止、普請等相止」、両敬関係者の死の場合には「鳴物・高声等停止、仕掛之普請不苦候」、家老の死の場合は「歌舞其外鳴物一切止」「三日之内普請・鳴物・高声等遠慮」と定められており、共通しているのは「鳴物・高声」の二つはいつもセットで規制の対象となり、「普請」だけが死者の身分や格式によって規制内容に差が設けられていたことがわかる。鳴物停止の日数については、将軍の場合は二十四日間、天皇の場合は七日間、藩主の場合は六十日間、藩主の子の場合は十七日間、藩主夫人の場合は十五日間となっており、鳴物に対する規制用語も「停止」・「無用」・「止」・「遠慮」の四つの段階を設けて、死者の身分や家格に応じて規制の程度を区分して用いている。

為政者の葬送儀礼の際に出される鳴物停止令は、社会秩序回復のために領内の家中及び領民に対して静謐と慎みを命じる法令であり、特に城下では「音」に対する規制内容が多く含まれていて、「音」を支配することによって権力を維持し、政治的権威を高めるという近世的特質が高松藩においてもみられる。これは家中及

び領民の諸活動を抑制することで、為政者に対して追悼の意を表する葬送儀礼の一形態とも捉えることができ、現実の幕藩制的社会秩序と連動した形で、死後世界の序列化をも再認識させるなど、幕藩領主による死の国家及び領国管理化が進み、生死の世界を超えて社会秩序化が図られたといえる。このように鳴物停止令には、死の呼称や規制日数の差異による死者の序列機能などがあり、高松藩では死者の家格や高松松平家との縁戚・親疎関係に基づいて、鳴物停止の規制内容の範囲や停止日数等に差を設けて序列化を図っていたと思われ、五代藩主松平頼恭の時代には一門中の過去帳にあたる「追遠録」を編纂するなど、藩の中では一定の先例に基づいた基準が作られていたと考えられる。高松藩の藩主は、葬儀や法事等の葬送儀礼等を通じて、死後においても前藩主として領民たちに藩主家の権威を強く意識させるとともに、身分秩序の存在を再確認させる機会を設けて、藩主家による領国支配の正当性確保と幕藩制的社会秩序の維持強化に大きな影響を与えたと考えられる。藩主は死してもなお、領内支配をし続けることを期待される存在であったのである。その意味で高松藩における服忌令の発令と実施は、社会秩序の再編や維持強化にとって極めて重要な法令であり、藩政における武断政治から文治政治への転換期に大きな役割を果たしたといえる。高松藩の「定式」之服

忌は、幕府服忌令に準拠したものであったと思われるが、領内服忌の取扱いについては、藩主から幕府への伺いが必要なケースと藩の年寄等による詮議によるケースの二種類があつて、まずは領内で相談・詮議していたことが高松藩の法令集によってわかる。

次に高松藩の禁字政策について、個別禁字法令の初見は三代藩主松平頼豊時代に出された享保二年（一七一七）正月十一日付けの御触で、一括禁字法令の初見は五代藩主松平頼恭時代の宝暦八年（一七五八）八月付けの御触である。高松藩では、最初は実名（諱）敬避や同名敬避の習俗を前提とした禁字法令が、藩主家成員などの人生儀礼と絡んで個別に関係者に触れていたが、五代藩主松平頼恭時代になると、君臣関係の規律化と藩体制の確立を図るために歴代藩主の諡号文字に関する禁字令が出され、藩主家関係者の誕生から死後の諡号に至るまでの一連の体系的な禁字システムを法制化して集大成するとともに、同時期の服忌令の整備と相俟って高松松平家の御家を奉公の対象とした新たな社会秩序を構築しようとする藩政当局の政策意図を看取することができ。そして七代藩主松平頼起時代の天明六丑年（一七八六）十二月五日には、歴代藩主の名乗と法名に関する包括的な禁字令が領内に触れられるなど、高松藩における禁字システムが完成し、生死の世界を越えて藩主家が領国を継続的に支配していく体制が出

来上がつている。つまり、このような名前政策（禁字令及び同名禁止令）を通じて、高松藩の家臣や領民は人名の上でも將軍家・藩主家を頂点とする身分秩序と幕藩制的社会秩序の中に組み込まれていたのである。

背景には、高松藩においても十七世紀後半から全国的に実施された宗門人別帳によって、すべての民衆の名前が文字で把握されるようになったこと、領民各層における「家」の成立や家族親族意識が醸成されたこと、服忌令の制定による社会秩序が形成されたこと、藩政祖識の整備などを通じて藩体制が確立したことなどが連動して進んだという社会全体の構造変化があったと思われる。

高松藩は、初代藩主松平頼重が徳川家康の孫にあたる徳川一門の御家門筋の家柄であったので、將軍家の重要な死後記念行事であった日光社参にも度々参加したり、歴代將軍及び歴代藩主とその家族・親族の御忌日には必ず菩提寺に参拝するとともに、領内に向けて、その御忌日を特別な日として殺生禁断等の御触を出すなど、將軍及び藩主の御忌日に関わる服忌諸規制の継続的な実施によって、領内における將軍及び藩主權威の浸透化を図り、徳川將軍家「御威光」体制の維持強化に大きな役割を果たした。高松藩の歴代藩主は、將軍家に倣って領内における葬送儀礼や祖先

祭祀などの儀礼的行為を重視した政策を行うことで、為政者の「死」に特別な意味を与えて、その意味の体系を幕藩制的社会秩序という政治文化として定着させたといえる。

また、松平頼重は、殊のほか祖父徳川家康への崇敬の念が強く、慶安四年（一六五二）には宮脇村の本門寿院克軍寺境内に山王社の社殿を建立して、東照宮の神霊を勧請している。これがのち「御宮」といわれるようになり、御真影は天海僧上が自筆画賛し、將軍家の尊牌を納めて祈祷所として寺領百石を寄進するなど厚遇している。高松藩の場合、將軍家との縁戚関係もあって、大名領内に勧請された東照宮の中でも比較的早く、限られた大名に信任の証と公儀への忠誠の証の一つとして、將軍家から特別に領内への東照宮勧請を許されたものと思われる。高松藩では寛永末から寛文期にかけて、家臣団編成や行政組織の確立、領内検地の実施、高松城及び城下町の整備、基本法令の発令など藩政体制が確立していく時期にあたり、東照宮の高松御城下への勧請は松平家による領国支配の正当性確保と初期藩政確立事業とも関連し、高松藩としては、領内における藩主の支配權確立のための精神的バックボーンとして東照大権現の御威光を政治的に利用したとも考えられる。このような家康の神格化と東照宮信仰の浸透は、やがて東照宮関係の遺蹟や遺物の顕彰・崇敬へと凝縮昇華され、家

康に関係した遺物は護符として厄災を退ける強力な威力を持つと信じられるようになった。特に高松松平家では代々神祖東照宮の御画像を大切に敬蔵しており、九代藩主松平頼熙のとき、江戸藩邸が火災になった際にもこの御画像だけは無傷で残ったという出来事があり、益々神君家康公に対する崇敬の念と将軍家の権威が高まったとされている。

高松藩の先祖神信仰についても東照宮の勧請を契機に強まり、三代藩主松平頼豊は宝永元年（一七〇四）に先代の節公廟（二代藩主松平頼常）を高松城中に建てて祀るなど、領内における先祖神信仰の芽生えと領国支配安定化への意志を感じることができると。また、五代藩主松平頼恭が延享四年（一七四七）に記録所を設立して、先祖代々の実録・祖訓集を撰するとともに、先祖及び一門の御忌日を認めた追遠録や家中諸士の系図及び履歴録をまとめるなど、将軍家の権威をバックに藩祖をはじめとする先祖の遺訓や先例・由緒を重視しようとする傾向を読み解くことができる。このことは必然的に高松松平家の御墓所である法然寺を大切にするに繋がり、法然寺は幕府の御朱印地となって、山上の般若台には歴代藩主の御墓所が設けられ、一大聖地として高松城南の要地から先代藩主たちの祖霊が高松城の現藩主を支えるという霊的アックアップ構造が出来上がったのである。大名墓は、大

名家の領国支配の正統性と格式序列を象徴する記念物であると考えられ、高松松平一族の墓所として大規模な般若台を造営することによって、高松藩を精神面から鎮護する役割をもたせたものと推察される。すなわち歴代藩主の御墓所を荘厳にすればするほど、現藩主の政治的基盤は強固になるという政治文化的構造が出来上がったのである。そして法然寺には藩祖松平頼重の法体姿の木像が安置されるとともに、その遺訓が「英公家訓」として、その後長く高松藩の藩政の基本として大切に伝来されていくなど、藩祖顕彰や修史事業などを通じて高松松平家に対する御家意識が醸成されていったものと考えられる。

高松藩では、御家関係者の祝儀や法事の際には、生活困窮者に対する施しや犯罪者に対する恩赦が行われた。施しや恩赦は幕藩領主に課せられた社会的責務であって、「仁政」の一つと考えられ、二代藩主松平頼常時代には、盲人に対する施しを命じる御触が三回出されている。また、御家に家督相続・初御目見・若君誕生などの慶事があった場合には、罪科の程度に応じて大赦が実施され、藩では事前に願出書を奉行所や横目中に提出させた上で調査を行い、その該当者が赦免に該当するかどうかを評議して決定していた。

武断政策から文治政策への政策転換によって、幕政は「忠

「孝」を重んじ、「礼儀」を基軸とした新しい社会秩序づくりを目指すようになった。例えば、五代將軍徳川綱吉による天和三年（一六八三）の武家諸法度の改定や貞享元年（一六八四）の服忌令の制定、貞享四年の生類憐みの令、同年の切支丹類族改令と続く一連の諸改革は、従来の武威による支配から、「忠孝」を奨励し「礼儀」や身分・格式を重視して將軍の權威を高め泰平の世における新しい武家社会の序列化と秩序づくりを構築するとともに、服忌令の制定によって親族の範圍を法的に明確化して、社会各層における「家」の確立と家族・親族秩序の規律化を図ったものであった。そして生類憐みの令では殺生などの遺風を廃して「仁政」を推進し、切支丹類族改令では服忌の及ぶ切支丹及び切支丹類族を幕藩体制に敵対するものとして監視の対象とするなど、將軍家を中心とした身分秩序と幕藩制的社会秩序を確立しようとしたのである。

特に幕府が新しい社会秩序づくりの基軸とした「礼儀」は、儒教において喪服礼こそが「礼」の中心であり、その喪服礼に従って親族等のためにその親疎・尊卑に応じて、正しく喪に服することが「礼」の最たるものと考えられていた。この喪服礼に相当するものを日本で制定して儒教的な「礼」の秩序を明確にすることが、幕府服忌令制定の第一の目的であった。すなわち幕府服忌

令及びそれに準じて制定された高松藩服忌令の特徴は、「家」制度の重視と本家・筋目の尊重等家族親族秩序の維持強化という点にあり、服忌令の制定は、親族の範圍を確定するとともに、その内部での親族の序列を明らかにすることで、儒教的親族秩序・家族倫理を家中及び領民に啓蒙する役割を果たしたのである。

高松藩において、このような「家」が成立するのは、十七世紀半ばの寛文・延宝検地によって小農が検地帳に記載されて自立し、藩財政を支える本百姓体制が確立した頃である。近世寺院の成立とともに、十七世紀中期には既に没年月日が刻字された墓標が現れている。これ以降、家督相続・婚姻・養子縁組や隠居なども私事ではなく、公的な事柄として取り扱われるようになり、家長が死亡した場合には、葬送儀礼などを通じて、その「家」の後継者が誰であるかを所属する身分集団や地域共同体に明らかにする必要があるようになった。そのため高松藩では服忌令の制定して、社会各層における親族の範圍を定めて、身分秩序や家族親族秩序の規律化を図ろうとしている。例えば、三代藩主松平頼豊のとき、家中統制の一環として家臣団の系譜性と親族關係を把握するために、各家臣に対して毎年「親類書」を提出するよう命じ、領内の各寺社にも「親類書」を毎年提出させている。また、町方・郷中に対しても親類を含む「家」を一つの社会集団単位と

して相互に扶助と責任を負わせて、各「家」の家格や格式・筋目に応じた幕藩制的社会秩序を築き上げながら、領内支配力を強化していこうとしている。近世中・後期になると、郷中では家産を保持するために長男単独相続が一般的となり、家督相続と同時に襲名慣行が行われるようになった。その結果、各「家」が固定されて、本家・分家関係も明確化されるようになり、それぞれが独自に墓碑を建立したり、仏壇を設けて位牌・過去帳・回向帳を安置して、自分の「家」の死者や先祖を主体的に供養・祭祀するような葬送儀礼文化の変化が起こった。葬送儀礼は、最も「家」を意識する場面であり、死者を悼むとともに、後継者を各身分集団や地域社会に披露する意味合いを持っていたので、その後にくる死者供養・追善供養・先祖祭祀と併せて「家」の継承者にとって重要な儀礼であった。このような「家」の成立と檀家制度の普及によって領民の営墓要求が高まり、葬送儀礼も華美化していったため、高松藩ではこれらの風潮を戒める御触を儉約令とともに再三にわたって出すとともに、親孝行などの孝子や善行者を報奨するなど善行旌表に努めて、身分秩序や幕藩制的社会秩序の引き締めを図ろうとしたのである。

(110) 註

中川学『「鳴物停止令」と藩政―幕令に関する藩の対応―』渡辺信夫編『近世日本の生活文化と地域社会』河出書房新社、一九九五年、一二二頁。今野真氏は、鳴物停止令を死去時だけではなく、近世社会での諸々の慎みの強制や音に対する規制のなかで位置づける必要性を説き、具体的な規制の一つである鳴物停止と区別するために「」を付して用いている（『幕藩体制下の生活規制―鳴物停止と禁字―』『宮城歴史科学研究』三八、一九九四年、二頁）。林由紀子氏は、庶民も含めた天下一般を対象に出された法令で、中世の天下触穢の際に鳴物停止が行われたことに由来するとしている（『近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―』清文堂、一九九八年、二一七頁）。

(111)

田川捷一「加賀藩の鳴物停止令について」『加能地域史』二三号、加能地域史研究会、一九九六年、一頁。

(112)

「源英様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、四八頁。家老の重視は、この頃家老政治が成立したことも関連している（三宅正治『近世大名家の政治秩序』校倉書房、二〇一四年、三一九頁～三二〇頁）。

(113)

「源英御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一頁～四頁。

(114)

「源懷様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八四頁～一九〇頁。

(115)

「高松藩諸達留」『香川県史』第九巻、資料編・近世史料Ⅰ、香川県、一九八七年、二二四頁～二三〇頁。

(116)

「天下触穢」と「鳴物停止令」との関係については、黒田日出男「こもる・つむ・かくす―中世の身体感覚と秩序―」（『日本の社会史』第八巻、岩波書店、一九八七年、一九一頁～二〇一頁）や中川学「江戸幕府『鳴物停止令』の展開とその特質―近世前中期における江戸町触を中心に―」（『歴史』七九輯、一九九二年、五一頁～五二頁）などに詳しい。

(117)

拙稿「讃岐高松藩における『死の政治学』と幕藩制的社会秩序の

維持強化(上)」の表2『高松大学研究紀要』第六一号、高松大学、二〇一四年、三四頁〜三九頁。

- (118) 朝比奈修「大行院文書からみた『鳴物停止令』——大行院文書『解題』にかえて——」『関西大学法学論集』六一巻六号、関西大学法学会、二〇一二年、一七—一八頁(五五頁)。児玉由布子「徳川幕府と鳴物—鳴物停止令の意味—」『奈良歴史研究』六一号、奈良歴史研究会、二〇〇三年、二頁、八頁。林由紀子氏は、「幕府服忌令は親族間の服忌に限って規定しており、それ以外の者が受けるべき服忌については規定がない。そこで月代停止令や鳴物停止令などの個別法令によって、將軍の喪に服することが要求されたのである」と述べている(『近世服忌令の研究—幕藩制国家の喪と穢—』清文堂、一九九八年、二一—六頁)。

- (119) 「源英様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、四八頁。

- (120) 「歴世年譜」(香川県立ミュージアム蔵)。「全讃史」にも「夏六月より、宇多津の民、幣を机上に置きて之を祀り以て萬舞を為す。称して鹿島踊と曰ふ」と記されている。拙稿「讃岐の流行唄と流行踊り」『讃岐歌謡史—讃岐歌謡の風土と歴史的研究—』青史舎、二〇〇一年、九〇頁〜九二頁。

- (121) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第一巻、塙書房、一九九四年、一三三頁。児玉由布子「徳川幕府と鳴物—鳴物停止令の意味—」『奈良歴史研究』六一号、奈良歴史研究会、二〇〇三年、一〇頁。秋田藩では幕府及び藩独自の停止令が布達されるのは、延宝期であった(中川学「鳴物停止令」と藩政—幕令に関する藩の対応—渡辺信夫編『近世日本の生活文化と地域社会』河出書房新社、一九九五年、一二二頁)。

- (122) 「源懷様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八四頁〜一九〇頁。

- (123) 「高松藩諸達留」『香川県史』第九巻、資料編・近世史料I、香川県、一九八七年、二二四頁〜二三〇頁。

- (124) 「増補穆公遺事」『新編香川叢書』史料篇(一)五二頁〜五三頁。

文政三年二月に高松藩記録所役の滝信彦が、後藤芝山が書いた『穆公遺事』を増補したもので、次のような記述が見られる。

「人或書にありて爰に洩る、を附録す」

- (125) 「源懷様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八四頁。

- (126) 「源英様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二九八頁。

- (127) 中川学「江戸幕府『鳴物停止令』の展開とその特質—近世前中期における江戸町触を中心に—」『歴史』七九輯、一九九二年、五八頁。

- (128) 「源英様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二九八頁。鳴物停止令には停止令と赦免令(停止の解除を宣言する触)の二つがあった(村田路人「非領国地域における鳴物停止令—触伝達の側面から—」大阪市史編纂所編『大阪の歴史』五六、大阪市史料調査会、二〇〇〇年、四頁)。

- (129) 別所家文書「文化二丑御用留」『香川県立文書館紀要』第十五号、香川県立文書館、二〇一一年、六四頁〜六五頁。「高松藩東浜記録(御触帳)」草薙金四郎校注・原田伴彦編『日本都市生活史料集成』七、港町篇II、学習研究社、一九七六年、二七六頁。

- (130) 「源義様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、八七頁、八九頁、二〇八頁。「源英様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二九八頁、三〇三頁、三〇四頁、三〇九頁、三二四頁、三二八頁。

- (131) 中川学「『鳴物停止令』と藩政—幕令に関する藩の対応—」渡辺信夫編『近世日本の生活文化と地域社会』河出書房新社、一九九五年、

一三四頁。

- (132) 「源英様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一頁。
- (133) 「源英様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、六頁。
- (134) 「源英様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二七頁～二八頁。
- (135) 網野善彦「高声と微音」網野善彦・笠松宏至・勝保鎮夫・佐藤進一編『ことばの文化史(中世1)』平凡社、一九八八年、二十頁～二十一頁、二十三頁。
- (136) 「仏生山法然寺條目」『香川叢書』第二、香川県、一九四一年、十四頁。
- (137) 「源懷様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八四頁～一九〇頁。この他藩主逝去時の火之元入念令については、「源愨様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、三〇一頁にみえる。
- (138) 佐藤麻里「將軍の死と『自肅』する江戸社会」都市江戸の鳴物停止・商売停止について『学校教育学論集』二四号、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科、二〇一一年、四九頁。
- (139) 「源欽様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、六〇頁～六一頁。
- (140) 「源襄様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二〇八頁。
- (141) 「源襄様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、八九頁。この他、旧藩主の法事関連記事は、『高松藩御令條之内書拔』下巻の八七頁、二九八頁、三〇四頁、三〇九頁、三二四頁、三三八頁にみえる。
- (142) 「源愨様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、三〇三頁。
- (143) 山本幸司「貴族社会における穢と秩序」『日本史研究』二八七号、

- 日本史研究会、一九八七年、三〇頁、三二頁。黒田日出男「こもる・つつむ・かくす―中世の身体感覚と秩序」『日本の社会史』八、岩波書店、一九八七年、一九七頁。小出邦博「鳴物停止令」についての一考察―法令集よりみた『鳴物停止令』―『愛大史学』愛知大学文学部史学科、一九九七年、三〇頁。山田浩央「鳴物停止令」に関する一考察―江戸町触と京都町触を中心に―『信大史学』二二号、信大史学会、一九九七年、三二、三四頁。今野真「幕藩体制下の生活規制―鳴物停止令と禁字―」深谷克己・堀新編『展望日本歴史13近世国家』東京堂出版、二〇〇〇年、四二六頁。
- (144) 「小神野夜話」巻二、香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料編(二)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八六三頁。三谷敏雄「城下町(高松)の「火の用心」」高松高校歴史学研究会編『高史学』第四号、香川県立高松高校、二〇〇二年、一〇二頁～一〇七頁。
- (145) 「源英御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、三八頁～三九頁。
- (146) 「源定様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、六頁。嘉永七年三月の事例もある「高松藩諸達留」『香川県史』九、近世史料I、一九八七年、二〇一頁。
- (147) 「源節様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、四八頁。
- (148) 「源節様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一四四頁。
- (149) 「源節様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一四六頁。その後も、天明八年(二七八八)、天保七年(一八三六)、嘉永三年(一八五〇)に「鳥殺生御制禁」の御触が出されている(「高松藩諸達留」『香川県史』九、近世史料I、香川県、一九八七年、一五〇頁、一九〇頁。「御法度被仰出留」『香川県史』九、近世史料I、香川県、一九八七年、一四三頁～一四五頁)。

- (150) 「源節様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一四七頁。
- (151) 「源欽様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、七一頁〜七二頁。
- (152) 「高松町年寄御用留」『香川県史』十、近世史料Ⅱ、香川県一九八七年、五一三頁〜五一四頁。「高松町年寄御用留」『香川県史』十、近世史料Ⅱ、一九八七年、五一七頁。
- (153) 「源懷様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八四頁。魚商売のことについて、わざわざ一項目を立て、しかも一番目に取り上げている点などから、当時魚商売は一般の商売とは区別されて認識されていたと考えられる（佐藤麻里「將軍の死と『白肅』する江戸社会―都市江戸の鳴物停止・商売停止について―」『学校教育学論集』二四号、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科、二〇一一年、五〇頁）。
- (154) 「高松藩諸達留」『香川県史』九、近世史料Ⅰ、香川県、一九八七年、二〇三頁〜二〇四頁。中世の「天下触穢」では、王や為政者の死に際して殺生禁断・魚味売買禁止が京都市中に触れられており（黒田日出男「こもる・つつむ・かくす―中世の身体感覚と秩序」『日本の社会史』八、岩波書店、一九八七年、一九五頁）、延文三年（二三五八）四月三〇日の足利尊氏の死に際して、「五月一日、將軍大事に及ぶ、去夜の事、四日、京中魚を売るへからさるの由下知の事、（下略）」とあり、魚類の売買が禁じられている（『大日本史料』六編之二一、八一頁）。
- (155) 「源愨様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二九九頁。
- (156) 今野真「幕藩体制下の生活規制―鳴物停止と禁字―」深谷克己・堀新編『展望日本歴史13』東京堂出版、二〇〇〇年、四三一頁。
- (157) 「源恵様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一六二頁。
- (158) 「源懷様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一六二頁。
- (159) 県立文書館、一九九八年、一九四頁。
- (160) 別所家文書「宝曆八寅御用留」『香川県立文書館紀要』第十号、香川県立文書館、二〇〇六年、一〇九頁。
- (161) 別所家文書「宝曆八寅御用留」『香川県立文書館紀要』第十号、香川県立文書館、二〇〇六年、一二〇頁。
- (162) 別所家文書「宝曆拾辰御用留」『香川県立文書館紀要』第十一号、香川県立文書館、二〇〇七年、八五頁。
- (163) 「御上ヨリ諸事廻文扣帳」『塩江の四季』第十集、塩江町教育委員会、二〇〇三年、三〇頁〜三一頁。
- (164) 堀田幸義「近世武家社会における実名敬避俗と禁字法令」『史学雑誌』一一二編十号、史学会、二〇〇三年、三頁、二六頁、三一頁。
- (165) 今野真「幕藩体制下の生活規制―鳴物停止と禁字―」深谷克己・堀新編『展望日本歴史13』東京堂出版、二〇〇〇年、四四二頁。
- (166) 鈴木敏夫「徳川幕府法令における遊戯統制」『北海道大学教育学部紀要』三五号、一九八〇年、七九頁。
- (167) 「源英様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一〇頁、十一頁〜十二頁。
- (168) 「源義様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、九二頁〜九三頁。
- (169) 「源義様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、八九頁。この他にも「源愨様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二九八頁、三〇三頁〜三〇四頁、三二四頁、三二八頁に同様の事例がみられる。
- (170) 「源欽様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、六〇頁〜六一頁。
- (171) 「源欽様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、六七頁。
- (172) ロベール・エルツ著、吉田偵吾・内藤莞爾・板橋作美訳「死の宗

教社会学―死の集合表象研究への寄与―』『右手の優越―宗教的両極性の研究―』（ちくま学芸文庫）筑摩書房、二〇〇一年、一一頁―一二頁。

- (172) 江川温「死の比較的研究」『史学雑誌』第一一五編第九号、史学会、二〇〇六年、三八頁―四〇頁。ルイ・マランは、表象の力について「不在者や死者を再び想像裡に現存せしめ、さらには生けるものたらしめる力と、現存し生けるものの資質や正当性や資格などの種々のしるしを存在に提示することによって、それ自身の合法的で権威づけられた主体を樹立する力と二つの力を併せ持つ」と述べている（ルイ・マラン著、渡辺香根夫訳『王の肖像―権力と表象の歴史的哲学的考察―』法政大学出版局、二〇〇二年、五頁―六頁）。

- (173) 岩淵令治「近世大名家の葬送儀礼と社会」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一六九集、国立歴史民俗博物館、二〇一一年、三五三頁。

- (174) 西谷地晴美「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」『日本史研究』三二〇号、日本史研究会、一九八九年、三九頁。

- (175) 高柳真三・石井良助編『御触書宝暦集成』岩波書店、一九五八年、五頁―九頁。

- (176) 渡辺浩「御威光」と象徴―徳川政治体制の一側面―』『思想』岩波書店、一九八六年、一四七頁、一五〇頁。

- (177) 林紀昭「法社会史的に見た藩（一）―伊予小松藩の場合―」『法と政治―及川伸教授退任記念論集―』第四三巻第四号、関西学院大学法政学会、一九九二年、二六六頁。

- (178) 初代藩主松平頼重は、高松入封に先立つ寛永十九年（一六四二）四月の家康二十七回忌及び正保五年（一六四八）四月の家康三十三回忌に、將軍家光に供奉して日光に参拝していることがわかる（『高松藩祖松平頼重傳』松平公益会、一九六四年、六二二頁、六一五頁）。

- (179) 「源懷様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八四頁―一九〇頁。

- (180) 「源懷様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二二三頁―二二五頁。

- (181) 「英公事蹟」永年会編『増補高松藩記』山川波次、一九三二年、四一頁。

- (182) 「増補穆公遺事」香川県教育委員会編『新編香川叢書』新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、四七頁―四八頁。

- (183) 「増補穆公遺事」香川県教育委員会編『新編香川叢書』新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八一頁―八五頁。

- (184) ニクラス・ルーマンは『手続を通しての正統化』（ニクラス・ルーマン著・今井弘道訳、風行社、一九九〇年、十九頁）で、正統性という概念について「いかなる政治システムも、物理的強制力だけに立脚しうるものではない。持続的な支配を可能にするためにはコンセンサスがそこに付け加わらねばならない」と述べている。

- また、小関隆氏は、「過去の認識のあり方を記憶と呼び、表象を媒介とした再構成の行為である」とし、当該共同体の共同性を有効に保証する過去の認識として広く認知されたものが「公共の記憶」としている（小関隆「コメモレイションの文化史のために」阿部安成・小関隆・見市雅俊・光永雅明・森村敏己編『記憶のかたち―コメモレイションの文化史―』柏書房、一九九九年、七頁―八頁）。

- (185) 「讃岐高松藩歴代藩主事項年表（一）」（４）千代田区飯田町調査会編『東京都千代田区飯田町遺跡―千代田区飯田橋二丁目・三丁目再開発事業に伴う発掘調査報告書―』日本貨物鉄道株式会社・東日本旅客鉄道株式会社・千代田区飯田町土地画整理組合・千代田区飯田町遺跡調査会、二〇〇一年、二八三頁―二八六頁。後代になると日光山への参詣回数が減少し、紅葉山の靈廟などへの参詣が多くなる（大友一雄「近世の国家的祭祀儀礼に関する基礎的研究」KA KEN研究成果報告書、二〇〇〇年、二〇頁―二二頁）。この紅葉山東照社への社参について、中野光浩氏は「寛永十三年（一六三六）十二月十八日以後、家光は諸大名に対して、家康・秀忠の正忌・正・五・九・十二月の忌日の紅葉山東照社への参詣を義務付け、その服制を定めるなど、東照社（日光・上野・

紅葉山)への社参という儀礼行為の中で、將軍權威の確立をすめた」と述べている(中野光浩『諸国東照宮の史的研究』名著刊行会、二〇〇八年、二四二頁)。

- (186) 深谷克己『死者のはたらきと江戸時代』吉川弘文館、二〇一四年、四八頁。深谷克己『近世日本における政治習俗と信仰習俗』アジア地域文化エンハンシング研究センター編『アジア地域文化エンハンシング研究センター報告書Ⅲ2004年度』早稲田大学21世紀COEプログラム、二〇〇五年、一〇五頁。

- (187) 『源欽様御代御令條之内書拔』『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、七二頁〜七四頁。

- (188) 『香川県神社誌・上』(香川県神社職会、一九三八年、一八〇頁)「讃岐東照宮屋島神社由緒書」「克軍寺由緒・沿革」による。なお、「克軍寺由緒・沿革」によれば、「寛永二十年(一六四三)に頼重が山王社を境内山手に建立し、東照大権現を祀る」とある。高藤晴俊『家康公と全国の東照宮』東京美術、一九九二年、四六頁。高野信治「武士神格化一覽・稿(下・西日本編)」『九州文化史研究所紀要』第四八号、九州大学九州文化史研究所、二〇〇五年、六二頁〜六三頁。森岡清美「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建―旧藩主家の霊屋から神社へ、地域の鎮守へ―」『淑徳大学社会学部研究紀要』三七号、二〇〇三年、一二九頁。同「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建(続)―神社設立事情を手がかりとして―」『淑徳大学社会学部研究紀要』四一号、二〇〇七年、二頁、九八頁。

- (189) 中野光浩『諸国東照宮の史的研究』名著刊行会、二〇〇八年、一九一頁、一九二頁、二四四頁、二六九頁。林由紀子氏は、「幕府の服忌制度は東照大権現の存在と深いつながりを有し、東照宮創建の目的は、服忌制度の確立によって完遂された」と述べている(林由紀子『近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―』清文堂、一九九八年、四〇頁)。大名領への東照宮の勧請は、大名領内における服忌制度の確立とも連動していたとも考えられる。

- (190) 『源襄様御代御令條之内書拔』『高松藩御令條之内書拔』下巻、香

川県立文書館、一九九九年、一一〇頁。永年会編『増補高松藩記』山川波次、一九三二年、三三五頁〜三三六頁。

- (191) 『源襄様御代御令條之内書拔』『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二〇五頁〜二〇六頁。

- (192) 『高松町年寄御用留』『香川県史』十、近世史料Ⅱ、一九八七年、五一七頁。『襄公外記』(文化十二年四月)には「御城より十日九時分より雨止む。御道筋、此の間中、道造り、置土など致候故、殊の外、道悪し。御座候。御道筋拝見人夥し。短夜故、新川の辺より松明引けし。御馬場先より奏楽にて、十一日四時分着。御同夜西刻、正遷宮、御式これも深更迄かかり候由、供奉の上下とも草鞋にて歩行なり。云々」とある。(古高松郷土誌編集委員会編『古高松郷土誌』高松東部農業協同組合古高松支所、一九七七年、二二七頁)。

- (193) 『源襄様御代御令條之内書拔』『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二〇七頁〜二〇八頁。

- (194) 『源襄様御代御令條之内書拔』『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二〇九頁。

- (195) 『高松町年寄御用留』『香川県史』十、近世史料Ⅱ、一九八七年、五二〇頁〜五二二頁。

- (196) 『源襄様御代御令條之内書拔』『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二二六頁〜二二七頁。

- (197) 『源襄様御代御令條之内書拔』『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二二〇頁〜二二二頁。

- (198) 中野光浩『諸国東照宮の史的研究』名著刊行会、二〇〇八年、二六九頁。

- (199) 倉地克直『近世の民衆と支配思想』柏書房、一九九六年、一九八頁〜二〇〇頁。

- (200) 高野信治「武士神格化と東照宮勧請」『国史学』一九五号、国史学会、二〇〇八年、三八頁。

- (201) 『東照宮御実紀附録』巻六、七、十七(紅葉山文庫旧蔵・国立公文書

館蔵) 羽賀祥二「史蹟をめぐる歴史意識―十九世紀前期の歴史と文化―」『日本史研究』第三五一号、日本史研究会、一九九一年、五二頁〜五五頁。曾根原理氏は「東照権現は何よりも徳川政権を創設するための神であった」と述べている(『徳川家康神格化への道―中世天台思想の展開―』吉川弘文館、一九九六年、二六七頁)。

(202) 松浦静山著、中村幸彦・中野三敏校訂「神祖の御影、火中を出る事」『甲子夜話統篇1』巻之三、平凡社、一九七九年、六八頁。

(203) 高藤晴俊「日光東照宮の信仰について」宮田登他編『日光山と関東の修験道』名著出版、一九七九年、一四九頁。これに対して、高野信治氏は、大名家の藩祖神格化は藩政改革などの政治性を伴ってみられる場合が多いとしている(高野信治「武士神格化と東照宮勧請」『国史学』一九五号、国史学会、二〇〇八年、五四頁の註31)。

(204) 永年会編『増補高松藩記』(山川波次、一九三三年、一二六頁)に「宝永元年(二七〇四)四月三日、老公(二代藩主松平頼常)目黒邸ニテ卒ス。私諡、節公ト曰フ。讃之日内山ニ帰葬ス。十月三日、節公廟ヲ高松城中ニ建テル。十二月十五日、甲府中納言諱綱豊入り嗣君ノ為ニ西域ニ在リ、公其名ヲ避ケ、改メテ頼保ト曰フ」とある。大名家祖先の神格化と霊社創建との関係について岸本覚氏は、十八世紀中期から十九世紀前半期にかけて霊社を藩の守護神として城内あるいは城郭近くに創建することは諸大名共通するところであったとしている(岸本覚「大名家祖先の神格化をめぐる一考察―熊本藩を事例として―」『佐々木克編『明治維新期の政治文化』思文閣出版、二〇〇五年、三頁、十六頁)。

(205) 「増補穆公遺事」『新編香川叢書』史料篇(一)五二頁〜五三頁。「増補穆公遺事」は文政三年二月に高松藩記録所役の滝信彦が、後藤芝山が書いた『穆公遺事』を増補したものである。このように五代藩主松平頼恭が歴代藩主の実録や祖訓集、一族一門の追遠録などを編纂した背景には、水戸分家の磐城守山藩から高松藩主となった頼恭の藩主としての権威づけと、藩政の立て直しを図る宝

暦改革を進めるために、家臣の家系・履歴書や過去の行政文書などを整理し、藩政組織の体制強化と文書主義に基づく文治政治の推進を図る必要があったものと考えられる。また、全体として当時「由緒・記録の時代」と呼ばれ、幕藩制的社会秩序の再編成期に当たっていたことも深く関係していたものと思われる。

(206) 岸本覚「旧領主の由緒と年忌―亀井茲矩顕彰における藩と地域―」『歴史評論』七四三号、校倉書房、二〇一二年、二九頁、三一頁。深谷克己「死者のはたらきと江戸時代」吉川弘文館、二〇一四年、十七頁、十九頁、二十一頁〜二十二頁。

(207) 「万御寄附物留記」(琴陵家蔵)『香川県史』十巻 資料編近世史料Ⅱ、香川県、一九八七年、九五頁〜九五五頁。

(208) 「穆公遺訓諸役書記」『香川県史』第九巻、資料編・近世史料Ⅰ、香川県、一九八七年、七一頁〜七三頁、七五頁。「穆公遺訓諸役書記」は、五代藩主松平頼恭治世下のものを文政九年に写したものである。十ヶ寺について、初代藩主松平頼重は寛文十三年(二六七三)に郷中の十寺院(虚空蔵院、志度寺、八栗寺、屋島寺、阿弥陀院、地藏院、白峯寺、国分寺、聖通寺、金倉寺)へ、愛染明王坐像と五大虚空蔵の画幅を寄進していることがわかる(三好賢子「作品解説」香川県編『空海の足音 四国へんろ展』香川県立ミュージアム、二〇一四年、一八五頁)。

(209) 英公(初代藩主松平頼重)の御霊屋地選定については、仏生山と船岡山の両論があって詮議が行われ、最終的に仏生山に決定している(「小神野夜話」香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(一)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八二頁)。元禄八年(一六九五)の松平頼重塔は初段階の大名墓であり、葬送の執行と喪礼の実践こそが視覚的に最も強く示せる王権の継承儀礼であった(松原典明「近世王権の墓制とその歴史的脈絡」『陵墓からみた東アジア諸国の位相―朝鮮王朝とその周縁―』関西大学文化交渉学研究拠点、二〇一一年、一八八頁、一九〇頁)。

(210) 「小神野夜話」香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(一)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八七頁〜八八頁。

(211) 「小神野夜話」香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(一)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八七頁〜八八頁。

『高松藩祖 松平頼重傳』松平公益会、一九六四年、五一九頁、五二一頁。

(212) 御厨義道「史料紹介・高松松平家歴史資料「英公家訓」『香川史学』四一号、香川歴史学会、二〇一四年、四三頁、五四頁。

(213) 荻慎一郎「中期藩政改革と藩「国家」論の形成―米沢藩の明和・安永改革をめぐって―」『歴史』第五一輯、東北史学会、一九七八年、十三頁、三三頁。千葉一大氏は「御国意識」とは、近世の大名家・藩によって規定された支配のあり方や、それぞれの領地において育まれた独自の社会・文化の中で形成された認識である」としている(千葉一大「北奥大名津軽家の自己認識形成」『御家』の思想―大名家の自己認識―『歴史評論』七五四号、校倉書房、二〇一三年、二〇頁)。

(214) 「御家」の思想―大名家の自己認識―小川和也「御家」の思想と藩政改革―越後長岡藩牧野家の「常在戦場」をめぐって―『歴史評論』七五四号、校倉書房、二〇一三年、一頁、五頁。

(215) 「増補穆公遺事」香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(二)、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、三一頁、三六頁、四七頁、四八頁。明君・名君について深谷克己氏は「明君には特性が優位に込められ、名君には才能が優位に込められている」と述べるとともに、基本的に名君は自己認識ではなく他者認識で、評価の定まるのは死後であるとし、初発から「民意」と呼応しあう「天意」が組み込まれているとしている(深谷克己「明君とはなにか」『歴史評論』五八一号、校倉書房、一九九八年、三頁、五頁、六頁)。また、吉武佳一郎氏は「幕藩体制社会の矛盾の進行に対して幕政あるいは藩政改革を行い、人民や家臣の窮乏を救うことの一応成功し、その治績が後世まで高く評価されている幕藩領主のこと」とし、名君の条件として共通する特徴を四つ(補佐役の賢宰・儒学者、藩校の設立、儉約令と財政削減、農政改革と殖産興業)をあげている(吉武佳一郎「名君」たちの虚像と実像をめぐって」青木美智男・保坂智編『争点日本の歴史』第五卷・近世編、新人物往来社、一九九一年、一一四頁、一二四頁、一二六頁)。

頁)。

(216) 小関悠一郎「近世中期における『明君録』の形成過程―荻戸善政著『翹楚篇』の事例―」『橘論叢』第一三四巻第四号、日本評論社、二〇〇五年、一三九頁。深谷克己「明君とはなにか」『歴史評論』五八一号、校倉書房、一九九八年、十頁。同「明君録」期待される君主像」『鶴飼政志ほか編『歴史をよむ』東大出版会、二〇〇四年、一九五頁。室鳩巢の『明君家訓』については、『近世武家思想』(日本思想体系二七、岩波書店、一九七四年、六七頁、八三頁)や若尾政希「享保」天明朝の社会と文化―明君の時代―大石学編「享保改革と社会変容」(吉川弘文館、二〇〇三年、二八二頁)などに詳しい。佐藤宏之「物言う大名―松代藩第九代藩主真田幸教―」『歴史評論』七五四号、校倉書房、二〇一三年、六二頁。

(217) 小関悠一郎「真田家の系譜・事蹟編纂と鎌原桐山の思想」渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の改革主体と藩政』岩田書院、二〇〇八年、二二頁。胡光「高松藩の藩政改革と修史事業」『香川史学』第二八号、香川歴史学会、二〇〇一年、三〇頁、四〇頁。

(218) 小関悠一郎「八明君」の近世―学問・知識と藩精政改革―吉川弘文館、二〇一二年、二二七頁、二二四頁、二二九頁、二三二頁、二三三頁。同「明君録」の作成と明君像の伝播・受容―『米沢侯賢行録』を中心に―『書物・出版と社会変容』第一号、『書物・出版と社会変容』研究会、二〇〇六年、一一一頁、一一五頁。磯田道史「藩政改革の伝播―熊本藩宝暦改革と水戸寛政改革―」『日本研究』四〇号、人間文化研究機構国際日本文化研究センター、二〇〇九年。

(219) 佐藤宏之「苦悩する大名―第九代藩主真田幸教の政治思想―」渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の改革主体と藩政』岩田書院、二〇〇八年、一三八頁。藤田覚「近世政治史と三大改革論―研究史の整理と展望―」藤田覚編『幕藩政改革の展開』山川出版社、二〇〇一年、十二頁。福田千鶴「近世中期の藩政」大石学編『日本の時代史16 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年、二一八頁。

- (220) 吉村豊雄「藩政改革像の再構築―熊本藩宝暦改革を中心に―」『歴史評論』第七一七号、校倉書房、二〇一〇頁、十四頁～十六頁。
- (221) 小野正雄「幕藩制政治改革論」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史6近世2』東大出版会、一九八五年、三二一頁～三三二頁。大石学「享保改革と社会変容」大石学編『日本の時代史16享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年、七五頁～七六頁。
- (222) 「御法度被仰出留」『香川県史』第九卷、近世史料I、香川県、一九八七年、九八頁～一〇〇頁。
- (223) 小川和也「『御家』の思想と藩政改革―越後長岡藩牧野家の「常在戦場」をめぐる―」・三宅正治「『御家』の継承―近世大名蜂須賀家の相続事情―」『御家』の思想―大名家の自己認識―『歴史評論』七五四号、校倉書房、二〇一三年、十四頁～十五頁、三四頁、四六頁。
- (224) 深谷克己『死者のはたらきと江戸時代』吉川弘文館、二〇一四年、八頁、十頁～十一頁、一二頁～一三頁。
- (225) 田原嗣郎「『仁政』の思想と「御家」の思想―幕藩制政治思想の矛盾の構成―」『思想』第六三三三号、岩波書店、一九七七年、三五頁～三五二頁、三五七頁。石井紫郎「解説」『日本思想大系二七・近世武家思想』岩波書店、一九七四年、四九五頁。近藤齊「近世以降武家思想の研究」資料編、風間書房、一九七五年、二四頁。滝本誠「編」栗山上書『日本経済叢書十七卷、日本経済叢書刊行会、一九一五年、一一〇頁、一〇三頁。
- (226) 野口朋隆「近世中後期、小浜藩主の資格・役割と「生命維持」」『歴史評論』七五四号、校倉書房、二〇一三年、四八頁。宮澤誠「幕藩制イデオロギーの成立と構造―初期藩政改革との関連を中心に―」『歴史学研究別冊特集「歴史における民族と民主主義」』青木書店、一九七三年、一〇八頁。
- (227) 倉地克直『日本の歴史11徳川社会のゆらぎ』小学館、二〇〇八年、九九頁～一〇〇頁。深谷克己「近世日本における政治習俗と信仰習俗」アジア地域文化エンハンシング研究センター編『アジア地域文化エンハンシング研究センター報告書Ⅲ2004年度』早稲田大学21世紀COEプログラム、二〇〇五年、九九頁。
- (228) 深谷克己「百姓成立」塙書房、一九九三年、二六頁、四一頁。福田千鶴「江戸時代前期の政治課題―「御救」の転換過程―」『史料館研究紀要』第二五号、史料館、一九九四年、六二頁、七三頁、九二頁～九三頁。
- (229) 「源節様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一三一頁、一三六頁、一四六頁。
- (230) 大友一雄「近世の国家的祭祀儀礼に関する基礎的研究」(KAKE N研究成果報告、一九九七年、十四頁～十七頁。
- (231) 宣芝秀「『御救』から『御備』へ―松平定信「寛政の改革」にみられる社会安定策―」『日本思想史研究』第四四号、東北大学大学院文化科学研究科日本思想史研究室、二〇一二年、二九頁～三〇頁、四三頁。山崎善弘「近世後期における領主支配の実現と中間支配機構―畿内・近国清水領知・幕領の「取締役」制を素材として―」『日本史研究』第四七五号、日本史研究会、二〇〇二年、一〇三頁、一三頁、一一八頁。
- (232) 「源義様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、一九五頁。
- (233) 谷口眞子「幕藩権力による恩赦の構造と特質―近世中後期萩藩を事例に―」『日本史研究』六〇七号、日本史研究会、二〇一三年、五四頁。同「岡山藩における將軍回忌法要の恩赦」早稲田大学史学会編『史観』一六五冊、二〇一一年、一頁。同「加賀藩における先祖祭祀と司法業務への影響―「行政」と「司法」の分離の芽生え―」早稲田大学総合人文科学研究センター研究誌『WASEDA RILAS JOURNAL. NO.2』二〇一四年、一六〇頁。
- (234) 「源穆様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二三〇頁～二三二頁。
- (235) 「高松藩諸達留」『香川県史』第九卷、資料編・近世史料I、香川県、一九八七年、二三〇頁。
- (236) 「源欽様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香

川県立文書館、一九九九年、六八頁～六九頁。

- (237) 「源義様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、一九四頁。

- (238) 「源義様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、二〇二頁。

- (239) 「高松藩諸達留」『香川県史』第九巻、資料編：近世史料Ⅰ、香川県、一九八七年、二〇三頁。

- (240) エルンスト・H・カントーロヴィッチ著・小林公訳『王の二つの身体―中世政治神学研究』平凡社、一九九二年、三二頁。

- (241) 「増補穆公遺事」香川県教育委員会編『新編香川叢書』新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八一頁～八七頁。

- (242) 佐藤麻里「死を操作される將軍―近世後期將軍の「身体」から權力を考える―」『史海』五八号、東京学芸大学史学会、二〇一一年、一頁。

- (243) 深谷克己『死者のはたらきと江戸時代』吉川弘文館、二〇一四年、一三一頁、一四二頁。

- (244) 青木保『儀礼の象徴性』岩波書店、二〇〇六年、二二頁、一〇九頁。

- (245) ニクラス・ルーマン著、大庭健・正村俊之訳『信頼―社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房、一九九〇年。小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年、三二六頁、三六二頁、三七四頁、三八八頁。荻野昌弘氏は、死者の霊と神々によって共同体の繁栄はもたらされるとし、かつて共同体の成員であった死者や神々の恩を生者がさまざまな儀礼を通じて返していく（追憶する）ことによって再生産される秩序編成のあり方を「追憶の秩序」と名付けている。（荻野昌弘「追憶の秩序」『資本主義と他者』関西学院大学出版会、一九九八年、八頁～二五頁）。また、秩序の構成要素である歴史意識や幕藩領主が行う文化行為の政治性（農耕祈願・贈答儀礼・祖先祭祀・史蹟顕彰・書物編纂など）と心意統治の具体相についての検討もなされている（近世部会運営委員会（岸本覚・引野亨輔）「歴史意識からみえる近世―近世の国家・社会と「秩序」Ⅱ―」『歴史学研究』八二〇号、二〇〇六年、

六七頁～六八頁）。

- (246) 辻達也『享保の改革』創文社、一九六三年、四二頁、四六頁、五五頁。横田冬彦『日本の歴史16』講談社、二〇〇二年、三〇四頁。

武家諸法度における「文」の意味について、福田千鶴氏は「文」という語には、文詞・語句・学問のほかに法度・礼義・礼法という意味がある」と述べ、武家諸法度天和令第一条が「文武忠孝を励し、礼儀を正しくすへき事」と改められたのは、「文」に込められていた儀礼・礼儀秩序の側面が明確に強調されるようになったものとしている（福田千鶴「日本近世の為政者と「知」の継承」小谷汪之編『歴史における知の伝統と継承』山川出版社、二〇〇五年、四二頁～四三頁）。

- (247) 倉地克直『日本の歴史11徳川社会のゆらぎ』小学館、二〇〇八年、三七頁～三八頁、四〇頁、五八頁、二二八頁。

- (248) 中川学「近世における触穢観念と政治秩序―為政者の死と穢―」『歴史学研究』八〇七号、青木書店、二〇〇五年、六六頁。林紀昭「法社会史的にみた藩（二）」『法と政治』四三巻四号、一九九二年、二七三頁。林由紀子氏は幕府服忌令の意義について、穢れのヒエラルキー（穢れを忌避する体系）を確立することによって幕藩制秩序を補強する「穢」の側面と、儒教的家族・親族秩序を確立することによって幕藩制秩序を間接的に補強する「礼」の側面の二つの側面があったとしている（林由紀子「江戸幕府服忌令の意義と特質」孝本頁・八木透編『家族と死者祭祀』早稲田大学出版部、二〇〇六年、一二頁、一六頁）。

- (249) 拙稿「藩政成初期における藩主の『鵜鷹逍遙』的行為の政治文化史的意義―初代讃岐高松藩主松平頼重の藩政における『遊獵』『舟遊』等の位置づけ―」『高松大学研究紀要』第五八・五九合併号、高松大学、二〇一三年、六二頁、六九頁。

- (250) 大藤修「近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―」吉川弘文館、一九九六年、五三頁。同「武士の編成と家」水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『新体系日本史2・法社会史』山川出版社、二〇〇一年、二七七頁～二七八頁、二八一頁、二八四頁、

- 二八五頁。同「近世」関口裕子・鈴木国弘・大藤修・吉見周子・鎌田とし子著『日本家族史』梓出版社、一九八九年、一七五頁。倉地克直『日本の歴史II徳川社会のゆらぎ』小学館、二〇〇八年、一六四頁、一八三頁。加納重由子「近世後期農村における改名慣行と結婚と「家」意識」『史学研究』第二六一号、廣島大学史学研究会、二〇〇八年、五五頁。その他、岩橋清美氏は、近世中期以降の「旧記」の作成目的は先祖の確定と後世への歴史の継承であり、その背景には家意識の確立があるとしている。(岩橋清美「近世後期における歴史意識の形成過程―武蔵国多摩郡を中心として―」『関東近世史研究』第三四号、関東近世史研究会、一九九三年、八頁。同「近世村落における村落の変容と家意識」『法政史論』第十九号、一九九二年)。
- (251) 森本一彦「先祖祭祀と家の確立」ミネルヴァ書房、二〇〇六年、三頁。
- (252) 菅野則子校訂『官刻孝義録』下巻、東京堂出版、一九九九年、二一〇頁～二二六頁。菅野則子「江戸時代の孝行者―「孝義録」の世界―」吉川弘文館、一九九九年。湯浅邦弘編『江戸時代の親孝行』大阪大学出版会、二〇〇九年、十二頁～十四頁、二〇頁～二二頁、二八頁、一八五頁。
- (253) 「源節様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一三三頁～一三三頁。
- (254) 「源英様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、九七頁。
- (255) 「源節御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一五一頁～一五二頁。
- (256) 「源欽様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、五五頁。
- (257) 「高松藩諸達留」『香川県史』第九巻、資料編・近世史料I、香川県、一九八七年、一九三頁。
- (258) 「源襄様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、五五頁。
- (259) 大竹秀男「封建社会の農民家族(改訂版)」―江戸期農民家族の歴史的位置付け―創文社、一九八二年、一〇九頁。
- (260) 「三谷家文書」(香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(二)新編香川叢書刊行企画委員会、一九八一年、三九八頁～三九九頁)。
- (261) 「源英様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一頁～三頁。
- (262) 「源節様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一一八頁～一二二頁。
- (263) 「源恵様御代御令條之内書抜」上巻、香川県立文書館、一九九八年、一五七頁。
- (264) 「源穆様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二四一頁。
- (265) 「法度被仰出留」『香川県史』第九巻、資料編、近世史料I、九二頁～九三頁。
- (266) 「源慈様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、一九九九年、三〇七頁。
- (267) 「高松藩諸達留」『香川県史』第九巻、資料編・近世史料I、香川県、一九八七年、一六三頁。
- (268) 松田麻由「墓標からみた墓觀念の歴史的展開―大川郡に所在する14墓地の近世から家墓成立期における様相―」『香川考古』第八号、香川考古刊行会、二〇〇一年、一四頁～一四六頁。谷川章雄「近世墓標の変遷と家意識」『史観』一一二号、早稲田大学史学会、一九八九年、十五頁。同「近世の墓」土生田純之編『事典・墓の考古学』吉川弘文館、二〇一三年、二七七頁～二七八頁。モリス・フリードマンは、先祖崇拜のレベルを、遺族と死者が直接的な関連をもち感情的・情緒的なつながりをもつドメスティックレベルと、系譜的祖先に対するリニッジレベルに分類している。これによれば、近世墓標は故人を追悼するためのドメスティックレベルから始まり、祖先を追慕・顕彰するためのリニッジレベルへとその性格を変えていったことができる(市川秀之「先祖代々の墓の成立」『日本民俗学』二三〇号、日本民俗学会、二〇〇二年、

- 二二頁。モリス、フリードマン著、田村克己・瀬川昌久訳『中国の宗族と社会』弘文堂、一九八七年。同著、末成道男・西沢治彦・小熊誠訳『東南中国の宗族組織』弘文堂、一九九一年。
- (269) 木下光生「近世の葬送と墓制」勝田至編『日本葬制史』吉川弘文館、二〇一二年、一八二頁、一八八頁～一九九頁、一九二頁～一九五頁。西木浩一「江戸の葬送儀礼」東京都公文書館編『江戸の葬送墓制』（都史紀要三三七）、東京都公文書館、一九九九年、一三三頁、一七五頁、一九九頁～二〇〇頁。的場匠平「密葬」の誕生―公家社会にみる葬送儀礼の近世移行―『史学雑誌』第一二三編第九号、史学会、二〇一四年、十九頁～二〇頁。的場匠平「密葬」の誕生―公家社会にみる葬送儀礼の近世移行―『史学雑誌』第一二三編第九号、史学会、二〇一四年、二〇頁。
- (270) 中川学「江戸幕府『鳴物停止令』の展開とその特質―近世前中期における江戸町触を中心に―」『歴史』七九輯、一九九二年、五一頁～五二頁。
- (271) 横山俊夫「政事都市の肖像―前近代のばあい―」中村賢二郎編『歴史のなかの都市』ミネルヴァ書房、一九八六年、五一頁～五四頁、六六頁。
- (272) A.コルバンは、鐘の地域における象徴的結合機能に注目して「音の秩序づけは、音を聞き取ることのできる空間に対する支配力を証明しており、鐘を支配する者は、鐘の音を弱める力を持っている。文字どおり他者を黙らせることもできる。従って個人あるいは集団を処罰する手段を持つ」と述べている（A.コルバン著、小倉考誠訳『音の風景』藤原書店、一九九七年、二六五頁～二六六頁）。
- (273) 小川和也「『天和の治』における將軍像と『牧民忠告諺解』―大老・堀田正俊の思想―」『書物・出版と社会変容』三号、二〇〇七年、五八頁～五九頁、六三頁～六四頁。
- (274) 石井紫郎「解説」『日本思想大系二七・近世武家思想』岩波書店、一九七四年、一九〇頁、五三二頁。
- (275) 「高松藩諸達留」『香川県史』第九卷、資料編・近世史料Ⅰ、香川県、一九八七年、二〇三頁。
- (276) 深谷克己「死者のはたらきと江戸時代」吉川弘文館、二〇一四年、一七五頁、一七七頁、一九二頁～一九三頁。
- (277) 「小神野夜話」巻二（香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料編二）、新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八六三頁。
- (278) 「源節様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一三四頁～一三五頁。幕府が統一的な火元処罰規定を定めたのは、享保二十年（一七三五）のことで、これが修正されて寛保二年（一七四二）の「公事方御定書」に収められた。これによれば、類焼が小間一〇問以上の場合が処罰の対象となり、類焼間数の多少により押込日数が三〇日・二〇日・一〇日の三段階に決められていた（石井良助校訂『徳川禁令考』後集第三、創文社、三七六頁）。寛政年間に高崎藩の郡奉行大石久敬が著した「地方凡例録」にも、「公事方御定書」の火元処罰規定が引用されている。
- (279) 「源懷様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、一八三頁～一八四頁。
- (280) 「源惣様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』下巻、香川県立文書館、一九九九年、三〇三頁。
- (281) 平雅行「殺生禁断の歴史的展開」大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造 古代・中世』思文閣出版、一九九七年、一四九頁、一五二頁～一六四頁。南出真助「中世の殺生禁断令と空間管理」『アジア文化学科年報』第五号、追手門学院大学文学部アジア文化学科、二〇〇二年、一一五頁。
- (282) 大藤修「武士の編成と家」水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『新体系日本史2・法社会史』山川出版社、二〇〇一年、二七七頁～二八〇頁。
- (283) 「源懷様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香川県立文書館、一九九八年、二〇〇頁。
- (284) 堀田幸義「近世武家社会における実名敬避俗と禁字法令」『史学雑誌』一一二編十号、史学会、二〇〇三年、十六頁、十九頁、二八

頁、三〇頁。

(285) 「源英様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香

川県立文書館、一九九八年、二八頁。

(286) 「源節様御代御令條之内書拔」『高松藩御令條之内書拔』上巻、香

川県立文書館、一九九八年、一四六頁。

〔付記〕 本稿作成に際して、貴重な史資料の閲覧等でお世話になった国

立国会図書館古典籍資料室、香川県立図書館、香川県立文書館、香川大学附属図書館には末尾ながら謝意を表します。

<付表> 讃岐高松藩の「服忌令等葬送儀礼関係法令」関連記事年表

年 代	月 日	歴 史 事 項
寛永19年 (1642)	8月23日	英勝院様御逝去被成候 (『増補高松藩記』)。
〃	9月朔日	英勝院ノ訃至ル。奉書至リ、弔慰之命有リ。公 (頼重)、斎戒ス (『英公実録』)。
〃	閏9月23日	浄願寺ニ於ヒテ英勝院ヲ祭り、千部法会ヲ行フ。廿七日ニ至ル。公、浄願寺ニ詣テ拝禮ス。有罪二人ヲ赦ス。二十五日、浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝禮ス。有罪六人ヲ赦ス。廿七日、浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝禮ス。是日法会畢 (『英公実録』『英公外記』)。
〃	11月3日	浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝ス。百日忌 (『英公実録』)。
寛永20年 (1643)	正月23日	浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝ス (『英公実録』)。以後、毎月23日に浄願寺に詣でる。
〃	5月	公 (頼重)、東觀シ、路次久能山ニ詣テ東照廟ヲ拝ス (『増補高松藩記』)。
〃	6月	公 (頼重)、相模鎌倉ニ至リ、威公 (水戸藩初代藩主徳川頼房) 養母英勝院ノ墓ニ謁ス (『増補高松藩記』)。
寛永21年 (1644)	正月15日	増上寺ニ詣テ拝謁ス。台徳公十三回忌万部法会有リ。十七日、紅葉山ニ詣テ、東照宮ニ拝禮ス (『英公実録』)。
〃	正月24日	増上寺ニ詣テ台駕ニ及フ。是日、高松ニ於テ有罪十人ヲ赦ス (『英公実録』)。
〃	8月17日	浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝ス。一周忌法会。廿三日、浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝ス (『英公実録』)。

正保3年（1646）	2月28日	火事場江見舞申候義、今日被仰出候、一親子、一兄弟、一むこ、一こしうと、一しうと、一家来之者、此分ハ此以前より御赦免也。一おうち、一まご、一おぢおい、一おばめい、一いところ、右五ヶ条ハ、今日被仰出御赦免也、右之外ハ堅無用之由被仰出候（「源英様御代御令條之内書拔」）。
正保4年（1647）	8月17日	浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝禮ス。廿三日ニ至リ、修法会七回忌以テ也（「英公実録」）。
慶安元年（1648）	正月23日	幕府より徳川秀忠十七回忌にあたり、輕罪人の赦免を命じる奉書が高松藩に届き、大赦を実施する（「英公外記」）。
〃	4月	公（頼重）、亜相ト大將軍ニ從ヒ、日光山ニ詣テ東照廟ヲ拝ス（「増補高松藩記」）。
慶安4年（1651）	2月9日	一、他領より男女ニよらず親類縁者ニ候共、参候者ニ一宿ハ不及申ニ立宿ニ而も、此方江斷無之一切指置申間敷事（「源英様御代御令條之内書拔」）。
〃	4月20日	大君（第三代將軍徳川家光）、薨ス（「英公実録」）。
〃	4月29日	一、侍中並町中郷中被仰付候覺、高声乱舞万事遊山ケ間敷義無用之由、来月朔日節向等ニも侍中登城無用ニ致並節向之祝義取かわし申間敷候、破損普請も無用ニ致可申事、浦々殺生三日之内仕間敷之事（「源英様御代御令條之内書拔」）。
〃	7月10日	公（頼重）、大猷院殿（家光）弔ノ為、高松克軍寺ニ於テ法華千部八講之儀ヲ行フ（「英公実録」）。
慶安5年（1652） 承応元年（1652）	正月	公（頼重）、日光山ニ詣テ大猷公廟ヲ拝ス（「増補高松藩記」）。
〃	9月18日	一、文武両道ヲ專ニ可相嗜、武具馬具一切軍器等随其身分限ニ常々相嗜、雖不時軍早速可相勤事肝要也。 一、縁辺之義、頭たちたる者不及申、諸番組之者其頭ニ伺、寄合組ハ用人横目迄申達可同年寄中ニ、縦親類縁者たりといふ其他所之者ト内証之契約堅令禁止、並分限ニ過テ不可致結構花美、親類縁者之外一切祝義ヲ不可遣事並葬式之砌其分限より如何ニも輕ク□ □。 一、普請之時、大奉行小奉行並枝衝等之下知トいふ共、可随其指図、違背之族可為曲事之事。 一、登城之節、（中略）附リ、不限御城ニ、惣而供之先ニ而無指図而内江入へからず、並直参ハ不及申、雖為下々他所之者と入交リ高声不致無礼ヲ如何様ニも慇懃ニいたし、中間トしてむさと嘶シ無用之事。 一、客来或ハ死者在之節、番所之面々慇懃ニいたし、尤嘶高声堅停止之（「源英様御代御令條之内書拔」）。
承応2年（1653）	4月20日	克軍寺ニ詣テル。大猷公三回忌ヲ以テ也（「英公実録」）。以後、毎月20日に克軍寺に詣でている。
明暦元年（1655）	9月29日	一、御城下近辺井在々ニ至迄、諸鳥殺生仕候事跡々より堅御法度ニ候得共、弥来朔日より在々江も申付改申候（「源英様御代御令條之内書拔」）。
〃	この年	公（頼重）、浄願寺ヲ再興シ、以テ香華院ト為ス（「増補高松藩記」）。
明暦2年（1656）	正月3日	一、彦坂織部殿今日御死去被成候間、歌舞其外鳴物一切止可被申候、為其如斯ニ候。 右之通、寺町中江も申触候（「源英様御代御令條之内書拔」）。
寛文元年（1661）	7月19日	一、此度江戸より吉利支丹宗門改 御公儀御書出シ参候ニ付、十九日御家中不殘登城被仕、右之御書出シ并御自分御吟味之案文、御祐筆ニ御読セ、其後宮内左衛門殿、右之趣口上ニ而具ニ御家中衆江被仰渡候（「源英様御代御令條之内書拔」）。

寛文元年（1661）	7月29日	水戸公（水戸藩初代藩主徳川頼房、五十九歳）、薨シ、威公ト諡ス（『増補高松藩記』『常陸水戸徳川家譜』）。頼房、水戸城ニ薨ス、年五十五、遺命シテ葬祭禮ニ遵ヒ浮屠ノ法ヲ用ヒス。常陸久慈郡太田郷瑞龍山ニ葬ル、是ヨリ世々皆此ニ葬ル（『常陸水戸徳川家譜』）。
寛文2年（1662）	6月	公（頼重）、水戸ニ至リ、威公及ヒ靖定夫人ノ墓ニ謁ス（『増補高松藩記』）。
寛文3年（1663）	7月	水戸 大殿様御三回忌之御法事浄願寺にて相済申候（『三浦市右衛門覚書』）。
	8月3日	頼重夫人土井氏、江戸邸ニテ卒ス、年三十有六、鎌倉英勝寺ニ葬ル、延宝元年、仏生山ニ改葬ス（『増補高松藩記』）。
寛文4年（1664）	7月14日	神智院ニ詣テ久昌院ノ主ヲ拝ス（『英公実録』）。
〃	7月15日	一、今度、西浜墓所場普請在之、其上無常堂并火屋抔致出来候間、自今以後、何宗ニ不寄相果候者ハ、西浜墓所場ニ而葬礼可仕候、外々之所江遣シ間敷候（『源英様御代御令條之内書拔』）。
〃	8月23日	世子ト同ク浄願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝禮ス（『英公実録』）。
〃	9月14日	世子ト同ク往テ久昌院ノ主ヲ拝礼ス（『英公実録』）。
〃	9月20日	世子ト同ク克軍寺ニ詣テ大猷公ノ主ヲ拝禮ス（『英公実録』）。
寛文6年（1666）	4月	世俗葬祭ヲ浮屠ニ任スルコトヲ歎玉ヒ、新ニ土人墳墓ノ地ヲ常磐・坂戸ニ賜、朱子ノ家禮ニ據葬祭儀略ヲ土人ニ授ケラル（『水戸紀年』）。
寛文7年（1667）	6月24日	（有馬）玄蕃様御逝去故、糸姫様は早々此方へ御帰り被遊候御事（『三浦市右衛門覚書』）。
〃	11月3日	一、死人在之、葬礼場江諸侍出間敷候、忌掛り之分ハ格別、但よしみ無之無縁之者に候ハ、或ハ頭横目迄相断見届ケ可申候、縦ハ頭たりとも家老たり共忌掛り間敷者ハ、葬礼場江無用之事。右之通、江戸より堀蔵人奉リニ而、御家中江相触候得と、横目水野七郎左衛門江申渡候、以上（『源英様御代御令條之内書拔』）。
寛文8年（1668）	4月16日	一、葬礼之義、年忌之仏事等、成程輕可被致執行事。右之條々、粗先年より雖為御法度、今度 公儀就儉約之御書付、重而改被仰出候、若違犯之輩於在之ハ、其品委細記度記置、可指上之旨、横目中江被仰付候間、弥堅可被相守者也（『源英様御代御令條之内書拔』）。
寛文10年（1670）	正月22日	水戸世子（綱方、靖伯、二十三歳）卒ス（『増補高松藩記』）。
寛文11年（1671）	正月21日	仏生山ニ詣ス。靖伯一周忌（『英公実録』）。
〃	5月29日	松平頼重、御目見以上の寺々住職に對し、宗派の法を守り、藩令に従うことを申し渡す（『英公外記』）。
延宝元年（1673）	2月19日	公（頼重）、病ヲ告ケ職ヲ辞ス（『増補高松藩記』）。
延宝2年（1674）	5月27日	法令 一、葬礼之式、可隨其分限ニ、且不可奢之事（『源節様御代御令條之内書拔』）。
延宝4年（1676）	8月12日	一、來ル十五日、岩清尾祭礼ニ付、十五日一日御領分中殺生停止之事（『源節様御代御令條之内書拔』）。
延宝5年（1677）	5月23日	一、（前略）此程ハ、寺社奉行共嘶ニ而御聞被成候、寺内ニ而切害人在之候義、鎮守本尊前ニ而穢ハ敷候、其上放生申事候得ハ、迷惑存候由、御訴訟ニ而ハ無之、寺社奉行共江願之由、尤ニ思候、併おそく心付候、何方ニも在之事ニ候得共、不詮義成ル事ニ候、江戸江何候事ニ而も無之、年寄共江寺社奉行致相談、願之通可申付候、若伺無之御咎メも候ハ、大殿様被仰分ニ可被成候、年寄并番頭共之内、忝人ニ而も存寄在之候得ハ、又々相談可仕、出家中江相談之上、存寄も無之候ハ、可申付由之事（『源節様御代御令條之内書拔』）。

延宝7年（1679）	9月26日	一、祝義法事之節、身体宜敷百姓町人共より、座当共方江銀五匁ツ、可遣ス由、昨日申渡候得共、又相談かわり申候間、鑑五百文ツ、遣シ候様ニ可申付候、輕キ百姓町人ハ、右之員数ヲ以相応ニ可遣ス事、尤遠忌仏事之節ハ、尚以輕ク可遣ス候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
延宝8年（1680）	4月12日	老公（頼重）、中村別館ニ卒ス、享年七十有四、私諡ハ英公ト曰フ。十五日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ龍雲院殿（「増補高松藩記」）。
〃	5月8日	大將軍（第四代將軍家綱）薨シ、嚴有院ト諡ス（「増補高松藩記」）。
天和3年（1683）	5月4日	條々 一、葬礼年忌之仏事等、輕ク可被致執行候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
貞享2年（1685）	11月15日	一、御家中之面々、祝義法事共座当共江高百石ニ付鑑百文ツ、拾石以上たり共、鑑壹貫文可遣事、遠忌之分ハ、相応ニ輕ク可遣ス候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
〃	12月3日	一、吉利支丹類門之者共、病死致候ハ、此以後ハ火葬ニ不在、土葬ニ仕指置可申候事。 一、右類門之者、此以後無油断相改、病死之節ハ、早速可申出候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
元禄2年（1689）	9月13日	一、諸殺生、堅仕間敷候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
〃	10月29日	一、侍分野屋敷たりといふ共、屋敷内ニ死人葬候義ハ不及申、墓所仕候義無用ニ候。若有来之墓在之候ハ、且那寺江令相談取退可申候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
〃	11月3日	一、御家中若キ衆中、吹筒指竿ヲ持參致、郷中江罷出、殺生被致候衆中数多在之様ニ相聞江、今程ハ江戸ニ而も殺生之御政道も御座有ル義ニ候間、被致遠慮可然之由、御触在之候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
元禄4年（1691）	8月29日	一、向後武具馬具之類被仰付候節、指而御急ニ無之御道具ハ、公儀御精進日并此方様御精進日ヲ用捨仕可申旨、被仰出候段、昨日之便ニ江戸より申来候趣、兼而相心得候様ニと、御勘定奉行御道具奉行御鉄砲奉行、并沼田甚兵衛ニ申聞候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
元禄7年（1694）	4月	一、昨晚御下屋敷江、三宅六郎兵衛、渡辺大膳、同半右衛門、石丸善大夫被召、大殿様被仰出候ハ、天下之御精進日、御正忌、同御命日ニ御家中下々ニ至迄、町人百姓家職ニ仕候獵師等迄、諸殺生弥堅停止可申付由、則御書付申候事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
元禄9年（1696）	12月15日	條々 一、切支丹宗門御改之義、弥堅可相守、兼而御定之通、御家中并町中郷中ニ至迄、夫々之役人、尚以入可相改、若不審成ル者於在之ハ、急度可遂穿鑿事。 一、葬礼年忌等之仏事等、輕可被致執行事（「源節様御代御令條之内書拔」）。
元禄13年（1700）	4月	大猷公五十回忌辰祭典有リ、公（頼常）大將軍ニ代リ日光山ニ謁廟ス（「増補高松藩記」）。
〃	12月6日	公（水戸藩第二代藩主徳川光圀）水戸ニテ薨シ、義公ト諡ス（「増補高松藩記」）。
宝永元年（1704）	4月3日	老公（高松藩第二代藩主松平頼常）、目黒邸ニテ卒ス、享年五十有三、私諡ハ節公ト曰フ。五月三日、寒川郡末村日内山ニ帰葬サレ、遺命葬祭儒禮ヲ用フ（「増補高松藩記」）。
〃	10月3日	節公廟ヲ高松城中ニ建テル（「増補高松藩記」）。

宝永3年（1706）	10月28日	一、先年被 仰出候親類書、毎年正月二月之内、改ニ指出候筈之処、今年ハ未親類書改不指出候方在之候間、来ル十一月十五日迄之内、改可被指出候、尤明年よりハ、弥先年之通被仰付候通、正月中旬より二月中ニ無滞急度相納候様ニ可被致候（「源惠様御代御令條之内書拔」）。
宝永4年（1707）	6月5日	惠公（高松藩第三代藩主松平頼豊）夫人藤原氏、江戸邸ニテ卒ス、年十九、谷中瑞輪寺ニ葬リ、法諡梅檀院（『増補高松藩記』）。
宝永6年（1709）	正月10日	大將軍（第五代將軍徳川綱吉）薨シ、常憲院ト諡ス（『増補高松藩記』）。
〃	10月12日	水戸世子（吉孚、恭伯、二十五歳）卒ス（『増補高松藩記』）。
正徳元年（1711）	8月28日	惠公（頼豊）生母長寿院卒ス（『増補高松藩記』）。
正徳2年（1712）	10月14日	大將軍（第六代將軍徳川家宣）薨シ、嗣君有章公ト為ス（『増補高松藩記』）。
正徳3年（1713）	4月	惠公（頼豊）、大將軍ニ代リ日光山ニ詣テ東照・大猷二公廟ヲ拜ス（『増補高松藩記』）。
享保元年（1716）	4月晦日	大將軍（第六代將軍徳川家継）薨シ、有章院ト諡ス（『増補高松藩記』）。
享保2年（1717）	正月11日	一、源と申文字、向後人之名ニ付申間敷候旨、被仰出候間、堅相守可申候（「源惠様御代御令條之内書拔」）。
享保3年（1718）	9月11日	水戸公（水戸藩第三代藩主徳川綱條、肅公、六十三歳）、江戸駒籠ノ邸ニ薨ス（『増補高松藩記』）。
享保4年（1719）	2月26日	節公（頼常）夫人酒井氏、目黒邸ニテ卒ス、享年六十有三、仏生山ニ葬ル、本諡本寿院（『増補高松藩記』）。
享保9年（1724）	12月23日	一、養子願之義可撰同姓、若相応之者無之候ハ、外戚ハ孫甥従弟、忌掛り候分也、 一、同姓継他家候者ハ、准ニ外戚忌掛り分也、 一、賀遺跡ハ、養女忌掛り尤節目在之者ニ候ハ、可及詮義候（「源惠様御代御令條之内書拔」）。
享保15年（1730）	4月7日	水戸公（水戸藩第四代藩主徳川宗堯、成公、二十六歳）、江戸小石川ニ薨ス（『増補高松藩記』）。
享保17年（1732）	3月12日	一、飛騨殿気分養生不相叶、今晚五ツ時死去被致候事、右ニ付今日より十四日迄三日之内、普請并鳴もの高声等遠慮可被致旨、御家中并町郷中江も相触可申旨、高畑要人江求馬殿御申渡候事（「源惠様御代御令條之内書拔」）。
享保19年（1735）	8月5日	世子（永之助）高松ニテ卒シ、仏生山ニ葬ル、法諡乗源院（『増補高松藩記』）。
享保20年（1735）	10月20日	公（高松藩第三代藩主松平頼豊）、江戸邸ニテ卒ス、在職三十二年、享年五十有六、私諡ハ惠公ト曰フ。十一月廿一日、仏生山ニ帰葬シ、法諡ハ高林院殿（『惠公外記』『増補高松藩記』）。
〃	10月27日	一、大殿様御気色不被為叶御養生、去ル廿日酉中刻御逝去被遊候由、今日御至来在之候間、火之元等入念諸事穩使ニ仕可罷在候、尤諸殺生令禁止津留可申付候、此段支配々江申渡候事（「源懷様御代御令條之内書拔」）。
〃	12月20日	松平頼桓、高松藩第四代藩主トナル（『懷公実録』）。
元文2年（1737）	6月11日	一、志摩様御名、今日、壺風様と御改被遊候間、御家中之面々寄々可申間候、隠居之名壺之字一之字共附申間敷候、隠居名之外俗名并隠居之名ニ風之字ハ御構不被成候、此段共御家中之面々江可被申間候、但、俗之名ニも一チハ不苦、一ツと詰候分ハ付申間敷候由、追而相触候事（「源懷様御代御令條之内書拔」）。

元文2年（1737）	11月27日	一、御家中養子之義正統ヲ撰可申候、正統ニ無之候ハ、外戚ニ而も二タ従弟迄之続ヲ願出可申候、正統外戚ニも男子無之候ハ、右之続之内より養娘願出、追而筋目之者養子ニ願出可申候、并無足之面々ニ而も名跡相続之養子願も右ニ准可申候、但、正統外戚ニ而も侍之筋目無之者ハ願取上ケ申間敷候事（「源懷様御代御令條之内書抜」）。
元文4年（1739）	9月16日	公（頼桓）、江戸邸ニテ卒ス、在職五年、享年二十、私諡ハ懷公ト曰フ。十月十三日、仏生山ニ歸葬シ、法諡ハ泰岳院殿（『増補高松藩記』）。
々	9月18日	松平頼恭、高松藩第五代藩主トナル（『穆公外記』）。是日、小川街邸ニ入り、懷公ノ喪（定式）ニ居ル（『増補高松藩記』）。
々	9月21日	一、此度御尊御供之面々、御紋付衣類着用之義無用可仕旨、御供之面々江可申渡候、立帰之分ハ御棺御納被遊候上、早々出船候様可申渡候事。御尊骸御供、御目見以上之面々 一、此度御供之面々、道中随分慎相勤可申旨、被仰出候段、御申渡候事。 御法令、御右筆木濱仁介ニ読セ候事。 道中法令 一、御棺之御供ハ不及申ニ御跡先江参候面々、高声不仕随分穩便罷通候様ニ、下々ニも堅可申付事。 一、此度御供中諸事情、如何様之義在之候共致堪忍、後日之沙汰ニ可仕事、違背之輩ハ、理非ヲ〇越度可罷成候事。 一、宿々ニ而下々不作法成義無之様ニ可申付候、尤他出為仕申間敷事。 一、諸大名中御通違之節、御棺御よけ被成候間、其節御供中片付罷在、不作法成評無之様ニ下々江も堅可申付事。 一、旅宿ニ而若火事出来候ハ、兼而御棺舁之者共早速欠付申様可被申付候、当番之面々下知ヲ以御退被遊候様可仕候、尤非番之面々も早々欠付可申事。 一、於御旅棺、横目中火之元能々可被申付事（「源懷様御代御令條之内書抜」）。
元文5年（1740）	5月25日	一、御家中之面々、病氣ニ而養子願出候ハ、右願書年寄中御請取願不相済内、病死致候ハ、養子願之否不相知候得共病死之当日より右養子之者腹（服か）忌請来候得共、此以後ハ右之願不相済候得ハ腹忌請申ニ不及候間、養子之願相済候ハ、其当日より定式之通ニ腹忌請候様ニ相心得可申旨、申渡在之候事（「源穆様御代御令條之内書抜」）。
寛保2年（1742）	閏4月13日	一、前々大赦被仰付候節ハ、道之口願出候様ニと寺社船町郡奉行横目江被仰渡在之候、追而夫々より願出、相揃次第横目中より指出、しらへ相済候上ニ而御免之分、又々右之面々江年寄中より御免之義被仰渡在之候処、此度より最初大赦被仰付候間、願出候様ニと申渡置候義ニ候ハ、御免之義又々改り申渡候事、弥重ニ相成候間、前格在之候共、此度より向後、先達而大赦之義申渡在之候得ハ、御免願済候義ハ横目江申渡、夫々江願出之通御免被遊候段、横目より申通シ可然由、御評義極候事（「源穆様御代御令條之内書抜」）。
延享元年（1744）	8月3日	（頼恭）生父松平直指君卒ス（『増補高松藩記』）。
延享4年（1747）	正月28日	一、御家中諸士之系図、寛永以来年久敷事故、或は間違或は紛失いたし、旧記も不慥候、諸役所之帳面には記し在之候得共、日次を追て記し候もの故、繰出し候にも大抵の事にては行届不申事多く在之候所、延享四丁卯年正月廿八日、記録所を御立被成、諸役所帳面を集めて類を以て一所に寄せ候様に被 仰付、登士録と名付、百年以来の諸士の履歴格録、一覽して尽す様に相成候、又、御代々の御実録を撰ひ、其外門類を分て、三十六箇条の記録被 仰付、古来よりの事明白に相成候（『増補穆公遺事』）

延享4年(1747)	7月10日	高松藩、刑法ヲ改定ス(『穆公外記』)。
寛延3年(1750)	4月	大猷公百回忌、日光山ニテ祭儀有リ、公(頼恭)、大將軍ニ代リ詣テ東照廟ヲ拝ス(『増補穆公遺事』『増補高松藩記』)。大猷院様百回御忌に付、為日光御霊屋御名代御勤被成候(『増補穆公遺事』)。
宝暦2年(1752)	5月26日	公子大助君、卒ス(『増補高松藩記』)。
宝暦4年(1754)	閏2月15日	宗対馬守殿母君香厳院様、右者、去ル二日御遠行ニ付、今日より十七日迄三日之内、普請鳴物御停止ニ候、尤仕掛之普請者不苦候(別所家文書『宝暦四戌御用留』)。
〃	3月24日	一、往還筋ハ勿論、田地中ニ、猥ニカキアゲ墓ヲ建墓守と名付傍ニ小屋作りをも致シ、何之謂も無之自然と草庵之如相成候義爰彼ニ相聞江候、右様之義向後堅停止ニ可仕候、墓所之義古来より旧在之候土地之外、曾而不相成候義と相心得候様ニ、夫々江可申渡候、(中略)屋敷構之内江墓所之義ハ勝手次第たるべく事(『源穆様御代御令條之内書抜』)。
〃	4月12日	松平阿波守様御養子被為成候ニ付、向後志摩様と唱可申候、并阿波守様御家内様共、向後両敬仕候(別所家文書『宝暦四戌御用留』)。
〃	4月25日	一、大還筋者勿論、田地中ニ猥リニ塔墓を建、墓守与名付、傍ニ小屋作りヲも致、何之謂茂無之ニ、自然与草庵之ことく相成候義、爰彼所々相聴候、右様之義堅向後停止ニ可仕候、墓所之義古来より有旧在候土地之外、曾而不相成候義与相心得候様ニ、夫々江可申渡候、(中略)屋敷構之内者墓所之義ハ勝手次第たるべく候。但、五年已来右鉢之義有之場所、早々詮義いたし、書付申候(別所家文書『宝暦四戌御用留』)。
〃	7月22日	志摩様御遠行ニ付、今日より廿四日迄、鳴物高声等御停止ニ候、仕掛り之普請は不苦候(別所家文書『宝暦四戌御用留』)。
〃	10月19日	常久院様御□□ニ付、今日より来ル廿一日迄、鳴物高声等御停止ニ候、仕掛之普請者不〔苦候〕(別所家文書『宝暦四戌御用留』)。
宝暦5年(1755)	正月28日	一、惣而御追放之者并夫々役所仕置ニ而追放之者、年月ヲ経而一類之者より不時ニ道之口願出在之、無抛申立候得ハ不相済筋之者も、時ニ寄相済候事も在之而ハ、ふろくニ相成候、御慶事ニ付赦等被仰出候節ハ格別、不時ニ願出候共取次申間敷候由ヲ、寺社船方町方郡方右奉行江夫々申渡在之候事(『源穆様御代御令條之内書抜』)。
宝暦8年(1758)	正月12日	若君様御改名、兵部太輔様御改被遊候ニ付、兵之字停止ニ候間、名頭ニ付キ申間敷候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
〃	2月	幸三郎様、去月廿二日御遠行被遊候ニ付、普請鳴物高声等、来ル七日まで御停止ニ候、仕掛之普請ハ来ル四日より不苦候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
〃	4月18日	丹波守様去ル七日御遠行ニ付、今日より来ル廿日迄、普請鳴物高声等御停止ニ候、仕掛之普請者不苦候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
〃	5月12日	紀州琴姫様、去月廿六日御遠行ニ付、今日中、鳴物高声等御停止ニ候、仕掛之普請者不苦候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
〃	7月4日	榮久院様、去月廿七日御遠行ニ付、来ル十六日迄、普請鳴物高声等御停止ニ候、仕掛之普請者来ル六日迄無用可被致候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
〃	8月7日	繁姫様、去ル四日御遠行被遊候ニ付、普請鳴物高声等、来ル十三日迄御停止ニ候、仕掛之普請ハ、来ル十日より不苦候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
〃	8月か	御代々様御謚之文字、唱違候共、御家中之面々名頭付候義、用捨可仕候、文字違候共、同様之唱用捨可仕候。英・節・恵・懷(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。

宝暦8年(1758)	10月11日	就御大赦、当正月郷中より道ノ口相願候人別之内、別紙書面之者共、此度道ノ口御免被成候間、此段御代官中江被申渡候(別所家文書『宝暦八寅御用留』)。
宝暦10年(1760)	3月4日	正親町大納言様御家内様、向後両敬ニ可仕旨被 仰出候(別所家文書『宝暦拾辰御用留』)。
〃	閏3月13日	志摩殿御息時之助殿卒去ニ付、佛生山 般若台江相納候筈ニ候(別所家文書『宝暦拾辰御用留』)。
〃	5月22日	兵部卿様之御簾中様、去月廿日に御逝去被 遊候ニ付、今日より来ル廿四日迄、鳴物高声御停止ニ候、普請ハ不苦候(別所家文書『宝暦拾辰御用留』)。
〃	7月5日	兵部卿様、去月十九日、御逝去被遊候ニ付、今日より来ル七日迄、鳴物高声等御停止ニ候、普請ハ不苦候(別所家文書『宝暦拾辰御用留』)。
宝暦11年(1761)	6月21日	大御所様被遊 薨御候間、普請鳴物等惣而高声等御停止ニ候、諸事相慎可申候、火ノ元之儀、別而入念候様可致候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
〃	6月22日	大御所様薨御ニ付、郷中諸殺生、并魚鳥売買御停止被 仰付候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
〃	7月7日	一、郷中并川之普請相止メ申候間、左様可被相心得旨候 申渡候ニ付、是又支配可被申渡候。 一、此節御中陰ニ付、当月中他所江致渡海罷越願、相済不申候間、左様相心得可申旨申聞候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
〃	7月8日	一、当盆ニ、寺々江自分自分ニ燈籠持せ燈候儀、御停止ニ候間、左様相心得可申旨被申聞候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
〃	7月13日	一、取付普請 一、鉄砲稽古 右之分、明日より不苦候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
〃	7月14日	紀州大納言様、去月廿四日御逝去被 遊候間、御触中ニ付改不相触候、随分入念可申付候、仕掛り之普請者来ル十六日まで御停止ニ候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
〃	7月26日	岩姫様、去ル廿一日御遠行被遊候ニ付、今日より来ル廿八日まで、鳴物高声等御停止之筈ニ候得共、兼而御触中ゆへ改相触不申、弥火ノ元被入念候、尤仕掛之普請ハ不苦候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
〃	9月22日	春光院様七回御忌ニ付、来ル廿四日より同廿五日まで、於浄願寺御法事被 仰付候間、御法事中火ノ元入念らるべく候、仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可被相慎候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
〃	10月23日	松平信濃守殿御奥方、去ル七日御死去ニ付、今日中鳴物高声御停止ニ候、尤仕掛之普請者不苦候(別所家文書『宝暦十一巳御用留』)。
明和2年(1765)	3月16日	一、殿様上々様方、御社参御仏参之義、右之通唱候得共、向後ハ御参詣と唱候様ニ可仕候旨、堀多仲ヲ以、被仰出候事(「源穆様御代御令條之内書拔」)。
〃	11月6日	鳴物停止之触又ハ伺等之唱区ニ付、向後左之通相心得可申旨、被仰出候事。 一、御三家初、都而様付之御大名方御家内共逝去、殿付之御大名方御家内共卒去、右両様之外、触文言伺等ニ用ひ申聞敷事(「源穆様御代御令條之内書拔」)。
明和3年(1766)	2月20日	水戸公(水戸藩第五代藩主徳川宗翰、良公、三十九歳)、江戸ノ邸ニ薨ス(『増補高松藩記』)。

明和3年（1766）	12月6日	一、他人ヲ養子ニ願候義ハ、忌掛之内并遠縁類ニも相応之者無之ニ付、他人ニ而筋目ヲ糺シ相願候得ハ済来候、然ル処筋目と計ニ而ハ輕重不分明ニ而、右筋目と在之ハ、家柄之筋目を可撰と之事ニ候間、其旨可相心得候事（『源穆様御代御令條之内書拔』）。
明和8年（1771）	7月18日	公（頼恭）、江戸邸ニテ卒ス、在職三十三年、享年六十有一、私諡ハ穆公ト曰フ。八月十六日、仏生山ニ歸葬ス、法諡ハ白嶽院殿（『増補高松藩記』）。
〃	7月29日	殿様御逝去ニ而諸殺生令禁止津留可被申附 一、山分獵師諸殺生停止之事 一、家普請鳴物高声停止可仕候 一、鑄師綿打并居細工停止可仕候 一、井河普請停止之事 一、御中陰之内諸事相慎遊興ケ間敷儀ハ勿論諸事穩便可仕候 一、火元入念可候（『高松藩諸達留』）。
〃	8月7日	一筆申達候、然者此度 御忌中ニ付郡廻り致候様被仰付、依之明後六つ時致出達其村々罷過候間、与頭老人つゝ、村境へ御指出置可被成公、明日直ニ専山辺迄も罷越申積ニ付急出達致し候（『高松藩諸達留』）。
〃	8月10日	一筆申達候、然者来廿四日 源穆様御法事相済候、御当日ニ而獵留被仰付候間此段村方へ御申渡可被成候（『高松藩諸達留』）。
〃	8月27日	殿様御達例不被為 御養生、去ル十八日亥中刻御逝去被遊候。今日御到来在之候、手前々々火の元入念諸事相慎穩便仕可罷有候（『高松藩諸達留』）。松平頼真、高松藩第六代藩主トナル（『増補高松藩記』）。
〃	9月朔日	御台様去月廿日薨去ニ付、今日より来七日迄普請鳴物高声御停止管ニ候得共、御中院之故改相触不申候、弥火元可被入念候（『高松藩諸達留』）。
〃	9月7日	一、忌中ニ付所々固事申付津留可申付旨、先達而申渡候へ共、御督統被仰出候間最早其後ニ及不申候事（『高松藩諸達留』）。
〃	9月8日	一筆申達候、然者 殿様御家督被 仰付相済候段申来候、 一、町方夜分五つ切焼灯ともし往来致候様ニ被 仰付候之處、九つ切ニ相成候間、左様御心得可被成候（『高松藩諸達留』）。
〃	9月9日	一筆申達候、然者明十日より 御忌被為渡候間、郷中諸社神楽大鼓明十日より為打候義不苦候、并恒例之神事祭礼執行之義是又不苦候、尤来ル十四日より十六日迄同法事有之候間、右日数之内ハ致用捨可申候（『高松藩諸達留』）。
〃	10月6日	来ル十四日より十六日迄、源懷様御法事ニ付、十六日計獵留被 仰付候。殿様御名去ル十二日松平讃岐守様与御改被為遊候由以来有之間、左様御心得可被成候。御家督御祝儀大赦被 仰付候間、追放并奉公構等之類之者、御赦免之筋相願候者有之候ハ、申出せ候様取計可申候（『高松藩諸達留』）。
安永3年（1774）	12月朔日	一、縁組願相済候得ハ一類書ニも妻と認来候得共、向後右願済候而も、祝義取かわし不申候内ニハ一類書ニ載申候ニ不及候、祝義取かわせ申候得ハ、一類書ニ妻と書出可申候、但、婿舅縁之兄弟ニ付遠慮等申出候義も右ニ准シ、祝義取かわせ候以後申出候義と相心得可申候（『源定様御代御令條之内書拔』）。
安永4年（1775）	6月18日	有徳院様廿五回御忌ニ付、来ル廿日之朝、於浄願寺御廻向被 仰付候間、火ノ元入念、遊興之義可被相慎候（別所家文書『安永四未御用留』）。
〃	7月晦日	輝姫様御早世被 遊候ニ付、今日より来月二日迄三日之内、普請鳴物高声等無用ニ可仕候、仕掛之普請者不苦候（別所家文書『安永四未御用留』）。

安永6年(1777)	10月23日	但、延享三年八月ニ申渡候書付之写 左之通 一、葬礼之節、其外仏事など、分限ニ過候執行ひ不可在之候事（「源定様御代御令條之内書抜」）。
安永7年(1778)	正月13日	穆公夫人細川氏、卒ス。公ノ生母也。二月十日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ清操院（『増補高松藩記』）。
安永8年(1779)	3月2日	大納言様被遊 薨御候間、普請鳴物高声等御停止ニ候、諸事相慎可申候。火ノ元之義ハ別而入念候様可被致候。郷中諸殺生并魚鳥売買御停止ニ候。大納言様先月廿四日、薨御被遊候ニ付、普請鳴物御停止被仰付候間、井川之普請可致無用候、併水掛等指懸り無廻義ハ、随分穩便ニ取計候様、郷普請奉行へ可被申渡候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
〃	5月6日	厳有院様百回御忌ニ付、来ル八日朝於本門寿院、御回向被 仰付候間、火ノ元入念、遊興之義可被相慎候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
〃	9月22日	春光院様二拾五回御忌ニ付、来廿四日より同二十五日迄、於浄願寺御法事被 仰付候、火ノ元入念、遊興之儀可被相慎候、仕懸り之普請者不苦候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
〃	11月9日	清操院様三回御忌御法事御取越、来ル十一日より同十三日迄、於浄願寺御法事被 仰付候間、御法事中火元入念らるべく候、仕掛り之普請者不苦候、遊興之義ハ相慎候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
〃	11月18日	去ル九日、主上 崩御被遊候間、普請鳴物惣而高声等御停止ニ候、火元入念候様可被申付候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
〃	11月19日	主上 崩御ニ付御忌中ニ候得共、郷中井川之御普請相止候ニ者不及候間、隠便ニ致候様可申渡旨、可被申渡候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
〃	11月20日	主上 崩御ニ付、普請鳴物高声等御停止之所、明廿一日より仕掛り之普請ハ不苦候、其余御停止之品者、来ル廿四日迄与可被相心得候（別所家文書『安永八亥御用留』）。
安永9年(1780)	3月10日	定公（高松藩第六代藩主松平頼真）、江戸邸ニテ卒ス、享年三十有八。四月九日、仏生山ニ帰葬ス（『増補高松藩記』）。
〃	4月27日	松平頼起、高松藩第七第藩主トナル（『増補高松藩記』）。
天明5年(1785)	10月27日	定公夫人徳川氏卒ス、享年四十有二、十一月九日、池上本門寺ニ葬ル、法諡ハ永昌院（『増補高松藩記』）。
天明6年(1786)	9月8日	大將軍（家治）薨シ、浚明院ト諡ス（『増補高松藩記』）。
〃	12月	重、常、豊、桓、恭、真、起、儀、英、節、恵、懐、穆、定、右之文字、名並ヒニ名乗、法名ニ付ケ候儀、無用ニ可仕候。尤、字更候ハ、唱同様ニテモ不苦候。右之通、寺社御役行より仰渡候間、申進候、以上（岩部八幡神社・池田家所蔵文書『御上ヨリ諸事廻文扣帳』）
天明7年(1787)	8月18日	一、御代々様御精進日ニ遠慮閉門等之取計ひ、近頃差別無之様相成居申候ニ付、享保九辰十月三日宛之通相心得、尚又左之通、 一、御代々様御日柄ニ而も夜分ハ不苦候、御侍夜ハ用捨可致候、 一、火之元触出候御法度之節、御結願御当日ニ而も夜分ハ最早不苦候、 一、御当日御廻向ハ用捨ニ不苦候、 但、本門寿院ニ而在之候御当日御廻向ハ火之元触出申候間、用捨可致候、 是又御当日之夜分ハ不苦候、御侍夜ハ用捨可致候、 一、御呵之義も右ニ唯シ可申候、評義之上認加へ候、 一、御代々様之外、当時ニ而ハ、永昌院様御日柄ハ御代々様御同様ニ相心得可申候。 右之通、此度相極候（「源欽様御代御令條之内書抜」）。

天明7年(1787)	12月20日	一、殿様若殿様奥様之外、方々様、御名伺書等ニ如斯之様之字認候様、宝暦十一巳年ニ被 仰出在之候、其後方々様江伺御機嫌等、書面様之字区ニ相認候様相聞候、右宝暦年中被 仰出候趣ハ、全ク伺書等ニ認候節之義ニ候、依之、自分々より方々様江伺御機嫌等之書面ニハ、如斯之様拙者共も相認候間、此段全ク為心得申談候（「源欽様御代御令條之内書拔」）。
寛政元年(1789)	11月29日	横目中 一、去ル十七日、目黒御屋敷内より火災ニ付、殿様御指控之義御用番鳥居丹後守殿江御窺被遊候所、御遠慮可被遊旨、御指図在之候間、御家中之面々下々ニ至迄諸事相慎火之元別而入念候様、可被申渡候事。 横目中 一、目黒御屋敷内火災ニ付、殿様御遠慮被遊候間、諸事左之通可被申渡候事（「源欽様御代御令條之内書拔」）。
〃	12月9日	一、若殿様初而御目見被為済候、右就御祝義ニ大赦被仰付候間、追放并奉公構等之咎在之類之者、御赦免之筋相願申者在之候ハ、申出させ候様ニ取計可申事（「源欽様御代御令條之内書拔」）。
寛政2年(1790)	11月17日	一、公儀御代々様御日柄等ニ諸殺生禁制之義、元禄年中以来度々相触候処、年久敷義ニ付自然心得違之者も可在之候間相改、尚又別紙之通相心得可被申候事（「源欽様御代御令條之内書拔」）。
寛政4年(1792)	7月28日	公（松平頼起）、高松城ニテ卒ス、在職十三年、享年四十有六、私諡ハ欽公ト曰フ。八月廿六日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ蘭皇院殿（『増補高松藩記』）。
〃	9月18日	松平頼儀、高松藩第八代藩主トナル（『増補高松藩記』）。
寛政5年(1793)	7月19日	一、源欽様（頼起）就御一周忌、来ル廿二日より同廿八日迄、於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元可被入念候、仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
寛政6年(1794)	4月5日	一、龍雲院様（頼重）百回御忌ニ付、来ル十日より十二日於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元可被入念候、仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
寛政7年(1795)	11月28日	死罪拷問除日、此度相改、 一、正月 死罪ハ壹ヶ月除、拷問ハ十五日過候ハ、不苦事、 一、五節句 一、毎月朔日 十五日 廿八日 一、殿様御誕生日 六月廿三日 一、若殿様御誕生日 一、御祝日御乗船御帰城、其外臨時御祝事在之節、 一、両殿様御除日、午子辰戌之日、但、死罪ハ用捨、拷問ハ掛ケ候而も不苦事（「源欽様御代御令條之内書拔」）。
寛政8年(1796)	9月2日	襄公夫人前田氏卒ス、享年十七、十月六日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ順正院（『増補高松藩記』）。
〃	9月10日	一、奥様去ル二日丑ノ下刻御逝去被為遊候段、今日御到来在之候、依之、御家中之面々仕掛普請等相止、手前々火之元入念諸事相慎可申候（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
〃	9月18日	一、御同人様御義、順正院様と可奉唱旨、被仰候事（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
寛政12年(1800)	4月	大猷公百五十回忌日光山ニテ祭典有ルヲ以テ、公（頼真）大將軍及ヒ亜相ニ代リ、廟ヲ拝シ、遂ニ東照廟ヲ謁ス（『増補高松藩記』）。
文化2年(1805)	7月4日	光寿院様、去月十七日御誓（逝）去被 遊候ニ付、今日より来ル六日迄、鳴物高声御停止ニ候、尤仕掛り之普請者不苦候（『高松藩東浜記録』、別所家文書『文化二丑御用留』）。

文化2年（1805）	7月26日	大蔵太輔様、去ル十二日御誓（逝）去被 遊候ニ付、今日より来ル廿八日迄、鳴物高声御停止ニ候、仕掛之普請ハ不苦候（『高松藩東浜記録』、別所家文書『文化二丑御用留』）。
〃	11月朔日	水戸藩第六代藩主治保、江戸ノ邸ニ薨ス、年五十五、私ニ諡シテ文公ト曰フ（『常陸水戸徳川家譜』）
〃	11月7日	水戸中納言（治保）様、去ル六日御誓（逝）去被為 遊候ニ付、殿様、阜安院様（頼恭室）御忌中ニ被為在候間、右ニ付、代官手代昼夜相廻せ可申旨、被 仰付候。 一、御同断ニ付、来ル廿五日迄、殿様御忌中ニ被為遊御座候、并来ル廿五日迄、阜安院様御忌中ニ被為在候間、今日より来月廿五日迄、鳴物高声御停止ニ候、仕来之普請、来ル廿二日より不苦候（別所家文書『文化二丑御用留』、『高松藩東浜記録』）。
文化3年（1806）	3月	以後、公（頼儀）疾有リテ、時ニ公務ヲ辞シ、内外交際ヲ謝ス（『増補高松藩記』）。 一、公儀御法度并御国法諸事御触之趣、端々迄行届候様可仕事（『高松藩諸達留』）。
〃	9月6日	凌明院様式拾弔回忌ニ付、来ル八日朝於本門書院御回向被仰付候間、火元念入遊興之儀可相慎候（『高松藩東浜記録』）。
〃	10月9日	貞章院様当八月廿二日、御逝去被遊候ニ付、今日より来ル十一日迄、鳴物・高声御停止ニ候、普請者不苦候（難波家文書『御触帳』）。
文化4年（1807）	正月10日	一橋大納言様御八男久之助様旧臘廿二日御逝去被遊候ニ付、今日中鳴物高声御停止候、尤仕掛之普請ハ不苦候（『高松藩東浜記録』）。
〃	7月29日	川治郎殿昨夜御死去ニ付、今日中普請鳴物高声可被致遠慮候（『高松藩東浜記録』）。
〃	8月	此度御慶事ニ付大赦被仰出候間、追放并奉公構等之咎有之類之者御赦免筋相願候者有之候ハ、願書指出候様可申渡候（『高松藩東浜記録』）。
〃	9月16日	此度御慶事ニ付大赦被仰出候、御赦免之筋相願候者有之候ハ、願書当日中迄ニ指出候様相触置候得共、来ル廿日迄ニ願書指出可申候、尤願書指出候者無之候ハ其段も書付ヲ以可申出候（『高松藩東浜記録』）。
〃	10月8日	常当院様百回御忌ニ付、来ル十日朝於本門院御回向ニ仰付候間、火元入念興様之儀可相慎候（『高松藩東浜記録』）。
文化5年（1808）	3月2日	蓮潢院様御遺骸仏生山江御納被為遊候間、下口至迄御通り節へ不罷出候様可申付候（『高松藩東浜記録』）。
〃	7月5日	志摩殿御息千松殿昨夜御死去ニ付、今日中普請鳴物高声可致遠慮候（『高松藩東浜記録』）。
〃	7月25日	一、源欽様拾七廻御忌ニ付、来ル廿六日より廿八日迄於浄願寺御法事被仰付候間、火之元入念可申候、仕掛候也普請ハ不苦候、遊興之義ハ相慎可申候。 一、御法事中、町中昼夜共自身番所木戸番差置、折々拍子木打遣可申候。 一、聴衆女斗不苦候。 一、御当日廿八日一日殯留被仰付候、但、売候儀ハ御構無之候（『高松藩東浜記録』）。
〃	11月6日	一、俊祥院様去月廿日御逝去ニ付、阜安院様御忌中ニ候間、今日より来ル廿日迄鳴物高声御停止ニ候、普請不苦候（『高松藩東浜記録』）。
文化6年（1809）	10月29日	一、転切支丹之類族之者共、当年ニ而何代ニ相成候哉取調、并七代ニ而相済候分も可調出候事（『源襄様御代御令條之内書拔』）。

文化9年（1812）	2月19日	来西年、崇徳院御国忌ニ付、先例之通、音楽大曼荼羅供執行仕度候 処、諸失却多難及自力由、白峯寺願申出候、右御年忌之儀者格別之 事ニ付、無余義相聞、且先例も有之候ニ付、御家中町郷中半年分人別 奉加被仰付候間、其段夫々支配方江可申渡候事（「源襄様御代御令條 之内書拔」、別所家文書『文化九申御用留』）。
〃	2月27日	白峯寺来西年、崇徳院御国忌ニ付、先例之通、音楽大曼荼羅供執行 仕度候所、諸失却多難及自力由願申出候、依之御領分中奉加被 仰 付候間、御家中并下々男女共、壹ヶ月壹日錢壹錢宛半年分、当六月 迄ニ、西新通町白峯寺旅宿江可被指越候（別所家文書『文化九申御用 留』）。
〃	5月27日	主殿様御隠居、南曼様去ル三日、御逝去被 遊候ニ付、今日より来 ル廿八日迄、鳴物高声御停止ニ候、仕掛り之普請ハ不苦候（別所家 文書『文化九申御用留』）。
〃	8月26日	来ル廿八日より廿九日迄、順正院様御法事ニ付、鳴物高声御停止ニ 候、尤仕掛り之普請ハ不苦候（別所家文書『文化九申御用留』）。
〃	9月22日	豊山院様御遺骸、明日仏生山江御納被為 遊候ニ付、御家中男女ニ不 限、尤下々ニ至迄、御道筋江罷出不申候様、可被申付候（別所家文書 『文化九申御用留』）。
〃	10月6日	丹後守様御隠居、白翁様去月十七日御逝去被為 遊候ニ付、今日よ り来ル八日迄、鳴物高声御停止ニ候、仕掛之普請者不苦候（別所家文 書『文化九申御用留』）。
文化10年（1813）	6月16日	友松様（徳川家斉子）、去ル二日御逝去被為遊候ニ付、今日より来ル 十七日迄、鳴物・高声御停止ニ候、普請ハ不苦候（別所家文書『文 化十西御用留』）。
〃	7月27日	一、明八日ハツ半時出棺在之由、志摩殿（松平頼格）御息女去致候 ニ付、仏生山へ相納候、依之通筋、御同方裏門より西師岡武助 前、丸亀町筋田町口より仏生山江通行有之候間、道筋麓末無之 様、掃除等之義、前々之通り取計可申旨、横目役寛又蔵より申 聞候事。 一、当職并嫡子・次男三男兄弟等忌明又血忌明共、且 御目見以下 御徒士・坊主類諸手代等迄、血忌忌中又血忌明共、是迄申出候 へ共、已来申出ニ不及候（別所家文書『文化十西御用留』）。
〃	閏11月14日	一、仙洞様（後桜町上皇）崩御被遊候ニ付、今日より来ル廿日迄、七 日之内鳴物高声等御停止之義ニ御座候、仕掛り之普請者十六日 迄三日之内相止可申候（別所家文書『文化十西御用留』）。
〃	12月26日	一、此度、竹千代様御誕生御祝義ニ付大赦被仰出候御書付ニ、当時 仕置ニ可申付者も逆罪之外有免可相成分ハ指免候様被仰出候義ニ 付、当時役所仕置ニ可申付者共、追込戸ノ外、御国追放御領 分追放村并御城下追放所払等之類、御仕置障ニ不相成様一等輕キ 取調可被申出候（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
文化11年（1814）	12月23日	一、去年十二月、大赦被仰出候ニ付、役所仕置ニ可申付者共、御国 追放御領分追放郡村ニ而御城下追放所払之類、御仕置障ニ不相成 様、一等輕ク取調候様相達置候得ハ、右取扱之義ハ当年中ト相 心得可被申候事（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
文化12年（1815）	3月26日	一、来月朔日、御宮御本社御神庫御安鎮御修法向被為在、重キ御義 ニ付前夜より終日、町郷中浦方彌師共始都而諸殺生堅無用ニ候、 此段不淺様可被申渡候事（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
〃	4月8日	一、神君 御尊影来ル十一日寅ノ上刻御発輿ニ相成候間、十日朝四 つ時より十一日迄、町中木戸番火之元入念可申候（「高松町年寄 御用留」）。

文化12年（1815）	4月9日	一、権現様、来ル十一日、御正遷宮被為在、同十二日御供養修行被仰付、并式百廻 御神忌被為当候ニ付、同十五日より十七日江御法会執行被仰付重キ御義ニ候間、惣而追放又ハ咎方等之義ハ申渡聊も不相成候事（「源襄様御代御令條之内書拔」）。 一、権現様、来ル十一日、御正遷宮被為在、同十二日御供養修行被仰付、并式百廻 御神忌被為 当候ニ付、十五日より十七日江御法会執行被仰付重キ御義ニ候間、十一日前後より十二日迄終日、十五日より十七日まで終日、町郷中浦方猟師共始メ都而諸殺生堅無用ニ候（「高松町年寄御用留」）。
〃	4月11日	幕命ヲ請ケ、屋嶋山麓ニ就テ、東照公原廟ヲ営ム。四月十一日、本門寺院所蔵ノ神影ヲ遷シ以テ祀典ヲ挙ケル（「増補高松藩記」）。
〃	4月19日	一、神君御尊影、此度屋島江 御遷宮并御供養式百回御神忌御法会等之御大礼、万々無御滞被為相済候ニ付、御家中一同右為御祝詞（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
文化13年（1816）	9月6日	一、只今迄在来之葬場之外、向後川堤池等之堤葬場墓等、致申間敷候事。 一、百姓田地之上葬送致候義并墓等、致申間敷候事。 一、三昧之外、大還端又ハ池川堤原等ニ法経院塔并地藏等建候義、向後不相成候事。 一、御林中江葬送りハ勿論墓等致候義ハ、決而不相成候事ニ候間、惣而相弁可罷在候得共、尚心得違無之様可被致候事。 右之通、相心得可申候、宝暦四戌年寛政十年申渡候趣も在之候得共、近頃猥ニ相成候由相聞候義も在之候間、此度改申渡候間、村々不洩様可申渡候事（「源襄様御代御令條之内書拔」）。
文政3年（1820）	10月9日	貞章院様当八月廿二日 御逝去被遊候ニ付、今日より来ル十一日迄、鳴物高声御停止ニ候、普請者不苦候（難波家文書「御触帳」）。
文政9年（1826）	10月26日	一、町郷中浪人者、腹（服か）忌掛り候親類ニ而も、百姓ハ勿論一代刀指候者之倅又ハ兄弟ニ而も致養子ニ候ハ、其身一代帶刀相成、浪人之筋目ハ絶候義と相心得可申旨、文化二丑年ニ申渡置候得共、尚又相改候ニ付自今以後ハ右之部類より致養子候得ハ、其身一代ニ而も帶刀ハ不相成候間、兼而其旨相心得せ置可申候事（「源愨様」）。
文政11年（1828）	2月朔日	一、毎月十九日、源武様御忌日ニ候間、諸殺生用捨仕候様、御家中之面々江相触可申候事（「源愨様」）。
文政12年（1829）	2月11日	成公様御忌日は迄表向御弘之御日取四月七日御用相成居処、以来本渡御忌日同月六日ニ御改相成候（水戸藩「成公良公ノ忌日改正ノ件」『郡庁令達』）
〃	3月朔日	一、源定様五十廻御忌ニ付、来ル三日より五日迄、於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元可被入念候、仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候事（「源愨様」）。
〃	3月8日	一、即就院様、今日午中刻ニ御逝去被遊候ニ付、鳴物高声御停止ニ候、尚普請等相止メ、手前々火之元入念可申候事（「源愨様」）。
〃	4月15日	頼恕夫人倫君卒ス、享年二十有九。五月十三日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ賢正院（「増補高松藩記」）。
〃	4月25日	一、奥様去ル十五日亥下刻、御逝去被為遊候段、今日御到来在之候、依之、御家中之面々普請等相止メ、手前々火之元入念諸事相慎可申事（「源愨様」）。
〃	4月26日	一、奥様御義、賢正院様ト可奉唱候事（「源愨様」）。
〃	6月5日	一、明六日より諸事平生之通被仰出候事。但、今日御忌明ニ候得共、若殿様御忌中ニ被為在候ニ付、是迄之通ニ相心得可申候、尤武芸之稽古并普請等ハ不苦候事（「源愨様」）。

文政12年（1829）	6月20日	一、去ル六日より諸事平生之通相成候得共、賢正院様御百ヶ日迄之内ハ、殺生之義ハ年寄中被致遠慮候苦ニ候、此段為心得相違候事（「源愨様」）。
〃	8月25日	老公（頼儀）、目黒邸ニテ卒ス、享年五十有五、私諡ハ襄公ト曰フ。十月六日、仏生山ニ帰葬ス、法諡ハ濬徳院殿（『歴世年譜』『増補高松藩記』）
〃	9月2日	一、賢正院様御忌日、思召被為在候ニ付、向後九日ヲ御忌日ト相心得候様、被仰出候事（「源愨様」）。
〃	9月10日	一、大殿様御病氣不被為叶御養生、先月晦日申上刻御逝去被遊候旨、御到来在之候間、火之元入念諸事穩便ニ仕可罷在候、尚諸殺生可令禁止候事。 一、大殿様御義、源襄様ト可奉唱候事（「源愨様」）。
文政13年（1830）	3月6日	一、即就院様御一周忌ニ付、明七日より八日迄於浄願寺ニ御法事被仰付候、火之元入念、遊興之義可相慎候、仕掛之普請ハ不苦候事（「源愨様」）。
〃	8月17日	一、源襄様御一周忌ニ付、来ル十九日より同廿五日迄、於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元入念候、仕掛り之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候事（「源愨様」）。
天保2年（1831）	5月16日	御書付之写 一、近年百姓町人共、身分不相応大造之葬式等致、又ハ墓所□ □ 石碑ヲ建、院号居士号等附候趣も相聞、如何之事ニ候、自今以後百姓町人共葬式ハ、仮令富有或ハ由緒在之者ニ而も、集僧十僧より厚ク執行等ハ致間敷候、絶物等ニ至迄分限ニ応寄附致候、墓碑之義も高サ台石共四尺ヲ限り、戒名ニ院号居士号等決而附申間敷候、尤是迄在来候石碑ハ其儘ニ指置、追而修覆等之節院号居士号相除、石碑取縮候様可致候事。 右之趣、御料私領寺社領共、不洩様可知触者也（「源愨様」）。
〃	8月17日	一、源襄様就御三廻御忌、来ル十九日より同廿五日迄、於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元入念候、仕掛り之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候事（「源愨様」）。
天保4年（1833）	7月26日	松伊豫守様御隠居上総介様、去ル二日御逝去ニ付、今日より来ル廿八日迄、鳴物・高声御停止候、仕掛之普請不苦候（難波家文書『御触帳』）。
天保5年（1834）	5月17日	松平伊豫守様御叔父 池田楽山様、去ル二日御逝去ニ付、円浄院様御忌中ニ候間、今日より来ル廿一日迄、鳴物・高声御停止ニ候、仕掛之普請者不苦候（難波家文書『御触帳』）。
〃	10月15日	一、永昌院様五十廻御忌ニ付、今朝於広昌寺ニ御回向在之候事（「源愨様」）。
〃	10月16日	一、源惠様百廻御忌ニ付、来ル十八日より廿日迄、於浄願寺ニ御法事被仰付候間、火之元入念、尤仕掛之普請ハ不苦候、遊興之義ハ可相慎候事（「源愨様」）。
天保6年（1835）	8月16日	一、源襄様就御七回 御忌ニ付、来ル廿三日より同廿五日迄、於浄願寺ニ御法事被仰付候間、御法事中火之元可被入念候、仕掛之普請ハ不苦候、尤遊興之義ハ可相慎候事（「源愨様」）。
天保8年（1837）	3月16日	頼胤夫人文姫君、卒ス、享年二十有九、廿二日、小石川伝通院ニ葬ル、法諡ハ靈鏡院（『増補高松藩記』）。
天保10年（1839）	5月12日	欽公（頼起）夫人徳川氏卒ス、享年七十、六月十五日、仏生山ニ葬ル、法諡ハ阜安院（『増補高松藩記』）。
天保13年（1842）	4月16日	公（頼恕）、江戸邸ニテ卒ス、在職二十二年、享年四十有五、私諡ハ愨公ト曰フ（『増補高松藩記』）。
〃	5月15日	愨公（頼恕）、五月十五日、日内山ニ帰葬シ、遺命ニテ葬儀ハ儒禮ヲ用フ（『増補高松藩記』）。

天保13年（1842）	5月	松平頼胤、高松藩第十代藩主トナル（『万御寄附物留記』）。
天保14年（1843）	6月2日	一、葬礼之節仕来ニ而寺より召連参候駕之者等へ、立酒と名付酒差出候義存之、酒出不申候時者相応代銀ニ而指遣候様、一同右之風義相成居申、一昧葬式之義愁傷を重候ニ付、酒等差出候義札不叶次第二候間、向後立酒一切無用（『高松藩諸達留』）。
弘化2年（1845）	2月晦日	襄公（頼儀）夫人池田氏卒ス、享年六十有四。四月十二日、仏生山ニ葬ル（『増補高松藩記』）。
弘化3年（1846）	7月19日	世子（頼熙）、江戸邸ニテ卒ス、享年二十有一、私諡ハ簡伯ト曰フ。八月十五日、仏生山ニ葬ル（『増補高松藩記』）。
嘉永6年（1853）	7月9日	岸寿院様去月廿六日御逝去被遊候ニ付、今日ヨリ来ル十一日迄鳴物高声御停止、普請ハ不苦候（『高松藩諸達留』）
〃	7月21日	大將軍（家慶）薨ス、諡ハ愼徳院（『増補高松藩記』）。
〃	8月4日	一、公方様被遊 薨御候由御到来候付、郷中諸社神事祭礼無用ニ可致候（『高松藩諸達留』）。
安政5年（1858）	4月21日	高松藩世子松平頼聰と井伊直弼の息女彌千代姫の婚儀を行う（『靖公実録』）。
〃	8月8日	大將軍（家定）薨ス、諡ハ温恭院（『増補高松藩記』）。
文久元年（1861）	7月8日	松平頼胤、病有リテ職ヲ辞シ、世子（頼聰）高松藩第十一代藩主トナル（『増補高松藩記』）。
文久3年（1863）	4月9日	松平頼聰、彌千代姫ヲ離縁スル（『増補高松藩記』）。

（『英公実録』『歴世年譜』『高松藩御令條之内書拔』等より作成）

執 筆 者 紹 介

O.Baterdene	モンゴル国経済開発省投資政策局	主 任
丸 山 豊史	高 松 大 学 経 営 学 部	教 授
山 口 直木	高 松 大 学 経 営 学 部	准 教 授
岡 本 丈彦	高 松 大 学 経 営 学 部	助 教 授
澤 田 文男	高 松 大 学 発 達 科 学 部	准 教 授
津 村 怜花	高 松 大 学 経 営 学 部	准 教 授
花 城 清紀	高 松 大 学 経 営 学 部	助 教 授
藤 井 明 日 香	高 松 大 学 発 達 科 学 部	講 師
岡 耕 平	滋 慶 医 療 科 学 大 学 院 大 学	講 師
川 崎 紘 宗	高 松 大 学 経 営 学 部	講 師
竹 内 由 佳	高 松 大 学 経 営 学 部	助 教 授
向 居 暁	高 松 大 学 発 達 科 学 部	准 教 授
森 享 子	高 松 大 学 経 営 学 部	非 常 勤 講 師
井 上 範 子	高 松 短 期 大 学	教 授
小 西 博 子	高 松 短 期 大 学	准 教 授
藤 井 雄 三	高 松 短 期 大 学	講 師
溝 渕 利 博	高 松 大 学 発 達 科 学 部	准 教 授

研 究 紀 要

第62・63合併号

平成27年 2 月25日 印刷

平成27年 2 月28日 発行

編集発行

高 松 大 学

高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841-3255

FAX (087) 844-4759

印 刷

株式会社 美巧社

高松市多賀町 1 - 8 - 10

TEL (087) 833-5811